

別記第4号様式（第6条関係）

稚内市議会政務活動費收支報告書

平成30年4月10日

稚内市議會議長 中井淳之助 様

議員名

千葉一章

次のとおり平成29年度稚内市議会政務活動費の收支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 360,000 円

2 支出

科 目	金 額	備 考
調査研究費	10840	相乗り交通調査他
研修費	309,278	東京都研修会参加他
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 计	320,118 円	

3 残額 39882 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

活動内容報告書

平成 29 年 4月 21 日

稚内市議会議員 千葉一幸

活動等の名称	天塩町 notteco 相乗り交通意見交換会
期 間	平成 29 年 4 月 15 日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	天塩町老人センター
実施経費	<p style="text-align: center;">5420 円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">・(株)notteco による相乗り事業説明・(株) notteco にて相乗り交通住民意見交換会
備 考	

玉葉一幸議員 天塩町 ノッテコ報告会視察

旅行期間／平成29年4月15日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
4/15	稚内市 → 天塩町訪問 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 额
自家用車	稚内 ⇄ 天塩町(片道68km×2) 計 136km×20円	2,720
日 当	@2,700×1日	2,700
合 計		5,420

相乗り交通に関する天塩町民との交流会

平成29年4月15日

天塩町相乗りマッチングサービス実証実験は本年3月より実施している。住民とサービス側の意見交換会に参加した。参加の理由は、市立稚内病院での診療科の無い診察にて名寄・旭川へ通院する稚内市民内でシェアリングが取り組めないか否かの判断材料にしたいとの動機である。現在懸念されている、JR問題においても鉄路の振興策へ、片道はシェアリング、片道は鉄路等、日帰りで診療が可能になり、患者間でも負担軽減に繋がる取り組みとしては検討の余地はあるだろうと考えている。シェアリングサービス会社 notteco でのこの度の事業趣旨は、設けた電話窓口に問い合わせが少ない、予想より利用が促進されていないと考え、「何故、天塩町民はライドシェアを利用しないのか？」町民にヒアリングを実施し、利用普及、課題の洗い出し、対応策の検討の為交流会を実施していた。当日は、町民の方が50名程度の参加し実施され、事業の説明、テーブルを組み懸案の解決を図っていた。町民からは、制度自体があまり理解されていない様子が窺われ、タクシーの延長のような感覚での理解であり、このままの認識ではドライバーが負担を背負うのではと考えさせられた。Notteco の調査による課題は3点。1点目、相乗り事業の理解、利用の仕方に関しての理解が十分でないこと。ドライバーの予定がベースになった住民間の助け合いサービスであると理解を促すためには、ビラや回覧だけではなく、説明会、周知を中心長期的に行う必要があると認識。2点目、稚内への移動需要が少ない。通院ニーズがそれほど多くはなかった。気軽に買い物に行きたいとの願望はそれなりに多く、ニーズを満たすような利活用を検討する必要がある。3点目、自分が運転が可能であったり、家族の車に乗せてもらっている。70歳以上になっても、免許返納せず、自分で運転している人が多い。稚内への移動手段が確保できなくなる前に、シェアリングサービスを認知していただくことが肝要。今回の交流会に参加して、住民との対話、発信していくも個人によって認識がバラバラであり、サービスを定着させるには、中長期的に取り組む必要があると感じた。稚内市においても、シェアリングサービスの説明会、名寄・旭川への移動手段の将来像、鉄路の利用促進策にも繋がると考える。市立稚内病院の患者間で診療を余儀なくされるコミュニティーにて、シェアリングの取り組みは出来ないものだろうか？これから本市の少子高齢・人口減少社会において、持続可能なマチづくりに一考すべし取り組みではと考えた次第である。

稚内市市議会議員 千葉一幸

相乗り交通に関する天塩町民へのヒアリング報告書

2017-04-15 実施

実施主体：株式会社notteco

同行協力：天塩町

〈概要〉ヒアリング趣旨

天塩町-稚内市間で、相乗りマッチングサービスnottecoを利用した住民間での相乗りの実証実験を3月より行っています。しかし、初月は同乗者としての利用者数は10人弱に留まり、設けた電話窓口にも問い合わせは少なく、当初の予想よりも利用が促進されない状況である。そこで、「なぜ、天塩町民はnottecoを利用しないのか?」という問い合わせに対し、主に同乗者としての利用の対象と想定される天塩町在住の高齢者20名弱に住民ヒアリングを行い、相乗りの利用普及及び課題と対応策を探ることとした。

最後に、交流会参加者へ実施した道路運送法改正用に関するアンケートの結果と考察もまとめています。

〈ヒアリング結果と考察〉

大きな課題は以下の3点。
それぞれに対して現時点で考えられる対策の方向性と共に以下に説明しております。

1.相乗り事業の理解、利用の仕方に関しての理解が十分でない

notteco説明会参加者、利用経験者を除いて、インタビュー対象者の多くはnottecoのサービスを正しく理解していなかった。特に多かった誤認は、病院限定に利用するのはNG、タクシーと同様に自分の予定に合わせてくれるもの、定期的なダイヤが存在する、といったものであり、福祉有償運送や既存の交通手段と同様のものである、という誤解である。

こういった誤解を解き、ドライバーの予定がベースになった住民間の助け合いサービスであるということを理解してもらうためには、ビラや回覧板だけではなくFace to Faceの説明会、周知などを中・長期的に行う必要があることを再認識した。

2.稚内への移動需要（ニーズ）が少ない

通院ニーズに関しては、診療科、重篤度、町立病院の紹介などの理由で稚内以外への通院を選択している人も多く、また車を運転しなくなったタイミングで既に旭川の病院を選択する人もいるため、決して多くの人が稚内への移動ニーズを持っているものではないことがわかった。現状では買い物などのニーズを持って稚内に出かけている人も少ない。しかし、気軽に町外に買い物、外食に行きたい、といった声(願望)はそれなりに多いことがわかり、これらのニーズを満たすようなnottecoの利活用を促進していくことを検討する必要がある。

3.自分で運転が可能であったり、ご家族の車に乗せてもらっている

一般的には免許返納を考える70歳以上になっても、ご自身で運転される方が多く、またご家族と住んでいる方も多いため、ご家族による運送も多く、稚内までの移動について問題が深刻化していない。ただし、今後、免許返納を考えたり、冬場だけは自分で運転することは避けたいと感じるようになってきた際に、またご家族に車を運転してもらうことが難しくなった際にnottecoの存在が想起されるように、nottecoの存在を認知させていく必要がある。

〈notteco普及における課題一覧(同乗者側)〉

インタビューで把握した、相乗り交通事業普及の課題一覧

1. nottecoの理解に関して

- a. 利用条件が誤って伝わっている
- i. 病院限定で買い物に使うのはNG
- ii. 煩雑な会員登録が必要だと思っている
- iii. 付き添いが携帯持っていても、自分が携帯持っていないとNG(付き添いの人に窓口へCall必要だが)
- iv. 窓口はどの番号?役場なのか、専用ダイヤル(050)かはっきりさせる。
- v. 二人以上の利用可否がわからない
- b. nottecoのサービスについていまいち判らない
- i. タクシーみたいなものだと思っている
- ii. 予め決まっている定期ダイヤがあると思っている

2. 町外への移動ニーズに関して

- a. ニーズがない
- i. 町内で家電・食料品済ませられるし、訪問販売などがある
- ii. 公共交通の不便さに慣れきっている。20~30年間町外に出るのが不便だったから

3. 稚内への移動ニーズに関して

- a. ニーズがない
- i. 諦めた。移動手段が無く、バスなどの確実な手段がある旭川等に生活スタイルを変えた。
- ii. 病院の質を考えると、紹介された先が名寄か旭川

4. 現状の移動手段に関して

- a. (公共の移動手段を利用している)旭川、札幌はバスで行けている
- b. プライベートな手段で済んでいる
- i. 自分で運転する
- ii. 家族(友達)に送ってもらう

5. nottecoの利用ハードルに関して

- i. 2~3時間だけ稚内にいたい。ドライバーの予定に合わせなきゃいけないことに負担を感じる。

- ii. 不確実性。確実に行きたい日は使えない。(病院に行きたい日など)
- iii. 知らない人の車に乗るのは怖い

〈対策一覧〉

上記の同乗者、ドライバーの方々が持っている課題を踏まえた上で、特に対応策を打つ必要があると考えた以下の3つの方向性に関して対策をいくつか記述しました。

- ・nottecoの理解・認知に関して
 - »nottecoの正確な理解がなされるように、対面、チラシの告知を引き続き行う
- 1. 老人クラブ、サロンなど高齢者の集まる機会に顔を出して対面で説明する
- 2. notteco通信(誤解を減少化していく、啓発するための広報ツール)などを用意する
 - »変更点が少なくなるように事前設計を確定させていく。
- 1. 窓口など、ユーザーからわかるところは一本化(簡素化)する★
- 2. コロコロ変更しなくていいように、一度しっかり利用要件などを話し合い固定する
- ・相乗り需要を喚起させるために
 - »無理やり利用してもらう機会を作る。まずは一回利用してもらう。
- 1. 買い物などの気軽な移動ニーズを想起させる
 - »施設内が旭川などよりも気軽にいける場所になったことを感じてもらう。
- 1. 「Notteco・相乗りデー」などイベント開催してみる(団体の買い物を企画する)
- ・nottecoの利用ハードルを下げるために
 - »往復の行程で、ドライバー(クルマ)を別々にする。(往復別々に対応するためにはドライバーとドライブ登録を増加させる必要がある)
 - »交流会を定期的に開く。
- 1. 今回(4/15程)の規模でなくて良いので、ドライバーとの交流定期的にお茶会などを聞く

【ID東1】

◇ 年齢:74、68歳 ◇ 職業:ともに無職 ◇ 性別:女 ◇ 家族構成:夫婦(インタビューは奥様のみ) ◇ 車所有:1台(自分で運転してきた)

Nottecoの認知に関して

- 知ってるつもり。免許が無いので使おうかと思っていた。

移動ニーズに関して

現状の移動について

- 年2,3回施設内へ行くことがある。旦那さんに送ってもらって行く。病院に行くため。予約はしない。直接行く。買い物も。
- バス、電車乗り継いで行くことはない。

- 外科にかかるため(足腰が痛くて)。札幌にも年2,3回ぐらい行く。
- 留萌、名寄とかも1回/年行くかもしれない程度。
- 買い物行きたくて移動するというのは殆ど無い。病院のついでに買い物、ぐらい。
- 友達に頼んで連れて行ってもらう、もなかった。子どもたち程度。

意思決定の構造

- この歳になると外出しない。
- (何らかのサークルに所属していて)町の中いろいろな事業など沢山やることがあるから、町外に出ることがあまりない。買い物で出る、等は特に無い。

過去との比較

- 友達に送ってもらうとかはなかった。もともと頻繁に町外へ移動することはなかった。
- 子どもたちが、行く?と聞いてきて乗せてもらう程度(もう、いないけれど)

解決策の提示(ボトルネック)

nottecoの利用コスト(ハードル)

- 特設サイトも見たことがある。いままでは機会がなかった。
- これだけ出てるんだな、というのは見ていた。”先生”(ドライバーニックネーム)だと、いることはわかつっていた。
- ドライバーの面識がないのは不安だが、計良さんは知っているので大丈夫。
- 罪悪感なども特にない。
- 何か事故があったらどうしようかな、ぐらいはある。

【ID東2】

◇ 年齢：78歳 ◇ 職業：無職(今は天塩で団体活動をしている) ◇ 性別：女 ◇ 家族構成1人
◇ 車所有：無し

Nottecoの認知に関して

- 最初の会と交流会に参加している人。よく知っている、とのことだった。
(そもそも、4/25に乗車予定)

移動ニーズに関して

現状の移動について

- 今まで天塩-稚内のバス無かった。沿岸バスで札幌に行くことは合った。天塩-稚内は不便なものもあるが年1回。団体活動の買い物でいくて。地元に店がなくなったので。
- 団体活動がある。小物を作つて送るなどしているが買い物が必要になるので羽幌まで行つたりしていた。
- 最後に行ったのは去年か一昨年、事業で車を出すのは大変、というのがあってあまり遠く行ってない。

- 地元の施設でいろいろな事業をこなす。事業では、経費の関係で遠くに行けない。
- 先月は札幌に用事があって行った。沿岸バスの券があるので。
- 札幌までは4枚17500円のバス回数券があってそれを買って行っている。
- 天塙と稚内、年に1回か、買い物に行くとき親戚に連れて行ってもらう。
- 勝手に無いものを購入したいな、と思っていたのでnottecoで行けるかも?と安心していた。

意思決定の構造

- 町外への移動はしている。チケットあるから札幌に行っているがnottecoも使う予定。バス、JRを乗り継いで天塙→稚内に行くことはしない。
- 所属する団体の活動で買い物のときに使おうと思っている。
- 7年前主人が急に亡くなって、昔は乗せてもらって旭川/札幌/稚内へ移動していたがそれもできなくなった。
- 時間が早いとお店も空いてないから、稚内に10時頃到着とか。帰りは16時ごろが一番妥当だなと思っていた。
- なので、特設ダイアルに電話したときに該当するドライブに乗せてもらえることになった。

解決策の提示(ボトルネック)

- 既に使ってる。

nottecoの利用コスト(ハードル)

- 安全性に対する不安はある。ドライバーが計良さんなので安心。知らない人は不安。
- 罪悪感、元々お願いしてた頃はお礼を払っていたがそれが制限されるのか。かえって、お礼は迷惑なことなのかなとなってしまった。
- ドライバーにとっては、何かお礼とかするのが妥当だろうなとは思う。

【ID東3(交流会参加者)】

◇ 年齢：69歳 ◇ 職業：無職 ◇ 性別：男 ◇ 家族構成：夫婦 ◇ 車所有：2台(自分で運転してきた)

Nottecoの認知に関して

- 2月の説明会に参加した。nottecoの内容についてはその時理解した。
- 病気(呼吸器と泌尿器)があるので、将来運転できなくなると思う。その為に使えるようにしておきたいと思った。

移動ニーズに関して

現状の移動について

- 稚内に月1行っている。おもに病院。買い物では行かない。買い物は町内で間に合っている。
- 稚内の病院は2件、2ヶ月毎と3ヶ月毎の所があり、基本的に来る日時は決まっている。
- 将来的に自分で車運転できなくなるので説明会に出ていた。

意思決定の構造

- 車以外で行くことは殆ど無い。
 - 15年ぐらい病気持っている。三年ぐらい前までは病院で旭川は行くこともあったが距離が遠いから稚内に変えてもらった。
- 解決策の提示(ボトルネック)
-

nottecoの利用コスト(ハードル)

- 今のところ運転できるので、利用するつもりはない。
- 自分の都合で乗せてもらうので、面識のない人に乗せてもらう不安、とかは関係ない。
- 70歳で運転手を切るのはどうかと思う。
- ガソリン代以外、多少支払ってもよいと思う。法律はあると思うがドライバーがかわいそう。
- (稚内以外の路線のニーズは特にない)

【ID東4(交流会参加者)】

◇ 年齢：S9. 82歳とS15. 76歳 ◇ 職業：無職？ ◇ 性別：男女 ◇ 家族構成：夫婦
◇ 車所有：無し(免許を2年前に返納済み)

Nottecoの認知に関して

- 2月の説明会で役場が告知しているのを見て知った。前に聞いたときは、チケットを貰って連絡するようなものだと思っていたが、電話してみたら携帯がないと使えないと言われたので自分には使えないものだと思っていた。

移動ニーズに関して

現状の移動について

- 哺育までハイヤーで行ってJRに乗って稚内に行くことがあった。病院が11時までに行かないと診察受け付けてくれない。
- 今年からは泊まりでしか行けないので行かなくなった。なので、紹介状を書いてもらって旭川の病院に変えた。
- ニヶ月に1回行くぐらいだった。
- 町外への移動は、車が無いので出なくなつた。稚内に親戚はいるが、泊めてもらうのも悪いし行くことは無い。
- 最後に稚内へ行ったのは、吐血して救急車で稚内の病院へ行った5年ほど前が最後。
- (東注：恐らく、その後1.2回は稚内の病院へ行っているはずだが)
- 免許も2年前に返納して、その吐血以来稚内へは行っていない。
- 移動できないから、名寄とかも特に行かない(夫婦とも)。

意思決定の構造

- 3月に旭川に行った。一ヶ月おきに行く必要がある。バスで行った。(夫婦で)

解決策の提示(ボトルネック)

- 移動に関しては、町内ならタクシーで夕映に行くことはある。
- バスで行くのが確実。
- 今まで無かったから、できたら使う。買い物で使ってみようかと思っている。

nottecoの利用コスト(ハードル)

- 安全性(二種免許ではない点)：不安無し。関係ない。
- 面識のない人に対する不安：無し。関係ない。
- 罪悪感(大した金額が払えないことに対する後ろめたさ)：ない。(聞き方が悪かったかも?)

【ID松井・川崎1(4名まとめてインタビュー)】

◇ 年齢：67～85歳 ◇ 職業：農家(現役) ◇ 性別：男 ◇ 車所有：皆持っている

Nottecoの認知について

- 回観板で存在は知っている
- 電話一本でいける、ということは知らなかった様子

移動ニーズについて

- 週に一回くらいは稚内に行く。(10日に一回?)
- 目的は買い物、病院、パチンコなど。まとめて済ませてしまうことが多い。
- 名寄などは、稚内に比べると遠いので稚内の方に行く。

現在の移動について

- 今は自分で運転出来るから、車で行く。自分でやれるうちは運転したい
- しかし、冬(11月～3月)は運転が怖い

nottecoの利用コスト(ハードル)

- なし(恐らくしっかりイメージしていないので)

【ID松井・川崎5】

◇ 年齢：80代後半 ◇ 職業：父さんと呼ばれる方 ◇ 性別：男

◇ 家族構成：元妻と死別し、他の女の人と住んでる

◇ 車所有：-

◇ 携帯電話を持っていない(長瀬副町農がボランティアの人が携帯電話持って助けることを考えている説明)

Nottecoの認知について

- 知っている。賛成している。
- 電話くれば、一本でいける、ということは知らなかった。

移動ニーズについて

- せっかちな性分なので、用事がすぐ終わってしまう。

現在の移動について

- 仲間の方に車で連れて行ってもらう

nottecoの利用コスト(ハードル)

-

【ID松井・川崎6】

◇ 年齢：80歳くらい ◇ 職業：無職(定年) ◇ 性別：女性 ◇ 家族構成：娘がいる(仕事をしている) ◇ 車所有：娘は持っている

nottecoの認知について

- 知っているし、いい取り組みだと思う。
- しかし、ドライバーが集まらずにワークしないと思っている。
- ドライバーの用事があるついでに乗せていくものだ、ということを理解したのが七分目くらい。
- 年齢制限を設けているのではないか？
- 雉内に、何時間くらいいなければいけないのか？(6,7時間は辛すぎる)

移動ニーズについて

- 健康のため、雉内の病院にはいかない。

- 買い物に行く

- 買い物や、回転寿しに行きたいと思い、娘の予定が合わないこともある。(しかし、2,3時間の間だけ雉内に居れるドライブってあるのか？)

現状の移動について

- 娘の車に乗せてもらっている

nottecoの利用コスト(ハードル)

-

【ID松井・川崎7】

◇ 年齢：90歳くらい ◇ 職業： ◇ 性別：女性 ◇ 家族構成：一人(家にヘルパーさんがついている)

nottecoの認知について

移動ニーズについて

- 歩けないから雉内には行かない。

現状の移動について

- 社会福祉協議会に助けてもらっている。

nottecoの利用コスト(ハードル)

【ID松井・川崎8】

◇ 年齢：75歳 ◇ 職業：倉庫の修理をしていた ◇ 性別：男性 ◇ 家族構成：車所有：有

nottecoの認知について

- 回観板で見た程度

移動ニーズについて

- 札幌に年に2回ほど（バス）
- 稚内へは行くこともあるが、自分で車を運転していく

現状の移動について

- 自分で車をまだ運転している

nottecoの利用コスト(ハードル)

【ID松井・川崎9(女性2名)】

◇ 年齢：70歳 ◇ 職業：定年している。うち一人は以前、役場に勤務。◇ 性別：女性

◇ 家族構成：女性二人暮らし

◇ 車所有：なし。運転もできない

nottecoの認知について

- 聞いたことはある。テレビで見た。
- ドライバーの方が、タクシー運転手のようなものと勘違いされていた。
- そのために病院にいる間、ドライバーは何してるの？という疑問を持たれていた。
- 二人以上でも利用できるのか？と質問された。

移動ニーズについて

- ほとんど天塩の町内で買い物を済ますようにしている。電化製品高くても天塩町で購入。
- 基本的にはでないが、移動手段はないから病院に行くのに利用したい。
- あとは自宅に外商が宝石を売りに、化粧品は稚内から電話で取り寄せしている

現在の移動について

- 今のところはお姉さんに旭川に（病院）に送ってもらっている

nottecoの利用コスト(ハードル)

【ID松井・川崎10】

◇ 年齢：40? ◇ 職業：消防 ◇ 性別：男性 ◇ 家族構成：嫁、娘 ◇ 車所有：あり

nottecoの認知について

- 知っているが、登録はしていない
- 職業柄、人を乗せることに抵抗はない

移動ニーズについて

- 稚内へは週1回くらいは行く。また休みが不定だから、平日にも行くことがある
- 稚内の病院は質が低いから（人数も、診療科も足りていない）
- 重い病気の人には名寄に行ってもらうことになるから、そのルートを作って欲しい

現在の移動について

- 車を自分で運転
- 周りの消防の方にもPRしてくださる

nottecoの利用コスト(ハードル)

【ID松井・川崎11】

◇ 年齢：約70歳 ◇ 職業：喫茶店 ◇ 性別：女性 ◇ 家族構成：不明

◇ 車所有：不明。おそらくなし

nottecoの認知について

- 知ってはいるが、詳しくは知らない。回観板は見なかった。
- ビジネスとしてやっていけるの？とドライバーが雇われているような印象を持たれていた。
- 店にくるお客様の認知もバラバラで、病院目的じゃないと利用できないとか、どこに電話をかければいいのかが分からない。
- まだ始まってはいないと思っていた。
- わざわざ2,000円くらいで乗せてもらうのは、申し訳ないというイメージを持たれている。
- 細かいお金のやり取りではなく、ざっくりとしたいと考えている。
- まだ詳しく分からぬからnottecoを利用できないと思っていた。

移動ニーズについて

- 稚内へは病院の利用（眼科）のために

- 買い物へも行けるのならば行きたい。
 - また買い物へ行く時は2、3人で行く。
- 現在の移動について
- 知り合いに乗せてもらっている。

nottecoの利用コスト(ハードル)

-

【ID松井・川崎12】

- ◇ 年齢：70? ◇ 職業：主婦 ◇ 性別：女性 ◇ 家族構成：旦那さんがいる（免許なし）
- ◇ 車所有：あり

nottecoの認知に関して

- 知っていて、利用してみたいと思っていた。

移動ニーズに関して

- 稚内へは病院に行っている
- 今は稚内の病院に近いから行っているが、本当は病院的には名寄へ行きたい
- 石狩や網走に親戚がいるから、たまにそちらへ行く
- また、旭川へはバスが少ないから
- 鹿がでてくるから運転するのが怖い
- 自分が入院したりしたら、旦那さんが利用したいかも

現在の移動について

- 自分の運転で行かれている

nottecoの利用コスト(ハードル)

-

法改正アンケート(交流会でとったアンケート)の結果と考察

(計35人)

Q1.あなたは稚内までタクシーのような形で運送してくれる車があったら利用したい、と考えますか？ はい 30人 いいえ 5人

Q2.天塩から稚内まで車で送迎してもらう場合、いくらまでならお金を払ってもいいと感じてありますか？ 1000円まで 17人 3000円まで 16人 5000円まで 0人 10000円まで 1人 それ以上払ってもいい 0人

Q3.あなたは、第二種免許を持たず、一般の第一種免許のみ持つ人の車に乗ることに対して、安全上の不安を感じますか？

はい 10人 いいえ 24人

〈考察〉

そもそも目的は

- ・天塙町民は稚内への移動手段に強いニーズがあるということ
- ・また、保有する免許の違いに安全性の差異を感じていないこと

のエビデンスを集めることであり、これを地方での実質以上の受け取り解禁を求める主張の裏付けとして使うことを念頭に置いている。

結論としては、Q1に関しては約90%が「ニーズがある」、Q2では平均2,000円、Q3では70%が安全性に不安を感じない

となり、少し物足りない。質問の仕方に問題があったと考えられるので、Q1でニーズがある95%、Q2では片道3,000円、

Q3では不安を感じないが90%になるように、サンプルの絞り込みと質問の再考を行う。(4/24に菅原様に共有済み)

：)

：)

かんたん・快速・安心・便利

天塩～稚内間 相乗り交通

実施中



天塩町 ×

notteco

初めての方



同乗したい
まず 役場 01632-1001
にお電話ください

※平日のみ8:30～17:30

ドライバー募集中！
詳しくはコチラ→



天塩～稚内 相乗り特設ページ <http://lp.notteco.jp/teshio/>

----- 剪りとり -----

2017.4

天塩～稚内 相乗り

お問い合わせ、予約受付

天塩町役場窓口へ



01632-2-1001

電話受付8:30～17:30（平日のみ）

天塩～稚内 相乗り特設ページ
<http://lp.notteco.jp/teshio/>

天塩～稚内 相乗り

お問い合わせ
予約受付

天塩町役場窓口へ

01632-2-1001

受付時間8:30～17:30
(平日のみ)



閻新遜海珠

卷之三

山東人民

三、本办法一切条款之解释权归公司董事会。

閻內雜種

車相乗り不安解消します

日付	登録料	登録料	登録料	登録料	登録料
1612/6/9	00:30	00:30	00:30	00:30	00:30
1612/6/10	00:30	00:30	00:30	00:30	00:30
1612/6/11	00:30	00:30	00:30	00:30	00:30
1612/6/12	00:30	00:30	00:30	00:30	00:30

サービス利用促す交流会

トランバード同乗希望者

【天塩】車の相乗りを仲介するインターネットサイト「notteco(ノッテコ)」(東京)と町は15日正午から、相乗り事業に間に開いたある町民を対象とした「ドライバーと同乗希望者が交流する場を設けたい」と同乗希望者が交流する場を開く。老人福祉センターで開く。同乗希望者は、同乗希望者と一緒に天塩町内にて運送事業を運営する事業者を通じて、車両の運送を依頼する。

野刀屋主刀地はいき名うき回分

週末半額キャンペーンで販売までの期間は
4月9日(日)まで

つゝもりを顔の笑み



片側1車線にワイヤ柵



重大事故防止狙う 道央道、道東道の一部で

中央分離帯のない片側1車線区間では、12~16年の5年間で90件の人身事故が発生し、16人が死亡した。16年10月には愛媛県内長万部町の道央道で、対向車線にみ出した大型トラックが、馬の搬送車と正面衝突し、3人が死亡。現場は

解消するのが狙い。町は2月に開く説明会を通じて、町民の利用を呼び掛ける。

同社は2007年にサイドを開設し、主に帰省や旅行の目的で、20~40代を中心としたドライバーと同乗希望者合わせて約3万人を登録している。今回の試験では、過疎地の足の確保に向け、天塩町の呼び掛けで実現した。同社がこの関連で、自治体と提携するのは

初めて。

トライバーが出発日時や場所、行き先、乗車人数を

サイトで告知し、同乗者を募る仕組み。ガソリン代や

高速料金などを割り勘にすることで、交通費を抑えら

れるという。営業ではなく

ため、ドライバーが道筋運

送法上の許可を受ける必

要はない。同社は3月末までに

サイドに天塩・稚内両のコ

ーナーを設ける。当面はナ

ショ。これまで道央道の2件

を含む3件の事故があつた

が、いずれも対向車線への

進入によるもの。町は、道内

の高規格道路の片側1車

線と高規格道路の片側1車

線区間で、車が対向車線に

はみ出して正面衝突する事

故を防ぐため、国土交通省

は今春、全国12路線計10

0kmで、道央道中央に金属製

のワイヤロープ柵を設置す

る。道内では東北道と道東

道央道と道東道の一部で

中央分離帯のない片側1車

線区間では、12~16年の5

年間で90件の人身事故が発

生し、16人が死亡した。

16年10月には愛媛県内長

万部町の道央道で、対向車

線にみ出した大型トラッ

クが、馬の搬送車と正面衝

突し、3人が死亡。現場は

が堵え100mで渋滞して

いた。実験では乗用車

だが、道央道と道東道

の建設区間、西郷は建設

工事に着手する。一方、

建物内

飲食業者

外食メカ

スードサ

政府

は、

天塩町と提携し、天塩・稚

内間(約40km)でのサービ

ス普及に取り組む。この区

域は、4車線化までの一

方針だ。

国土交通省によると、片側1

車線とされている区間で、

車線をさされている区間で、

大半は柔らかいワーボー

ルで、車線が区切られている

ため、対向車線にみ出す

事故が相次いでいる。

道央によると、道内の高

速道路と高規格道路のうち

は、4車線以上の区間の約2

倍といふ。

事故は12件で、発生割合

は4車線以上の区間の約2

倍といふ。

年間の発生件数は有料区間だ

だけ334件に上った。死

亡事故は12件で、発生割合

は4車線以上の区間の約2

倍といふ。

事故は12件で、発生割合

は4車線以上の区間の約2</

天塩-稚内間相乗り交通事業アンケート

2017-04-15
株式会社notteco

Q1.あなたは稚内までタクシーのような形で運送してくれる車があつたら利用したい、と考えますか？

(はい　・　いいえ)

Q2.天塩から稚内まで車で送迎してもらう場合、いくらまでならお金を払っていいと感じておりますか？

(1000円まで　・　3000円まで　・　5000円まで　・　10000円まで　・　それ以上払っても良い)

Q3.あなたは、第二種免許(タクシー運転手が保有している免許)を持たず、一般の第一種免許のみ持つ人の車に乗ることに対して、安全上の不安を感じますか？

(はい　・　いいえ)

株式会社notteco
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID
株式会社notteco 東祐太朗
電話：03-6869-5996
E-mail: info@notteco.jp

国内最大級の相乗りマッチングサービス notteco、 「グレーゾーン解消制度」活用で道路運送法における取扱いが明確に ～交通過疎地における新たな交通手段としても期待～

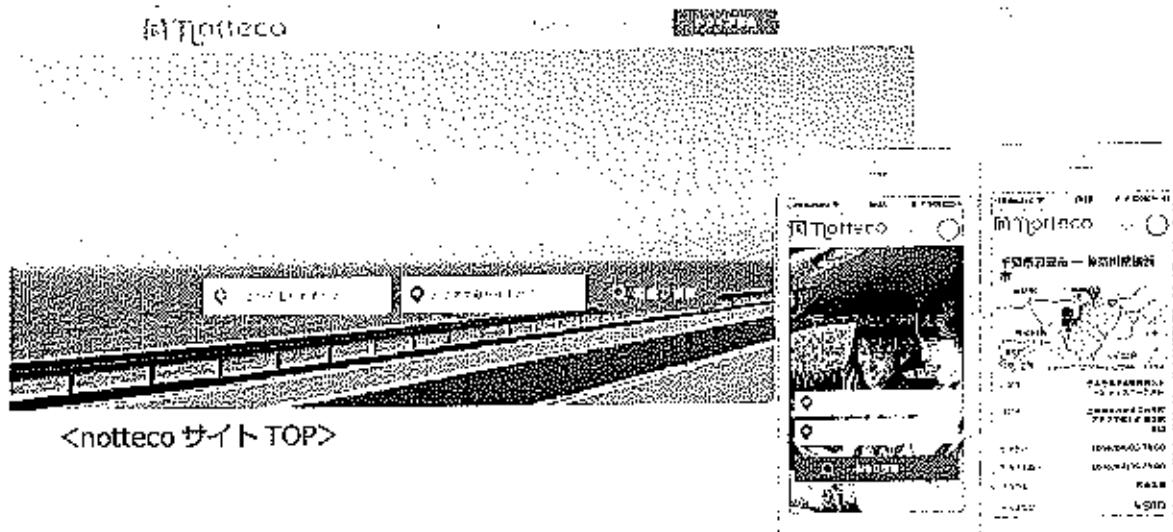
国内最大級の相乗りマッチングサービス「notteco（ノッテコ）」を運営する、株式会社 notteco（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：東 祐太朗、URL：<http://notteco.jp/>）は、産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」を活用して予め設定した実費の範囲内の金額を同乗者が負担することで相乗りさせる事業について照会し、国土交通省及び経済産業省から、道路運送法第2条第3項の「旅客自動車運送事業」に該当せず、道路運送法上の許可または登録を要しないとの回答を受けました。

■道路運送法における取扱いが明確になり、より安心できるサービスに

notteco は、中長距離を移動する人（ドライバー）と同区間の移動を希望する人（同乗者）をインターネット上でマッチングし、その移動にかかるガソリン代及び高速道路代を、実費の範囲内で同乗者が負担するコストシェア型ライドシェアサービスです。これまでに、ドライバーが同乗者から費用を收受するのは、いわゆる「白タク」行為にあたらないか、という指摘を受けることがありました。

この度、今後本格的にサービス展開をするにあたり、想定するサービス及び料金形態が道路運送法に抵触しないか産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」により照会を行い、2017年4月28日付にて国土交通省及び経済産業省より、「ドライバーが同乗者から收受する費用については、運送のために生じるガソリン代及び道路通行料を上限値として設定されるものであり、これらの費用の範囲内の金額の收受であることから旅客自動車運送事業に該当せず、道路運送法上の許可又は登録を要しない。」との回答を受けました。

これにより、今後本格的にサービスを提供するにあたり利用者に安心してサービスを利用いただくことができるようになりました。notteco としては、さらに今後、生活交通が課題となっている交通過疎地における新たな交通手段としての展開も進めていく予定です。



【報道に関するお問い合わせ先】

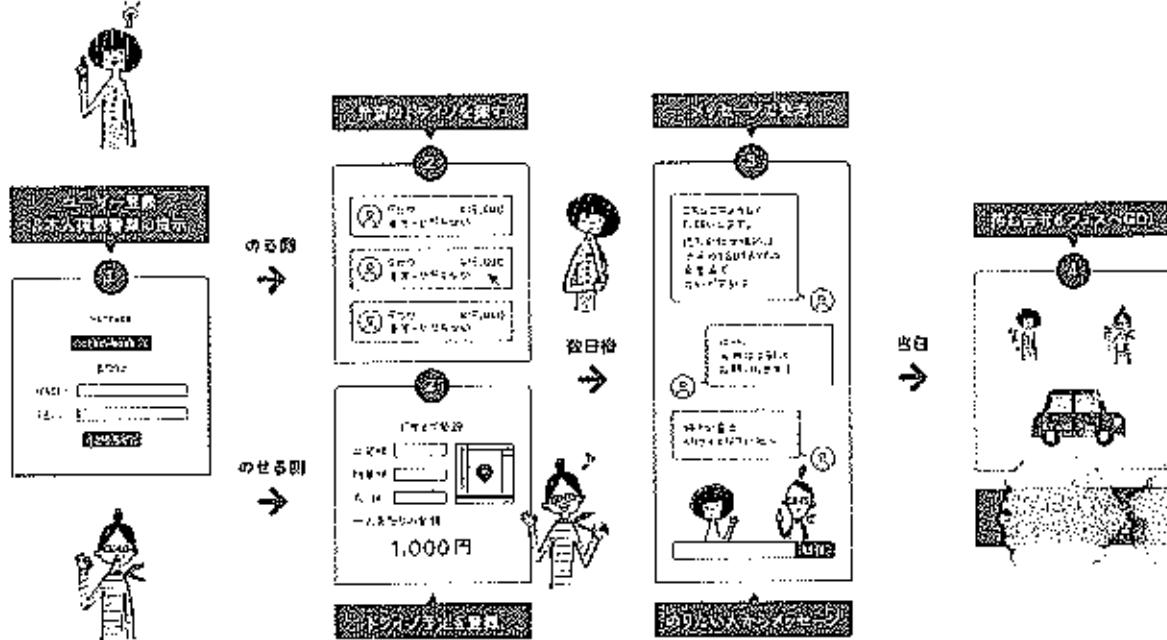
株式会社 notteco 広報担当：佐藤未咲 TEL：090-7266-0878 / E-MAIL:sato@v-pr.net

■国内最大級の相乗りマッチングサービス「notteco」

nottecoは、2007年よりサービス提供を開始し、2015年9月に株式会社nottecoとして法人化しました。以降、毎月1,000人～1,500人ペースで会員数が増加し、現在では会員数35,000人以上、年間約6,000ドライブが登録されている国内最大級の相乗りマッチングサービスです。

ドライバーは免許証の提出、同乗者は免許証またはそれに付随する本人確認書類の提出をそれぞれ必須とし、また、携帯電話のSMS認証やメールの開通認証で連絡が取れることを事前確認するなど、安心・安全に対する取り組みを行っています。

<nottecoサービス利用の流れ>



■日本初の地方都市特化型長距離ライドシェアサービスの実証実験を実施

2017年1月に北海道北部に位置する天塩町と提携し、3月から天塩町・稚内市をつなぐ新たな交通手段として、日本初の地方都市特化型長距離ライドシェアサービスの実証実験を実施しています。

天塩町から生活圏である稚内までは約70km離れており、自家用車を利用する場合は約1時間ですが、現状直通の公共交通手段はないため、バス・電車を乗り継いで2時間以上要しています。そのため、自家用車がない町民は買い物や通院の際に大変不便をきたしており、かねてから改善を望む声が上がっていました。そこで天塩町民の交通の利便性を向上することを目的とし実証実験を開始、2017年夏頃の本格スタートを目指しています。

■株式会社notteco 概要

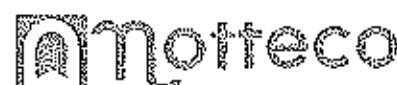
設立：2015年9月2日

代表取締役社長：東 祐太朗

所在地：東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID

事業内容：相乗りマッチング事業の運営

URL：<http://notteco.jp/>



【報道に関するお問い合わせ先】

株式会社notteco 広報担当：佐藤未咲 TEL：090-7266-0878 / E-MAIL:sato@v-pr.net

(参考1) 規制改革会議（平成27年6月16日）における内閣総理大臣発言（抜粋）

「・・・規制改革に終わりはないという精神で取り組んでいきたいと思います。産業競争力会議などとの連携の下、シェアリングエコノミーの推進や、一層の地方創生の実現などに向けて、規制改革を更にスピード感を持って前に進めていく決意でございます。」

(参考2) 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

II 分野別措置事項

5 地域活性化分野

（2）個別措置事項

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	小規模宿泊業のための規制緩和 ③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省

シェアリングエコノミーについて

<シェアリングエコノミーとは>

欧米を中心に拡がりつつある概念で、ソーシャルメディアの発達により可能になった、モノ、お金、サービス等の交換・共有により成り立つ経済のしくみ

<シェアリングエコノミーにおけるサービスの例>

- ・ 民泊（住宅（別荘含む）の全部又は一部を短期宿泊用に貸出し）
- ・ 自動車（ライドシェア）
- ・ 自動車（カーシェア）
- ・ 自動車（貨物運搬シェア）
- ・ 駐車場
- ・ 施設（会議室・イベントスペース）
- ・ 機器（印刷機等）
- ・ 労働力（家事）
- ・ 労働力（保育）
- ・ 労働力（ウェブ制作、アプリ開発、ロゴデザイン等）
- ・ 資金（クラウドファンディング）
- ・ ビジネス知識・スキル
- ・ 料理
- ・ 農地
- ・ 電波（Wi-Fi アクセスポイント）

規制改革推進会議（第10回） 議事概要

1. 日時：平成29年2月7日（火）15:00～16:33

2. 場所：4号館共用1208会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、飯田泰之、野坂美穂、長谷川幸洋、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）松本副大臣、務台大臣政務官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

（事務局）刀禍次長、福島次長、佐藤参事官、中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

（説明者）日本交通株式会社 川鍋代表取締役会長

株式会社notteco 東代表取締役

ヤマト運輸株式会社 福田ネットワーク戦略部長

株式会社みちのりホールディングス 松本代表取締役社長

4. 議題：

（開会）

1. 需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 こんにちは。ただいまから第10回会合を開催いたします。

本日は、安念委員、江田委員、古森委員、高橋委員、林委員が御欠席です。

松本副大臣、務台大臣政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

今回より、インバウンド需要や高齢化の進展、さらにはICT、AI等の技術革新を背景に、移動・輸送サービス分野に需給の構造変化が見られる中で、移動・輸送サービスを活性化させるための環境整備について、議論を開始いたします。

本日は、日本交通様、notteco様、ヤマト運輸様、みちのりホールディングス様の4者から御提案をいただき、それについて議論をいたします。

恐縮ですが、報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」に入ります。

本日は、提案内容についての御説明をお伺いするため、日本交通、川鍋一朗代表取締役会長、notteco、東佑太朗代表取締役、ヤマト運輸、福田靖ネットワーク戦略部長、みちのりホールディングス、松本順代表取締役社長にお越しいただいております。お忙しいとこ

る御迷惑をおかけして申しわけございません。ただし、実はアプリでつくりますと、ソフトウェア上で改修がどんどんできますので、むしろいわゆるUIとかUXといったような使いやすさに焦点を置いてどんどん改善することができます。また、運転手が字が小さいと言えば大きくすることができるので。ところが、今のカーナビですとかタクシー専用機器ですと、やはり1回入れたら8年変わらないのです。表示もずっと同じで、ですから、そういう意味で改善して運転手も使いやすくなるという面では、今よりは状況は改善されるのではないかと考えております。

○大田議長 ありがとうございました。

時間が残れば、また後で川鍋会長にも御質問をお願いするとして、次に、nottecoの東さん、お願いいたします。

○東代表取締役 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。nottecoの東と申します。
nottecoという事業なのですけれども、御説明の前に簡単に申し上げますと、もともと車で移動する方がドライブの予定を登録して、そこに相乗りをさせる、そういう事業をやっております。2007年に個人で創業したものを今、親会社に当たるガイアックスという会社が買収しまして、上場しているのですけれども、その100%子会社で運営をしております。今10年ちょっとぐらいです。買収してから1年半ぐらいで過去の9年分のユーザーと同じだけ獲得していくと、ここ1年ぐらいはすごく御注目を集めているサービスになります。

こちらにないので改めて説明させていただきますと、よくお名前が挙がってくるUberさんとの違いというところで言うと、Uberさんは今お話にあったようなタクシーの代替になるような近距離を対象としたライドシェアになります。一方で、nottecoは中長距離、例えば東京から名古屋に行くときとか町の間、70キロ、80キロ、そういう距離を移動するときに空いている席をシェアするというものなので、サービスの内容が異なるので改めて御説明させてください。

3ページ目、どういう方が使うかというと、例えば単身赴任の方ですとか、これからスキーに行くぞとか、そういう高速道路を使うような方が、席があいているのでもし誰か乗ってくれるのであれば、それを割り勘することで高速代、ガソリン代が安くなるといったところをモチベーションにドライブの予定を登録していただきます。もう一方で、その区間を行きたいのだけれども、車を持っていないで移動ができないという方ですとか、もう少し安く移動したいな、そういう方がそのドライブの予定をnottecoのサイトに登録されているものから確認をして乗車の依頼をして、お互いの条件が合えば、その車に乗せていただくといった相乗りの仲介をさせていただいています。

4ページ目、よく使われる方が例えば就職活動されている学生さんです。なるべく渡航費を安くしたいという方、もう一方で、単身赴任の方でなるべく帰省の費用を抑えたいという方に車に乗せてくださいとnotteco上で依頼して相乗りするパターン。この場合だと、例えば単身赴任の方、毎週、東京→名古屋、東京→大阪を移動すると10~12万ぐらいかかる

ってしまうのですけれども、nettecoでほかの人に乗っていただいてその費用を割り勘することで実際の高速代が例えば4分の1ぐらいに抑えられる。こういったものがメリットで御利用いただいている。

もう一方で、イベントですかアクティビティでもご利用が多くて、例えばスキー、スノボ、スキーに行きたいのだけれども、車が出せないという方と、これからスキーに行くのだけれども、席が空いているので同じスキーチェアだったら乗せていいってあげるよ、ヒッチハイクのような形ですか、多少お金てくれるなら乗せていいってあげるよとか、そういうところでやはり相乗りして今まで行けなかつたところに行けるようにする。こういった形で今、御利用いただいている。

5ページ目、メリットなのですけれども、こちらにあるとおりとして、東京→大阪、一般的な車だとガソリン代、高速代を合わせて1万5,000円ぐらいかかってしまうのですが、割り勘すれば3,000円ぐらいで抑えられる。こういったところがメリットで御利用いただいている。料金の値決め自体は御利用者様に自由に設定していただいているのですけれども、今、道路運送法の法律があるので上限値などは定めています。後で詳しく御説明します。

6ページ目、実際に個人で相乗りをして移動するということがあるので、どうしてもリスクが発生してしまう。なので、なるべく利用前にその方がどういう方なのかですか、変な方が身分を偽って利用しないかですか、といったものはチェックさせていただいている。本人確認書類というのは、運転手の方でしたら免許証を御提出いただいて、有効期限があることも確認しています。乗る方もそれに準じするようなものも含めて本人確認書類として写真を撮影して弊社にお送りいただき、全部人力で監視させていただいている。あと、個人で想定している運転の内容が違うこともあるので、あらかじめ例えばたばこを吸う方は乗せたくないですか、中で食事はしないでほしいとか、女性の運転手で男性を1人乗せるとすごく危険だったりとか気を使ってしまうので、女性の場合だと女性しか乗せませんのような性別を限定する機能もつけて、条件つきドライブという機能も御用意しています。

その前提で、お互いの乗車体験、ある程度お互いで気を使いながら御利用いただくために相互レビューの機能をつけて、例えば車の中ですごく失礼な態度をとる方だと、レビューに変なことを書かれてしまうというのが抑止力になってお互い気持ちよく相乗りしていただくように、こういった仕組みを取り入れています。

今の洗解釈としてどういう形で今このnettecoを運営しているかというと7ページ目ですけれども、今、必ずドライバーの方が受け取る最終的なお金は実費の範囲内にしていくだけるように規約とシステムで制限しています。事前に出発、到着場所を入力していただくので、最短でどのぐらいの距離を走ることになるかがわかるので、そこからガソリン代と高速代を弊社で概算費用を出して、それを超えるような費用は請求できないようにシステムで値段の上限を決めています。こちらは下にあるような国土交通省からの過去の通達を

もとに適法であるというように判断して、今、このシステムで運用をしております。

今回の法改正に関する要望なのですけれども、8ページ目、9ページ目です。今、このnetecoを運営する上ですごく困っていることが難点かあります。まず、実費が1円でも超えると違法になってしまいます。これは例えば少し遠回りしてくれたので、高速道路を使った後に少し移動するので、例えば数百円上乗せしてここまで送ってほしいみたいな交渉は、今は道路運送法に引っかかってしまうってできない。これは具体的にどういうときに困るかというと、今、実証実験を開始しているところでもあるのですけれども、地方で住民間で相乗りをして隣町に移動するような助け合い移動というものを今やっているのですが、こういったときに謝礼が払えないことで、そういった助け合いで移動というものがなかなか継続性を持てないという問題があります。

具体的にケース1というところにあるのですけれども、先日、テレビとか新聞でも御紹介いただいたのですが、北海道の天塩町というところがあります。人口3,600人ぐらいの町なのですけれども、そこが公共交通手段はほぼなくて、唯一あるのがバスと電車を乗り継ぐと隣町の稚内に行ける。稚内というのは買い物ができる場所だったりとか大きい病院があるので、皆さん、週末だと移動したくなるのですけれども、その今のバス、電車で乗り継いでいくと片道大体3時間ぐらいかかるたりとか、料金も3,000円ぐらいかかる。しかも、1日1往復分のダイヤしかない上に現地にいられるのはそのダイヤの関係で1時間程度しかない。なので、結論から言うと、車がないと移動ができないのですけれども、例えば御高齢の方で免許を返されているだと息子に連れていくってもらうぐらいしか選択肢がないですし、こういったところで住民同士で相乗りをして隣町に行くというプロジェクトを今、進めているのですが、なかなか実費を超えるものが請求できないと、ドライバー、運転する方のインセンティブにもつながらないので継続性がなかなか厳しいよねという話をいただいています。

それでも多少は割り勘でコストが抑えられるというメリットがあるので今、実証実験を進めているのですけれども、こういったところで実費よりもプラスアルファ御請求できるような仕組みが欲しいなというのが御要望であります。

あともう一つ、10ページ目です。今、実費の概算値というものは算出しているのですけれども、実際に乗る人数だとか道路の状況だとか、そういったもので正確な実費の算出というのは難しいなと思っています。通達では実費の範囲内であれば問題ないというのがあるのでけれども、では、果たして実費というのはどこまでを指すのかというのもなかなか曖昧なので、弊社としてもここをより適正な形で運営していくというのが判断の難しいところであります。今はちなみに燃費をなるべくよい燃費で計算することで本当にかかっている実費を超えないように、少し大き目に制限を加えております。

まとめまして11ページ目なのですけれども、なので、例えば地方の公共交通を補うような相乗り事業というものを今やっているのですが、ここが今の道路運送法の制限だとなかなか浸透していかない。もう一つは、通達にある実費の範囲内なら問題ないということを

守るのもなかなか明確には難しいなと思っています。

ですので、具体的な法改正の要望なのですけれども、13ページ目になります。今の道路運送法なのですが、恐らく立法趣旨として、利用者の保護と公共通項の保護の2点を考えないといけないのかなと思っています。利用者保護というのはもちろん不当な価格で運送になったりとか、想定していないような内容になることを防ぐものだと思うのですけれども、公共交通の保護というのは実際に道路を使って公共のものを使って移動するので、そこを自由に阻害しないような形でサービスを提供できるかということと、今ある公共交通、例えばバス、タクシーもそうだと思うのですけれども、そういった事業を不当に破壊しないかというものを懸念しながら進めていく必要があるなと思っています。

今のnottacoの事業からすると、この利用者保護の観点で言えば、事前に細かい条件まで合意をした上で乗車することになるので、仮に法改正があったとしても、現時点でも問題ないのではないかなと思っています。一方で、公共交通の保護の観点でいいますと、nottacoというのは事前に運転する予定がある方が登録するものなので、そもそもこれは事業性がないものですし、ですので、例えばnottacoのようなもので実費以上が取れるようになったとしても、例えば渋滞が発生するだとか、非常に運転する方がふえるとか、そういう問題はないのではないかなと思っています。

なので、今回、懸念しないといけないのは、そういった今あるバス、タクシー・会社のような公共交通を阻害しないかということが論点になるかな。その前提で実費以上を取得できるような法改正が必要かなと思っています。

14ページ目にまとめているのですけれども、ですので、今後、今は有償、1円でも利益が出れば、それは旅客運送に当たるのですが、今後はより事業性というものを改めて判断基準を定めて、事業性があれば許可制にするというところを改めて設定し直す必要があるのではないかなと思っています。

ここから先はこれから議論で詰めていく必要があると思うのですけれども、事業性の判断としてnottacoのような事前にドライブの予定を登録するというのは事業としては成り立たないものだと思っているので、こういった事前の登録制であることが判断の基準になったりとか、利用可能な車、バスのような大型の車は許可しないだとか、利益の上限を定めるとか、こういったところで事業性というものを制限した上で、今後、実費までの取得しか認めないとところからもう一步踏み出して地域の公共交通の補助になるような法改正ができるといいかなと思っています。

以上になります。

○大山議長 ありがとうございました。

それでは、御質問をお願いします。

原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

これは、保険はどうかかるのでしょうか。

○東代表取締役 保険は任意保険とか自賠責とかそういった範囲ですか。

○原委員 はい。

○東代表取締役 これは今、保険会社のほうで最終的には御判断いただくことになるのですけれども、各社にヒアリングしているところですと、一般の例えれば御友人を乗せたときの補償等は変わらないと伺っております。

○原委員 ですから、このドライバーの人が個人で入っている保険の範囲内でやってくださいということで、御社としては何かかかわられることはされていないということですか。

○東代表取締役 本来ですと、弊社としても例えば任意保険に入っていない方だとか、料金を納めるのを忘れていて任意保険がなくなっていたとかそういったリスクもあるので、例えばそういうときにカバーするような、かわりに補償するような保険を用意したいところはあるのですけれども、やはり道路運送法的にも法律で問題がない、有償を認めているわけではなくて通達レベルなので、そこがはっきりしない限りはなかなか保険を用意することは難しいという声もいただいているので、こういったところできちんと認めていただいて、用意していきたいなと思っています。

○大田議長 ほか、いかがでしょうか。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 このサービスの会社側の収益は一体どこで取る形になるのですか。3ページのところでは徴収を予定になっていて、現時点では取っているようには見えないので、今、どういう形でこれは成り立っているのですか。

○東代表取締役 ビジネスマodelについてですね。今、御指摘があったとおりで、実際、収益化は進めていません。というのも、実際に運転する方と乗る方というのがある程度の数がいないと成り立たないので、例えば手数料を取られるから使わないというようなハードルになることを防ぐためにも、今は手数料をいただきないようにしています。ただ、最終的にはそういったところでプラットフォーム利用料という形でお金はいただいている予定で考えています。

○森下委員 現状はまだサービスとしての運用なのですね。

○東代表取締役 そうですね。今も動いています。

○大田議長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございました。

非常に興味深いのは、14ページに書いてある、利用者が払う料金を実費ではなくてドライバーが受け取れる利益相当分ということですから、例えば北海道の例だと、電車とバスを乗り継ぐと3,000円かかる。さらに言えば、時間、コストも入れればもっと高くなるわけですけれども、そうなると、単なる実費をシェアする以上にかなり運転者のほうにも利益が出るわけですね。そうなると、従来のnottecoの手法と異なり、ある意味ではタクシーとの事業性とのコンフリクトが起こる可能性はあるのではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○東代表取締役 もちろん利益を幾らでも取れるようにするというのはほぼ白タクと変わらないので、そこまで許可するのはまた違うのかなとは思っています。では、どういうときに許可するかですけれども、もともと運転する、もともとそこに車を走る予定があるというような前提がわかるのであれば、そこで多少利益を上げるのは問題ないというようにするべきなのではないかなと思っています。

例えばこれが予定はないのに幾らでも流しのように運転できると幾らでも利益を上げることはできるのですけれども、例えば東京から名古屋を往復する。週末に行くというのをあらかじめ登録しているのであれば、そこで利益を上げるのは問題ない。これは他人の需要に応じて、例えば週末車を出してくれたらプラス1万円利益が出るようにお支払いというモデルになると、もちろん白タクのようなところとコンフリクトを起こすと思うのですけれども、それではなくて事前の予定のもとであれば利益を出しても問題ないというようにするのがいいのではないかなと思っています。

○大田議長 その事前の予定はどう判断するのでしょうか。例えば私が土日、名古屋に行きますと登録して、私に本当に用事があるかどうかはわからないですね。

○東代表取締役 そうですね。例えば事実、それであれば東京から名古屋に行くようなときに予定を登録して、もうそれ以外の予定が登録できないようにするのが必要なのではないかなと思います。例えば東京から名古屋に行くのであれば3時間ぐらいはどれぐらい飛ばしてもかかるものなので、そこで東京一名古屋行きというような便が10分ごとに出ていて、どれでも乗れますよになってしまって、もちろん、これは全くバスと変わらないことになってしまふのですけれども、では、東京から名古屋にいるのであれば、3時間の間であればほかの方面には車が出せないことがあらかじめ決められますので、そのような形で運行のスケジュールを管理していくって、最大でもこのぐらいしか取れないという幅がそれで決まって事業性が制限できるのではないかなとは思っています。

○大田議長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 今の御質問に関連してなのですが、ドライバーのほうも名古屋に行くタイミングはフレキシブルだとすれば、同乗者がいれば行くのだということもあり得て、それも排除しないということでおろしいですか。

○東代表取締役 そうですね。そこはまた議論を深めた上で考えないといけないかなとは思いますね。

○大田議長 ほか、よろしいですか。

どうぞ。

○松本副大臣 ぜひ教えていただきたいことがあるのですけれども、これまでそうした事業を展開されている上で、実際問題になるような事象というものが報告をされているのか、いないのか。いるのであれば、どんな問題点が指摘をされてきたのかという事実がぜひあれば教えていただきたい。それをぜひ質問させていただきたいと思います。

○東代表取締役 わかりました。安全性についてはすごく懸念されている方がいる中で、

弊社の欠点のようなものを申し上げるのもなかなか難しいのですけれども、率直に申し上げると、もちろん、たくさんいろいろなトラブルは起きます。個人間なので、細かいものから大きいものまであります。

例えば細かいところで言うと、お互いのメッセージで細かい条件を調整するのですけれども、そのやりとりが失礼だったとか、そういったものがあれば弊社に通報機能というのであるので、具体的なメッセージの内容とともに御連絡いただくようになっています。

それが一番細かいところでして、例えば次に起きている問題ですと、ドタキャンみたいなものが今、起きるようになっています。決済を入れていないので、当日いきなり来ないとかそういうことも可能になっている。これは弊社としても今後決済を取り入れていって、キャンセル料のようなものを取れるようにしていくことが必要かなと思っています。

ただ、キャンセル料も難しくて、キャンセル料を取って、例えばドライバーの方にお支払いすると、今度は実費より超えてしまうのではないかとか、そういった懸念も出てきてしまうので、今はなかなか決済に踏み入れられないのですけれども、そういったキャンセル料を入れることでドタキャンを防げるのではないかですか、あと一番大きいもので、例えば事故を起こしたというのは過去も連絡がありました。ただ、その事故も事後報告で基本的には保険会社とやりとりして問題なかったというのは聞いているので、一般的に車を誰かと相乗りして移動するときに起こり得るリスクというのは同じく起こるのではないかと思っています。

○大田議員 よろしいですか。

では、飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 やはり最後のところでも御提案されていますドライバーが受け取れる利益相当分の金額によって大分得られてくるイメージが違ってくると思うのです。本当にお礼程度のことをしたいという感じなのか、どちらかというと、かなりUberに近い仕組みになるのか。今、現時点できっくりとしたイメージでよいので、例えば3時間の距離のところをドライブしてもらったというのでどのぐらいが相場といいますか、どのぐらいのイメージの謝礼を考えてこういった規制の緩和改革を望まれているのかお聞かせ願えればと思います。

○東代表取締役 わかりました。基本的にまずスタンスとしては、弊社としてもライドシェアの会社なので、もちろん、これが緩和されれば緩和されるほどいろいろなビジネスができるという意味では、もう全面的に白タクを完全解禁が一番やりやすいとは思っています。ただ、それが今の日本の交通事情に合っているともまだ思はないので、今の範囲で言うと、先ほど申し上げているようなもともと移動する予定のもとで稼げる分には稼いでもらうというのがいいかなと思っています。なので、例えば週末に移動する予定で、本来だと実費で3,000円しかもらえないところを4,000~5,000もらえるようにしていくとか、そのぐらいの規模感なのではないか。最終的に得られるのも月数万円とかで、それだけで生活できるようなものではないな、でも、問題なく成り立つのではないかなどは思っています。



CONCEPT

SPECIAL

INTERVIEW

COLUMN

EVENT

SHARE

TWEET

SHARING ECONOMY AND LAW

2015.11.20

UberやLyftなど世界で急拡大中のライドシェア。なぜ日本では広まらないのか？その原因はこんな法律にあった。－弁護士岡本杏莉のシェアにまつわる法律相談所

ツイート

いいね! 66

3

当コラム「弁護士岡本杏莉のシェアにまつわる法律相談所」は、関連する法規・規制等の観点から、シェアリング・エコノミーをわかりやすく紐解いていくものです。シェアリングエコノミーと法律の密接な関係に迫ります。今回のテーマは「ライドシェア」です。

タクシーよりも安く便利なライドシェアって？

アメリカで始まった、UberやLyft等を代表とする「ライドシェアサービス」。“車を持っていて運転ができる人”と“車に乗せてほしい人”とをマッチングする、まさにライドを「シェア」するサービスです。

車を持っていて運転ができる人は、自分の車・空き時間というリソースを活用して収入を得ることができます。車に乗せてほしい人は、他の交通手段が存在しない、あるいは不便な地域や時間帯でも、便利に移動することができます。または、首都圏であれば、タクシー等の既存の交通手段よりも安い値段で移動できる場合もあります。

こうした両者のニーズに応えたライドシェアは、アメリカをはじめ世界で絶大な人気を誇り、Uberの時価総額は\$60B（約7.2兆円）越とも噂されています。



<https://www.uber.com/ja/>

Uber日本上陸も真骨頂である「Uber X」が始まらない日本法律の壁とは。

タクシー配車がメインの日本Uber

POPULAR

1. オフィスを持たない！コミュニティの時代を象徴する「WeWork（ウィーウーク）」



2. “P2P型企画” Crowd Realty(クラウドリアルティ)がもたらす理想的な社会【前編】



3. 会社へ行かない働き方のためのオフィス「LiquidSpace（リキッドスペース）」



4. 「実際のところ、Airbnbって法規約にどうなの？」ホームシェア“民泊”的課題と規制緩和（前編）弁護士岡本杏莉のシェアにまつわる法律相談所



5. 2017年注目のシェアリングサービスはこれ！



6. UberやLyftなど世界で急拡大中のライドシェア。なぜ日本では広まらないのか？その原因はこんな法律にあった。－弁護士岡本杏莉のシェアにまつわる法律相談所



7. 「カーシェアにまつわる法規制」シェアリングエコノミーに共通する現行法規制の根本的な問題とは？弁護士岡本杏莉のシェアにまつわる法律相談所



8. “P2P型企画” Crowd Realty(クラウドリアルティ)がもたらす理想的な社会【後編】



Uberは、2014年8月より日本に上陸し、東京都で本格的にサービスを開始しています。日本を含めて世界58カ国以上の国で展開されており、さらに200万人以上のユーザーに使われています。日本の公道でも目にする機会が増えていくますが、本来のUberらしさが発揮されているとは言えません。なぜなら、Uberの実態である「Uber X」が日本ではまだ始まっていないからです。

現在日本の公道で走っているUberは、Uber専用のタクシ…配車をアプリから依頼できる「UberBlack」、一般的なタクシ…配車をアプリから依頼できる「UberTAXI」、UberTAXIの高級車両である「UberTAXILUX」の3種類です。この3種類に関しては、Uberは適法に許可を保有しているタクシー業者と提携し、総務事業者とユーザーを結ぶ仲介業者として配車アプリを提供しているため、違法性はなく日本国内で事業を展開しています。

「白タク」認定され、始まらない「Uber X」

Uberの実態である「Uber X」とは、一般的なドライバーがUberに登録してUberドライバーとして承認されることで、自家用車を使って人を運ぶことができるサービスです。アメリカでは登録をするだけでドライバーになれます（審査などは必要）が、日本ではまだ認められていません。

実際に、福岡では同じようなサービス（ドライバーの自家用車を配車）を「みんなのUber」として、2015年2月から試験的に運用していましたが、国土交通省からいわゆる「白タク」に該当する可能性が高いと指摘を受け、同年3月にはサービスを中止しています。なぜ「みんなのUber」は、いわゆる「白タク」と認定されてしまったのでしょうか。

そもそも、「白タク」とは？

道路運送法上、「旅客自動車運送事業」を営むには許可の取得が必要とされています。「旅客自動車運送事業」とは、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して旅客を運送する事業をいうとされています。典型的な事例がタクシーです。また、許可を取得したタクシー事業者の車（タクシー）以外の自家用自動車は、有償で運送のために使ってはならないとされています。

上記の許可を得ずに、自家用自動車で有償で運送を行う行為が、いわゆる「白タク」として道路運送法上違法とされます。

許可を保有していない一方で、サービスは無償で提供。なぜ違法なのか？

東京でのサービスは許可を保有している提携タクシー事業者の車を配車していたのに対し、「みんなのUber」でのドライバーは許可を保有していないことから、問題とされたものです。もっとも、報道によれば、「みんなのUber」を利用するユーザーは無料であり、Uberからドライバーに対して、「データ提供料」として走行時間に応じた対価を支払っていたとのことです。ユーザーは無料でも「有償」（上記②参照）として、「旅客自動車運送事業」の許可が必要なのでしょうか。

「みんなのUber」は「有償」？「有償」の解釈と国土交通省の見解

通常によれば、以下のいずれかの場合には「有償」にあたらず、許可は不要とされています。

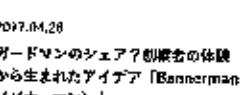
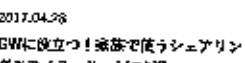
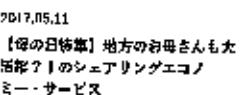
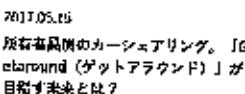
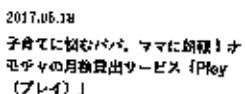
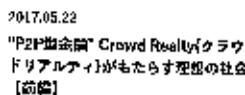
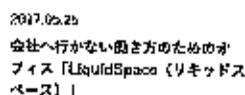
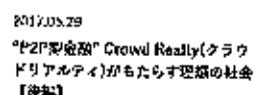
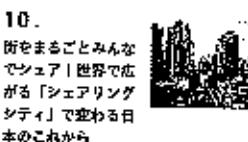
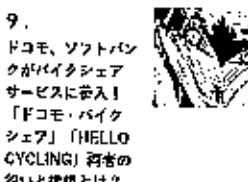
a.「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

予め運賃表等を定めてそれに基づき支払われる場合には、少額であってもこれにはあたらないとされています。

b.金銭的価値の換算が困難・又は流通性が乏しい物が支払われる場合

具体的例は自宅で作られた野菜（地方農家の場合）等とされており、現金はもちろん、商品券・貴金属等の換金性・流通性の高いものはこれにあたらないとされています。

c.(i)当該運送行為が行われる場合にのみ発生する費用であって、(ii)客観的・一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合



通常はガソリン代、道路通行料、駐車場料金のみがこれに該当するとされています。人件費、車両備却費、保険料等は、(i)又は(ii)を満たさないため、これにあたらないとされています。

パレットバーキング？『LUXE（ラクス）』が現むストレスフリーな本社会

例えばライドシェアサービスの『notteco（のってこ）』は、ドライバーと相乗り希望者のマッチングプラットホームを提供していますが、上記過述に従い、「有償」にあらず許可不要とされる範囲内でサービスを行っています。具体的には、ドライバーが相乗り希望者に請求できるのは、実費（ガソリン代、道路通行料、駐車場代）のみとされており、ドライバーが利益を得る目的でライド・シェアを行うことは禁止とされています。

2017.04.13
2017年 注目のシェアリングサービスはこれ！

報道によれば、国土交通省の見解として、以下のような点から実質的には「有償」であり、いわゆる「白タク」にあたる可能性が高いと判断したことです。

1. 領客からドライバーへの報酬支払いはなくとも、Uberからドライバーには報酬が支払われている。Uberからであれ、顧客からであれ、実態として何らかの形でドライバーに報酬が支払われる場合にはその運送は「有償」に分類される。
2. 「無償」といえるためには、実費としてガソリン代など最小限に留められるべき（上記参照）。しかし、実際に支払われた金額については過当たり数万円に上る場合もあるとのことだった。月額にするとこれはもはや「職業ドライバー」の水準と変わりない。

かかる国土交通省の行政指導を受け、Uberは「みんなのUber」を2015年3月で中止しています。

上記国土交通省の見解には、違和感を覚える方もいらっしゃるかもしれません。利用者の立場からすると、完全無料のサービスであり、友人や家族の車に乗せてもらい送ってもらう感覚で、このサービスを利用してみたいというニーズもあったのではないかでしょうか。



<http://notteco.jp/>

シェアサービスが明らかにした法規制の限界と、安全性を確保しながらの規制緩和への動き。

法規制の限界

現在の日本の法規制の下では、既存の許可を有するタクシー事業者の配車サービス（東京都でのUberのサービス）という形になってしまいますが、これでは首頭に述べた、本来のライドシェアの発想を実現することはできません。まず、プロのタクシー運転手ではないけれども、自分の車・空き時間というリソースを有効活用したい人のニーズを叶えることはできません。また、車に乗せてほしい人にとっても、タクシー事業者との提携が前提で

あるため、タクシーがつかまらない地域・時間帯で利用したいというニーズや、タクシーよりも安く利用したいというニーズに答えることは難しいと考えられます。

「利用者の安全確保」という要請

国土交通省の見解や、現在の法規制の趣旨は、規制を及ぼしてユーザーの安全性を確保するという点にあります。その重要性は争いがないところです。もっとも、許可の取得（行政による監視）という既存の方法以外にも、安全確保が可能な方法は存在するように思われます。例えばアメリカのUberでは、Uberによる審査や厳しいレーティングシステム等により安全確保を図っています。これが現実に機能しユーザーの信頼を勝ち得ているからこそ、Uberの急成長が実現できたと考えられます。

タクシー運転手の雇用確保等の要請も存在しますが、複数のライドシェア事業者に登録してより効率よく働く等、現在の法規制以外の枠組みでこの要請を実現することもできると考えられます。

規制緩和の動きと将来への期待

かかる現状のライドシェアに関する法規制ですが、規制緩和の動きも始まっています。2015年10月20日の国家戦略特別区划諮問会議で、安倍首相は、「日本を訪れる外國の方々の滞在経験を、より便利で快適なものとしていくため、過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する。」として、過疎地等におけるライドシェアに対する規制緩和についての意欲を見せていました。

ユーザーの安全性確保という課題に応えながらも、規制を柔軟化しライドシェア解禁を実現できるか、今後の動きに期待したいところです。

ライドシェア 法律

ツイート いいね! 58 3



WRITTEN BY 岡本 実莉

日本・NY州法律専門家。株式会社メルカリで日本の法務を担当。同時にスタートアップ・起業家・VC等へのリーガルアドバイスを提供。顧問情報公開するブログを執筆。<http://ipshare-sharejp.blogspot.jp/>

もっとシェアシェアシェア！

いいね! 0,450

SHARE! SHARE! SHARE! の
最新情報を届けします

関連記事

SHARE SERVICE 2015.12.11

通勤問題の苦痛を解決！“ライドシェア”するオンデマンドバス「Chariot（チャリオット）」

みんなで“ライドシェア”する通勤専用バス「Chariot」 Chariotは、通勤専用のオンデマンドバスです。 Chariot専用のアプリを使って、15

活動内容報告書

平成29年4月28日

稚内市議会議員 千葉一幸

活動等の名称	グリーンシード21例会（研究会）
期 間	平成29年4月22日～平成29年4月23日
実施場所	札幌市
実施経費	<p style="text-align: center;">30000円</p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">「これからの中防災教育を考える～災害教訓を生かした地域防力向上に向けて」 講師：北海道防災教育アドバイザー 城戸 寛 氏「災害による健康被害と対策」 講師：北海道医療大学大学院 石角 鈴華 氏「公共施設整備におけるPPP/PFIの活用について」 講師：北洋銀行主任調査役 河瀬 和也 氏
備 考	

千葉一幸議員 グリーンシード21

旅行期間／平成29年4月22日～4月23日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
4/22	稚内市 → 札幌市	札幌市
4/23	札幌市 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
自家用車	稚内 ⇄ 札幌(315km ※高速道路使用なし) 計 630km×20円	12,600
日 当	@2,700×2日	5,400
宿泊料	@12,000×1日	12,000
合 計		30,000

グリーンシード21例会

- ①これからの防災教育を考える～災害教訓を生かした地域防災力向上に向けて
- ②災害による健康被害と対策
- ③公共施設整備における PPP/PFI の活用について

平成29年4月22日

①の講師は北海道防災教育アドバイザーの城戸寛氏。まずは改めて大震災の教訓を考える。阪神・淡路大震災では80%以上の人人が地震発生から15分以内に建物倒壊や家具の下敷きになって死亡。自治体の消防力の問題ではなく、逃げ出せなかつたかという問題。東日本大震災での釜石の奇跡、石巻の悲劇。釜石の小中学校では登校生全員が無事。8年間の防災教育と訓練を実践。石巻大川小学校では全校生徒7割が死亡、避難場所未定、避難開始は40分後。教訓は、自助・共助・公助は7:2:1。自分達の命は自分達で守る。避難3原則、「想定にとらわれず、最善を尽くし、率先避難者たれ」防災教育、防災訓練が重要で国民強靭化を進めるべき。稚内市においても住民へ防災の意識を醸成するような施策推進を提唱していくこと意識した講義になった。②の講師は北海道医療大学の石角鈴華氏。災害とは、予想できなかつた原因・経過によって回復困難な損害を受けることと定義である。救命にはトリアージ選別すること、黒（死亡）、赤（救急治療群）、黄（準救急群）、緑（軽傷群）に仕分けする。トリアージ部門の設営においては、入口は一か所一方通行、一人ひとり通過、患者群が混じり合わないよう、緊急群は搬送部門に近いところに、車の流れは一方通行に。災害時に困る医療問題、透析医療を受けている、インスリン療法、人工呼吸療法、在宅酸素療法、慢性疾患治療薬の不足が挙げられる。徐々に避難所で増える疾患として、肺炎、ぜんそく、感染症、糖尿病の悪化、不眠など避難所生活が長引くと住民の健康被害へ影響が悪化していく。稚内市において万が一の災害発生時、避難所運営、医療の役割確認など災害時の公的な対応がどのようにしていくか検証を続けていくことが求められると感じた講義になつた。③の講師は北洋銀行の河瀬和也氏。PPP事業、公共と民間がパートナーを組んで、従来、国、地方公共団体が公営で実施してきたサービス・事業を官民協力により実施する携帯。PFIとは、民間の資金が主導する方式、民間の創意工夫やノウハウを公共施設に活かして低廉かつ良好な公共サービスの提供を図る目的。PFI法で定める対象施設には庁舎公用施設が対象になつておらず、稚内市庁舎建て替えにおいても一考の手法であること、定められている対象施設の中で稚内市にとって必要な施設と判断したならば手法の活用を模索すべきではと考えさせられた。3つの講義は有意義な内容であった。

稚内市議会議員 千葉一幸

グリーンシード21例会(研究会・交流会)

【研究会】

1 日 時 平成29年4月22日(土) 15:00~18:20

2 場 所 北農健保会館 3F「特別会議室」

(札幌市中央区北4条西7丁目)

3 講演内容

第1部 15:00~16:00

「これからの中防災教育を考える～災害教訓を生かした地域防災力向上に向けて」

講師：北海道防災教育アドバイザー 城戸 寛 氏

(日本技術士会北海道本部防災委員会 防災教育WGリーダー)

第2部 16:10~17:10

「災害による健康被害と対策」

講師：北海道医療大学大学院看護福祉学研究科 講師 石角 鈴華 氏

(グリーンシード21会員)

第3部 17:20~18:20

「公共施設整備におけるPPP/PFIの活用について」

講師：北洋銀行ソリューション部ファイナンシャルソリューショングループ

主任調査役 河瀬 和也 氏

【交流会】

1 日 時 平成29年4月22日(土) 18:30~20:30

2 場 所 ホテルポールスター札幌 4F「ライラック」

(札幌市中央区北4条西6丁目)

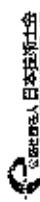
「グリーンシード21」研究会様 資料

Contents

これからのお防災教育を考える

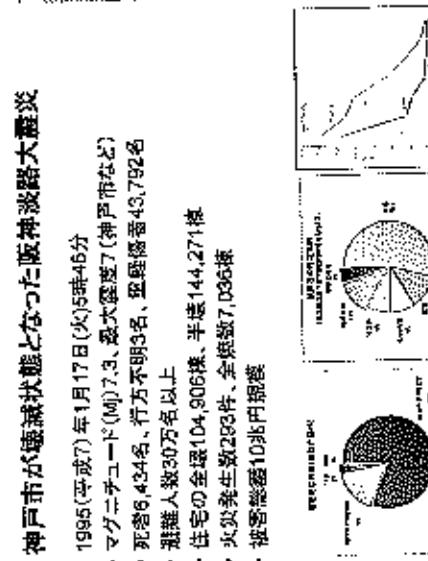
- 災害教訓を活かした地域防災力向上に向けて -

日本技術士会北海道本部防災委員会
防災教育ワーキンググループリーダー 城戸 寛
(技術士・建設総合技術監理、北海道防災教育アドバイサー)

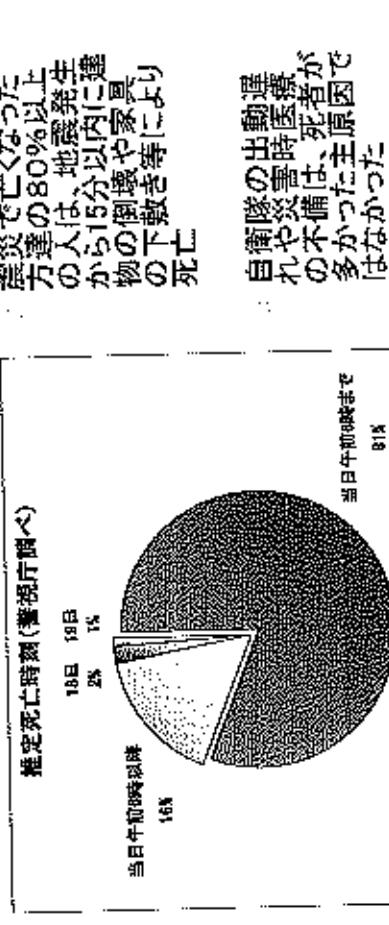


あらためて大震災の教訓を考える

- ・神戸市が壊滅状態となった阪神淡路大震災
- ・マグニチュード(M)7.3、最大震度7(神戸市など)
- ・死者6,434名、行方不明3名、住民傷者43,792名
- ・避難人数30万以上
- ・住宅の全壊104,306棟、半壊144,271棟
- ・火災発生数298件、全焼数7,036棟
- ・被害機器10兆円規模

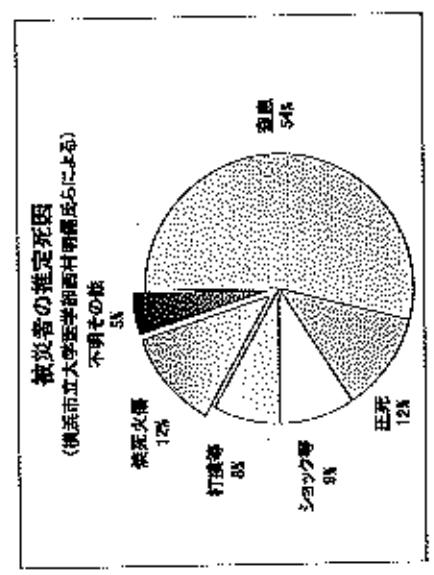


(神戸市震災調査会)



(資料:平成19年度防災会北陸道大学院本科学位論文審査会開催)

阪神・淡路大震災の教訓 その2



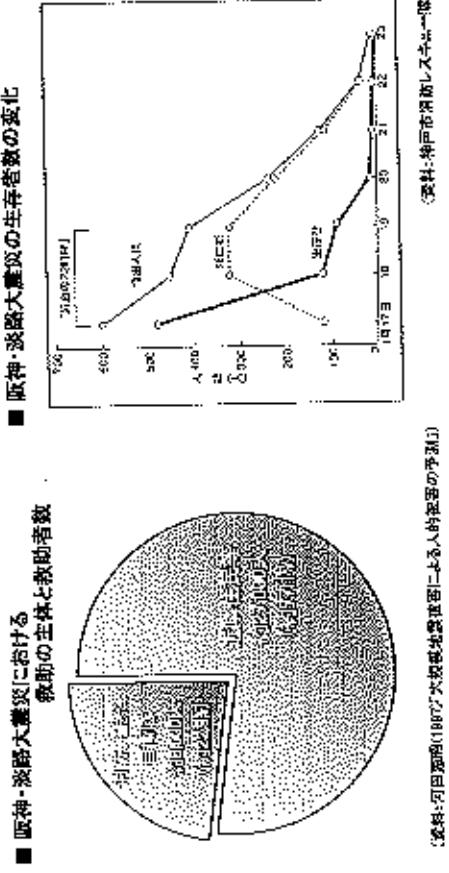
2017(平成29)年4月22日15:00~15:45
北近畿防災会議(大阪市中央区北4条西7丁目)



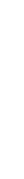
「東日本大震災」の概要

- 日本周辺における観測史上最大の地震
- 2011(平成23)年3月11日(金)14時46分
震源: 地盤、マグニチュード(Mw)9.0
最大震度7
死者15,887名、行方不明者2,612名、負傷者6,150名
避難者数40万以上
住宅の全壊27,390棟、半壊273,034棟
一部壊損743,522棟
火災発生件313件、全半焼戸297戸
被害額約16~25兆円
波高10m以上、最大潮上高40.1mに上る巨大
津波が発生
液状化現象、地盤沈下などにより、広大な範囲
で土砂災害が発生し、各地ライフラインが寸断
送電能力極限原子力発電所で炉心融解発生
- 資料: 日本防災士会

阪神・淡路大震災の教訓 その3



2017(平成29)年4月22日15:00~15:45
北近畿防災会議(大阪市中央区北4条西7丁目)



「釜石の奇跡」を考える

- 鵜住居小・中学校のサバイバル事例
- ・釜石の小中学校登校生全員が無事
 - ・8年間の防災教育と訓練を実践
 - ・石巻の悲劇、大川小学校の事例
 - ・全校児童の7割が死亡、行方不明
 - ・津波に対する危機意識の欠如
 - ・避難場所未定、開始は40分後
- 資料: 「想定外生存強力力」研究会
（特定非営利活動法人阪神淡路大震災記念財團）
- 資料: 日本防災士会

大震災の教訓と「よみ」

阪神淡路大震災

- ・「自助・共助・公助」は、自分(達)で守る!
- ・住宅の耐震化、家具の転倒防止対策
- ・「いざは警段なり、備えあれば望まない」
- ・「忘れたころではなく、」
- ・災害はいずれ必ずやって来ると肝に銘じ、備えること!」

東日本大震災

- ・「釜石の軌跡、石巻の悲劇」
- ・「避難三原則、「想定にとらわれず、最善を尽くし、率先避難者たれ!」
- ・防災教育、防災訓練が重要、「国民強靭化」を進めるべき

(片田敦幸氏、群馬大学院教授が提唱)



2011年4月22日(土)午後1時00分～16:00
北陸信金ホール(松本市中央区北4条西7丁目)

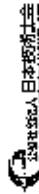


日本技術士会北海道本部防災委員会の活動

阪神淡路大震災を契機に研究会として、1995(平成7)年設立

- ・活動目的は、防災に関する諸問題を研究し、北海道における防災対策のあり方を提言すること
- ・これまでの活動内容

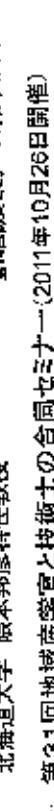
1997年「地震災害に備えて」を発刊	水工部会	河川・海岸等の防災研究会
2001年から防災セミナーに研修会等を開催	地盤部会	地盤・社会・経済等刊行会
2005年 第1回全国防災連絡会議を開催	文部新会	省防災課・防災技術研究会
2007年「防災・減災カード」の発行	都市研究会	ライフデザイン研究会
2009年 防災教育WG立ち上げ	防災教育WG	市民教育等の問題研究会
2013年「北海道の防災・教訓と改善・実行」	組織体制(全員数67名、2016年4月現在)	組織体制会



2011年4月22日(土)午後1時00分～16:00
北陸信金ホール(松本市中央区北4条西7丁目)

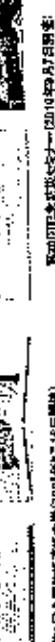
第14回防災セミナー(2007年11月5日開催)

- ・基調講演 群馬大学 片田敏孝教授
「被災地域に向けた災害情報のあり方」と
題して、情報リテラシーとリスクコミュニケーションの重要性、住民への防災教育が必要
- ・パネルディスカッション
北海道教育大学 佐々木聰子教授
北海道大学 殿本邦彦特任教授



第3回地域産官ど技術士の合同セミナー(2011年10月26日開催)

- ・基調講演 群馬大学 片田敏孝教授
「想定外を生き抜く力～大津波から生き抜いた釜石の児童・生徒の主体的な行動に学ぶ～」



防災教育ワーキンググループの活動



防災教育を技術士の社会貢献として位置

付け、調査研究及び講演活動を展開し、地

域防災力を向上させる自助努力、共助努

力の視点から、市民向けの分かりやすい情報

を発信

これまでの活動内容

2009年8月「医民センター重慶防災セミナー」開催開始

2011年11月「札幌市防災リーダー研修」開催開始

2015年12月「信羽防災研究所体験訓練方法検定」開催開始

2015年度末733(17)歳の最高。

1,664(372)人の札幌市民が参加

北海道教育委員会認定会員登録

2017(平成29)年4月22日(火)15:30～16:00
北川保全会議(札幌市中央区北4条西7丁目)

地域防災力とは…

地域防災力とは…

「地域の様々な担い手が地域に密着して推進する、自発的で協働的な被害軽減活動」

地域防災力とは…

「安全を確保し減災をはかる、地域社会が持っている資質や能力がある」と「ソーシャルキャピタル(社会関係資本)」

向上的ためには…

日常時 地域防災力の醸成、防災情報の普及と啓発

非常時 地域防災力の発揮、迅速適切な災害情報の収集と伝達

(室崎益雄氏、元東京立大学防災教育センター長の講演より)

災害対策基本法改正(平成25年6月21日公布)

教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・住民の責務として「災害教訓の伝承」を明記
- ・「防災教育」を行うことを努力義務化する旨を規定
- ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ・災害時の避難に「特記」を要する者について名簿を作成
- ・市町村長は、「防災マップ」の作成等に努めるうこと
- ・平素からの防災への取組の強化
- ・「避災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること
- ・市町村の居住者等から「地区防災計画」を提携できること
- ・(以上、関係分)

2017(平成29)年4月22日(火)15:30～16:00
北川保全会議(札幌市中央区北4条西7丁目)

2016年の災害を振り返る

平成28年8月北海道豪雨災害

2016(平成28)年8月17日から23日に北海道の都道府県で3つの台風(第7号、11号、9号)が上陸し、その1回間隔の23日から前線に伴う降雨があり、引き続々台風第10号が北海道に接近し、河川の氾濫や土砂災害による被害が北海道全域に及ぶ結果となつた

2月17日17時半頃

台風第7号暴風警報付近上陸

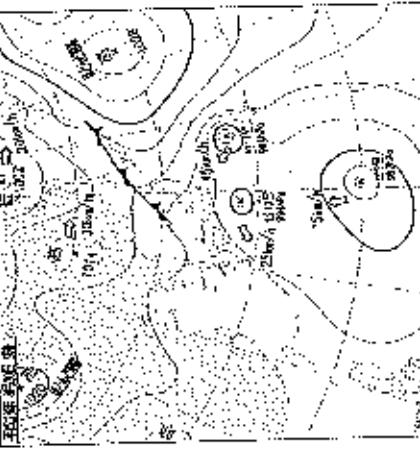
台風第11号新ひだか町付近上陸

台風第9号特甚

台風第10号函館市南西沖

札幌市保全会議(第1回総会実施)

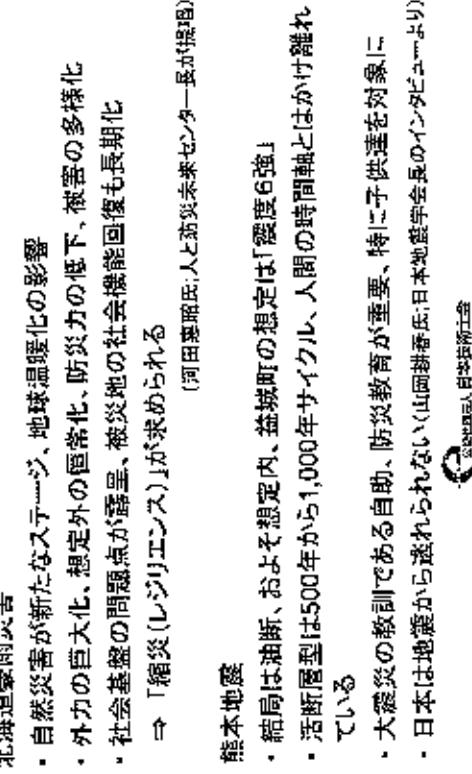
北海道人日本技術士会



（旅客船）平成23年9月28日、その他は10月3日現在）

卷之三

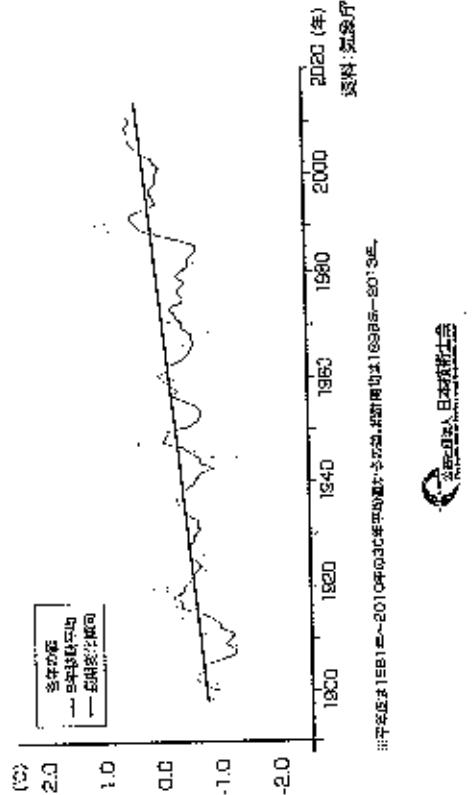
2017年版2014年2月(E00-1302)



新たな災害教訓を活かす

三からの防災教育

2317(平成20)年4月22日(木)15:30~16:30)



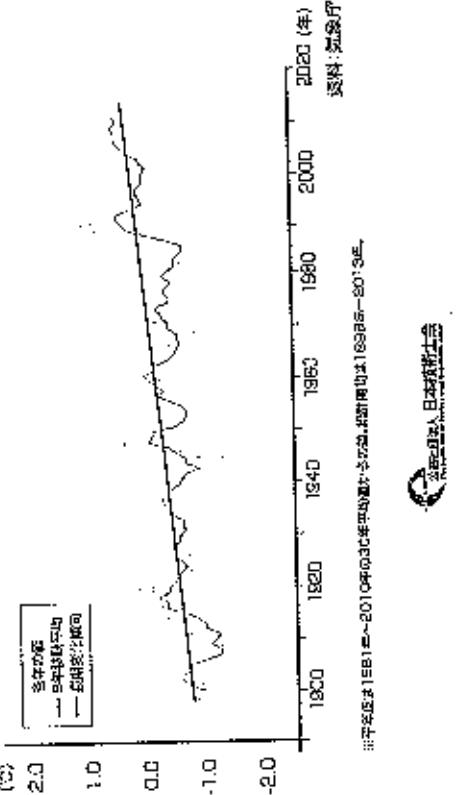
本地盤

- ・前歴 2016(平成28)年4月14日(木)21時45分 マクニチユード(M)6.5、最大震度7
- ・本震 2016(平成28)年4月16日(土)1時25分 マクニチユード7.3、最大震度7
- ・死者 161名、負傷者 2,692名
- ・避難者最大数 1196、325名
- ・住宅の全壊8,386棟、半壊32,478棟
- ・一部破損146,392棟
- ・推計被災額3,000億円以上(報道による)
- ・震度7級が前、本震と終き、不意打ちが被害を拡大した。
- ・2017(平成29)年1月16日現在、震死11人以上の全額が44,227回に渡している
- ・また、震災罹難死者数が111名に記載される。

卷之三

卷之三

北齊書卷之三



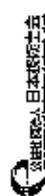
地球温暖化に対する適応策

「緩和策」： 地球温暖化の主な原因と考えられている温室効果ガスの排出を抑制するための対策

□ 暖暖化ガスを削減するパリ協定が2016年11月に発効となっている

「適応策」： 地球温暖化によって生じた、あるいは生じつつある影響に道陥するための対策

産業への影響	
生態系・動植物	・資源の枯渇や希少性の強化 ・生物の発生範囲の拡大 ・漁水品の養殖に対する競争の激化 ・新規寄生虫の増加
水資源(利水)・食糧	・高麗の蒸留酒類と作物の品質(全般) ・各種特用の終葉
災害	・海水量の増加 ・海水による洪水や高潮の頻度 ・海水による河川の水位の変動の強化 ・海水による水の供給の危機



2017(平成29)年4月22日(土)00:00～16:00
北陸電力金儲(福井市中央区北4条西7丁目)

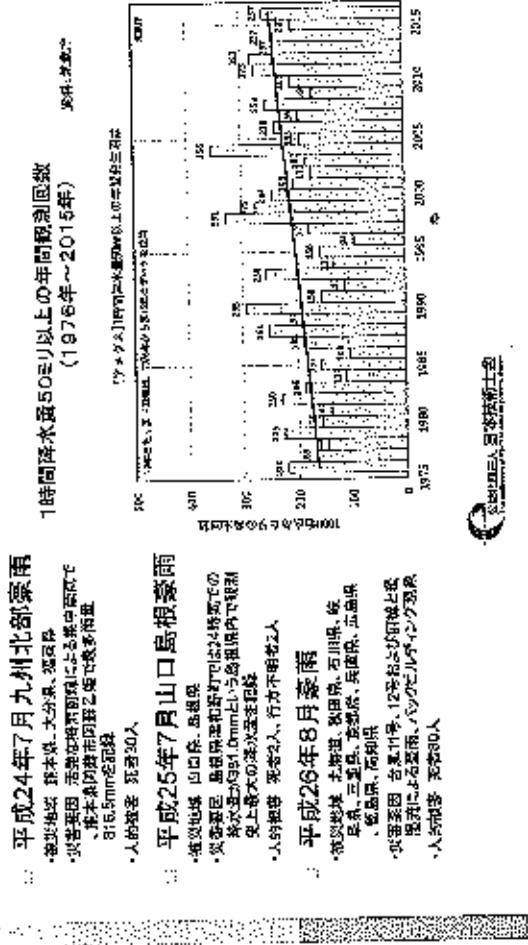
道内における26年豪雨災害

○平成26年は、7月末から9月初にかけ、各地で豪雨、局地豪雨による暴雨警報が発せられました。
○例：8月20、21日の豪雨による北陸地方豪雨災害発生、9月8～12日の豪雨災害、佐賀県唐津市での2次大雨災害が想定以上で発生。各地で土砂災害、浸水被害等が発生。



(資料：北陸道開拓局豪雨災害:水害調査手帳セミナー)

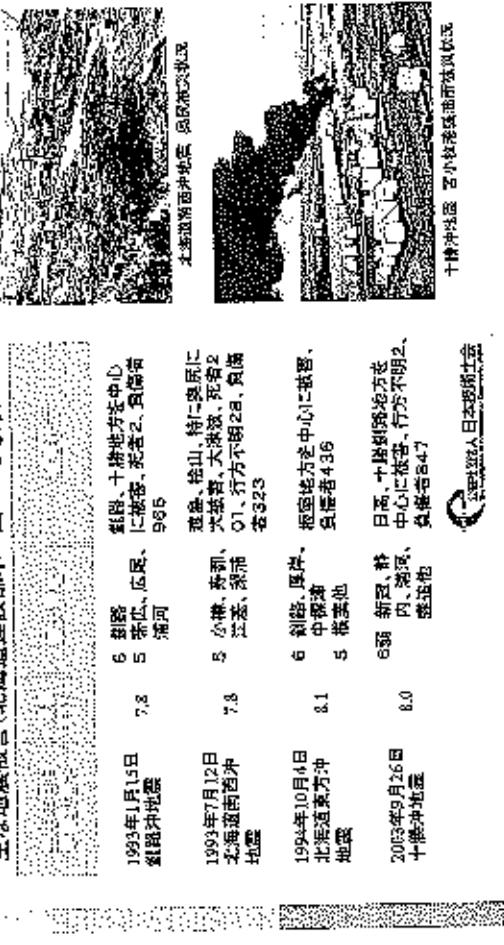
最近の豪雨災害の事例



2015(平成27)年7月22日(土)00:00～16:00
北陸電力会館(福井市中央区北4条西7丁目)

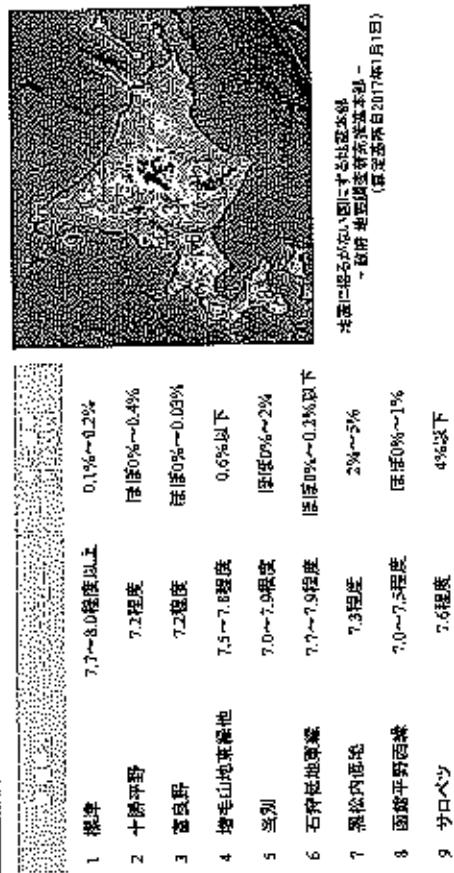
道内における近年の地震災害

主な地震被害(北海道建設部ホームページより)



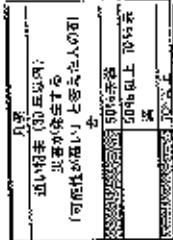
(資料：日本地質学会)

北海道内陸活断層と予想される地震発生確率



平成28年度防災白書より

- 2016年5月に「日常生活における防災に関する意識や活動について」内閣府が調査を実施
- 自分が今、住んでいる地域に将来、大災害が発生するとと思うか」を聞いた結果
- WEBアンケート方式で、サンプル数は10,000件



2017(平成29)年4月22日(15:00~16:30)
北岸保全館(札幌市中央区北4条西7丁目)

住民参加による取り組み事例

- 「清田区防災セミナー」
 - 区民センターと防災教育WGとの連携事業
- 「北野防災研究会」
 - 自主防災組織とNPO法人GEMI北海道の協働事業
- 「宮の森大倉山防災フェスティバル」
 - 自主防災組織と札幌市中央区土木センターの支援事業
- 「歯舞地区防災協議会(仮称)」
 - 北海道防災教育アドバイザーフィードバック制度

清田区防災セミナー

- 2017(平成29)年4月22日(15:00~16:30)
北岸保全館(札幌市中央区北4条西7丁目)
- 2009年、清田区民センターからの要請を契機に、WGを結成、防災セミナーを開始
 - 主催は区民センター(指定管理者)、対象は区民(事前申込制、定員40人)で、年1回、2時間程度
 - 2011年からは、町内会の防災リーダーを対象にした防災研修会(2日間)を別途開催
 - 2015年からは、関連団体や子ども防災リーダーも参加する宿泊型避難所体験訓練と併催
 - 昨年までの8年間で、15回のセミナー、研修会を開催し、べ826人の区民が参加



北野防災研究会

- 2010年、北野地区町内会連合会が主催して結成された研究会で、WGは当初からボランティア参加
- 会の目的は地域防災力向上のため、賛同する諸団体の連携強化
- 連合会役員、町内会長、福祉関連役員が中心となり、地区の小中学校、高校長、各PTA会長が連携
- 講演会やDIG、避難訓練を開催、ニュースの発行、各町内会の活動へ運動

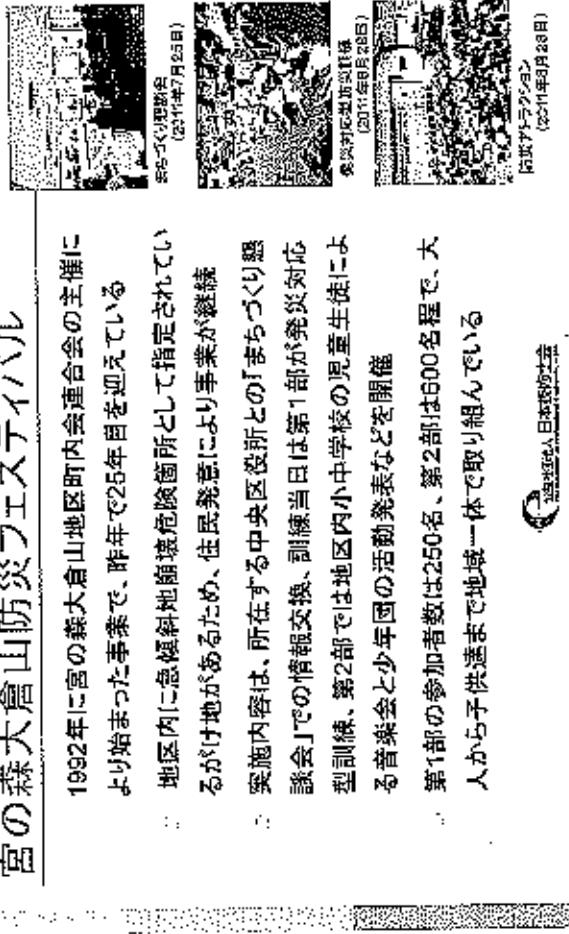


北野地区人日本技術士会

2017(平成29)年4月22日(土)10:30~11:30
北野地区会議会議員(東京都北区北4条西7丁目)

宮の森大倉山防災フェスティバル

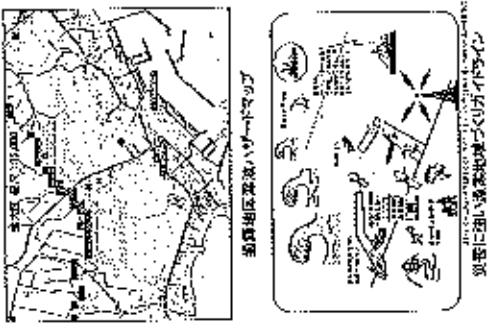
- 1992年に宮の森大倉山地区町内会連合会の主催により始まった事業で、昨年で25年目を迎えていました
- 地区内に急傾斜地崩壊危険箇所として指定されているがけ地があるため、住民発意により事業が継続実施内容は、所在する中央区役所との「まちづくり懇親会」での情報交換、訓練当日は第1部が発災対応型訓練、第2部では地区内小中学校の児童生徒による音楽会と少年団の活動発表などを開催
- 第1部の参加者数は250名、第2部は600名程で、大人から子供達まで地域一体で取り組んでいます



2017(平成29)年4月22日(土)10:30~11:30
北野地区会議会議員(東京都北区北4条西7丁目)

歯舞地区防災協議会(仮称)

- この地区は地震・津波の常襲地帯で、これまで度々被災している。2014年12月には高潮によつても甚大な被害が発生。
- この領域での可能性は、M8程度のブレート間地震が、約72年に1回の間隔で発生、最新が1973年6月17日で、30年以内に50%程度の確率。
- このため、災害に強い漁業地域づくりに向けて、地元住民と行政が一體となって防災減災を進めるための協議会を発足。



北野地区人日本技術士会

CONTENTS

- ・災害発生時の救命医療
- ・被災地(周辺)の病院はどうなるか
- ・避難所でなぜ病気になるか
- ・災害がもたらす長期的な健康障害

災害による 健康被害と対策

北海道医療大学大学院 災害医学研究会
石井尚志



■ 災害とは

- ・一般に、人間社会が予期できなかつた原因、筋肉によつて、但し、または振興団体、元の生活や生産活動への回復不能、あるいは回復困難な損害を受けること。 (ブリタニカ国際大百科事典)
- ・被災地域の災力だけでは解決不可能なほど、地域の包括的ない社会能動機能が壊滅された状態。 (太田、1996)

- ・地震、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、又は、大規模な火薬若しくは爆弾その他の及び爆破装置の爆発においてこれらを類する致命で定める原因により生ずる被害。
- (災害对策基本法、1961年)

■ 災害サイクル

48H



2W

2W～数年

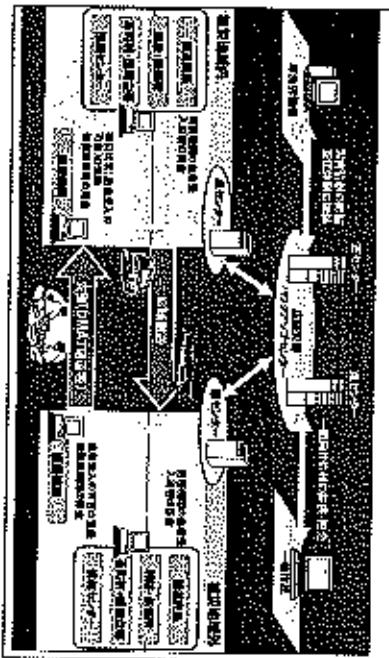
災害派遣医療チーム 2005年～

DISASTER MEDICAL ASSISTANCE TEAM



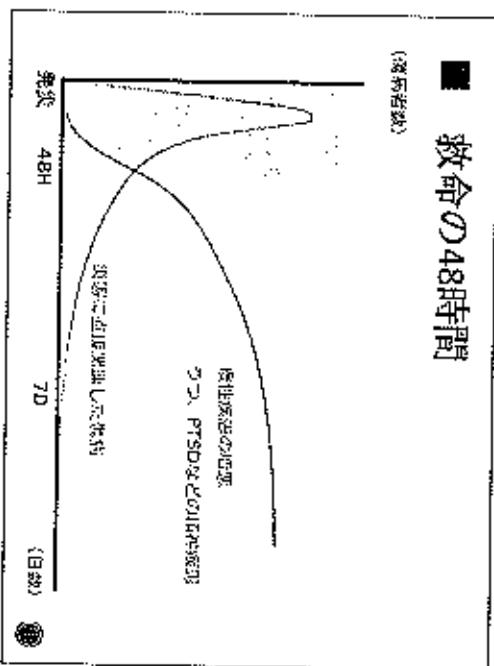
左) DISASTER MEDICAL ASSISTANCE TEAM 日本政府に於ける活動実績
右) 災害派遣医療チームの活動実績
<http://www.ems-japan.or.jp/memorial/index2005.htm>

広域災害・救急医療情報システム
EMIS EMERGENCY MEDICAL INFORMATION SYSTEM



■ 救命の48時間

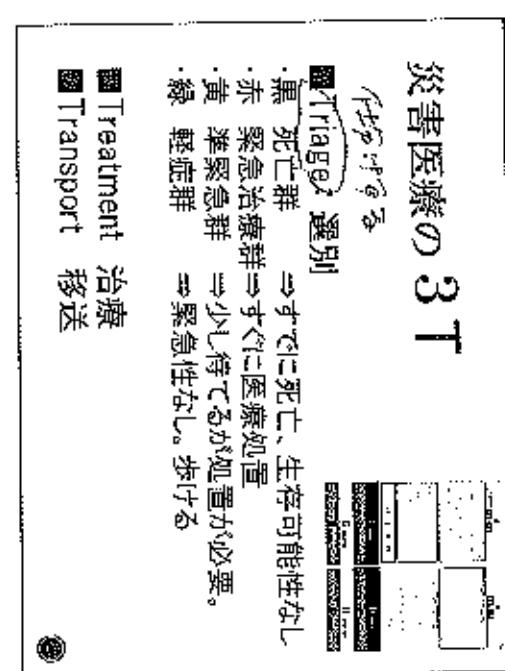
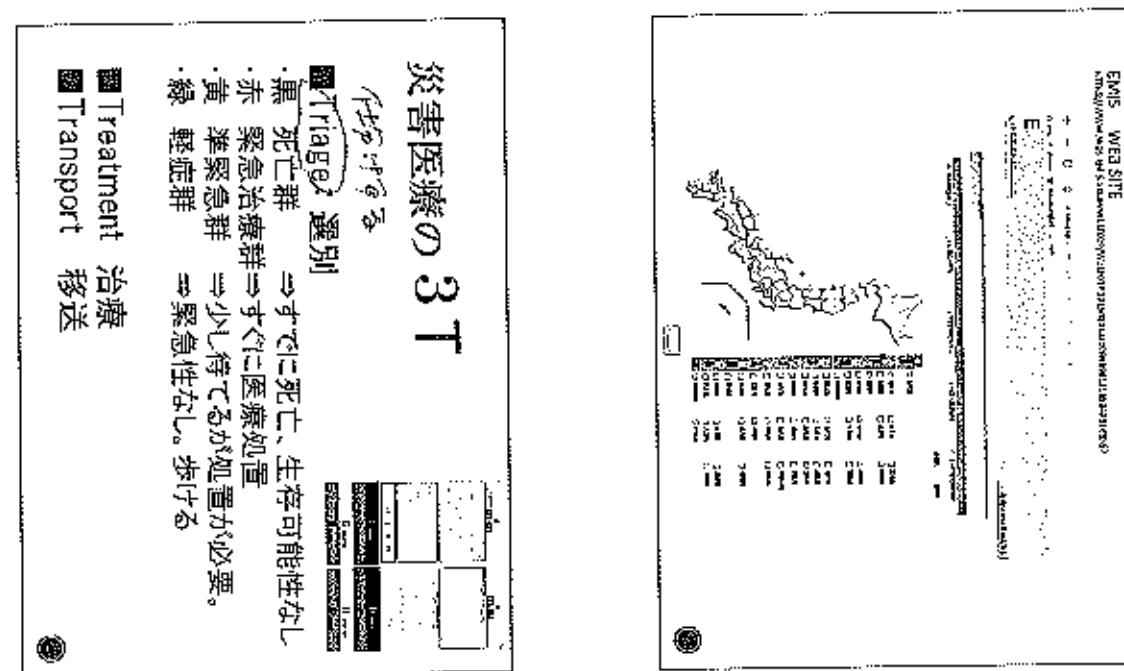
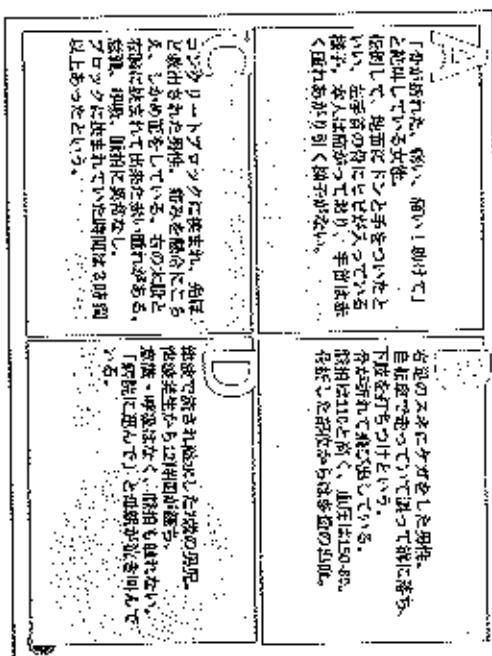
(発病者数)



1995年 阪神・淡路大震災

死者 6434名
圧死・外傷死 83%
救命可能と推定された元々0%





ライフライン、通信、医薬品、医療機器

- 水
- 電気
- ガス
- 電話・携帯電話
- インターネット、アマチュア無線
- 医療機器・資材
- 医薬品
- 医療ガス
- 食料品

災害医療の基本原則：CSCATT

- Command & Control
- Safety
- Communication
- Assessment
- Triage
- Treatment
- Transportation

被災地の医療施設

初期体制から非常時医療活動へ

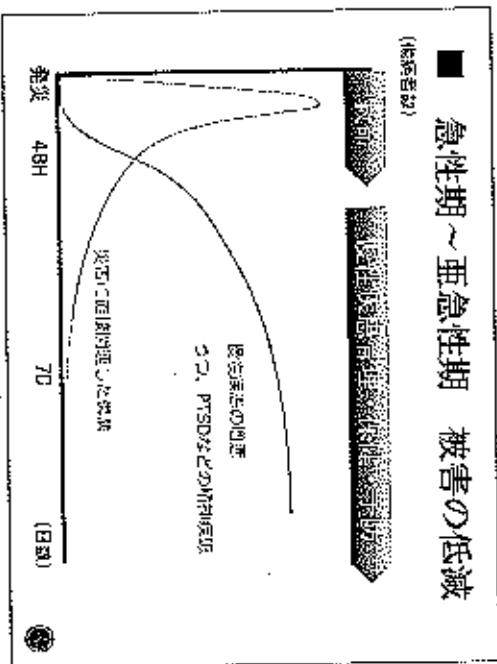
- 入り口は1か所、一方通行に
- 一人ひとり通避させる
- 患者群が混じりあわないよう誘導
- 緊急群は搬送部門に近い場所に
- 救急車両や搬送車両が多数集結
- 車の流れは一方通行に

トリアージ部門の設営



■ 急性期～亜急性期 被害の低減

(被災者)

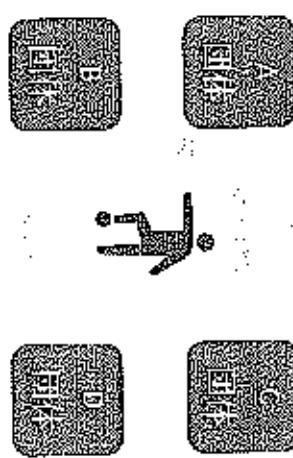


すぐに困る医療の問題

- 透析療法を受けている者
- インスリン療法を受けている者
- 人工呼吸療法を受けている者
- 在宅酸素療法を受けている者
- 慢性疾患治療薬の不足

高齢医療へ移行している人は
心配

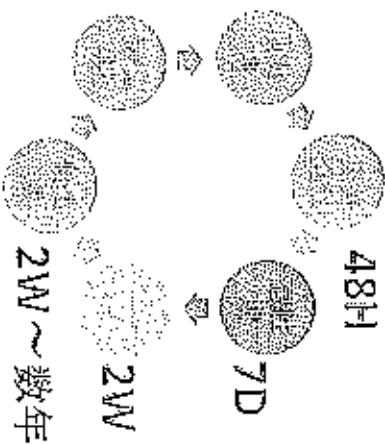
外部団体の支援、ボランティアの調整



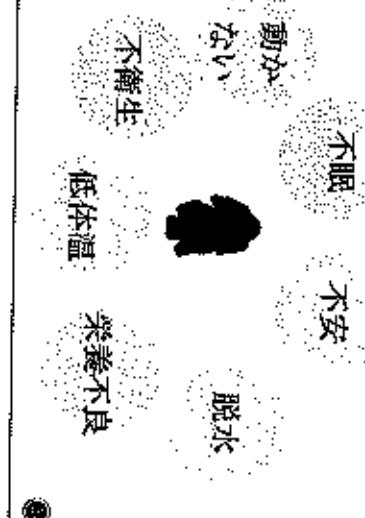
■ 災害サイクル

48H

7D



健康障害の複数要因



徐々に、避難所で増える疾患

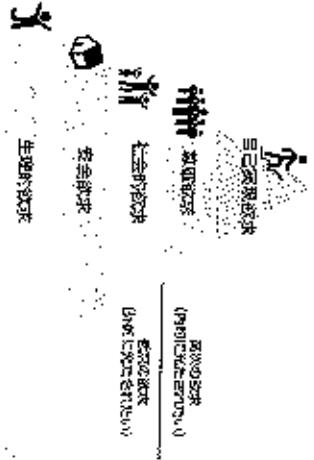
- ・肺炎
- ・喘息
- ・COPD(慢癡性肺疾患)の増悪
- ・感染症(ノロウイルス感染、インフルエンザ)
- ・食中毒
- ・創部感染、破傷風
- ・エコノミーケラス症候群
- ・高血圧の悪化 ⇒ 脳卒中
- ・糖尿病の悪化
- ・口腔疾患(歯周炎、歯周病)
- ・不眠、頭痛

避難所の生活環境

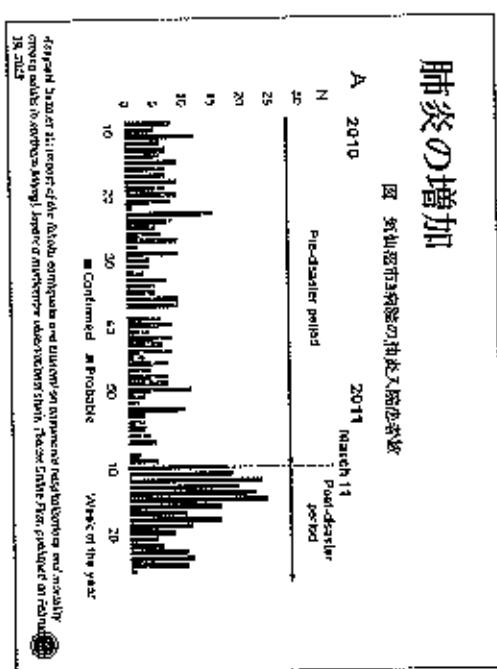


- ・寒さ
- ・匂い臭、埃き
- ・水・食料がない
- ・雨露、災害に襲われる不安
- ・トイレが自由に使えない
- ・家族の愛着の心配
- ・老人とのスペースの共有
- ・生活用品、おむつがない
- ・更衣できない
- ・歯磨き、入浴ができない
- ・芝居、レイフ
- ・精神が寂しい、ママ

マズローの欲求5段階説



肺炎の増加

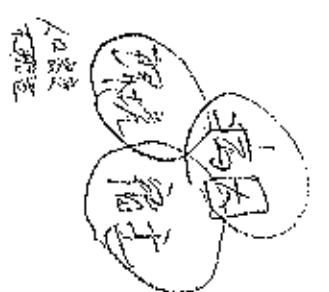


歴史に学ぶ 感染症が流行する理由

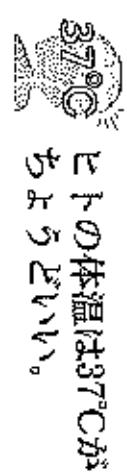


無知・不衛生・低栄養・集団移動・過密

感覚の成立要因



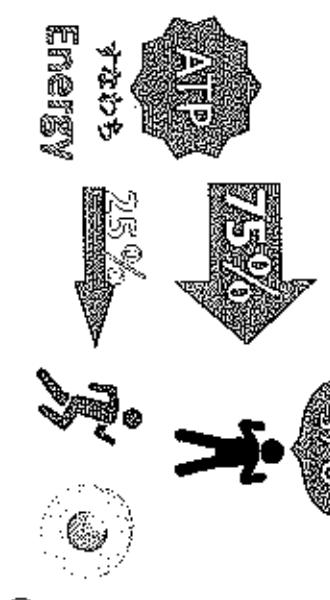
寒さが生命力を奪う。その理由



細胞レベルで、代謝が最も上手くいく温度が37°Cだから。

寒さが生命力を奪う、その理由

体温の維持

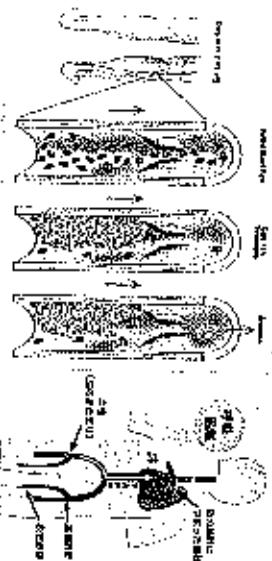


流行抑制のための集団免疫率

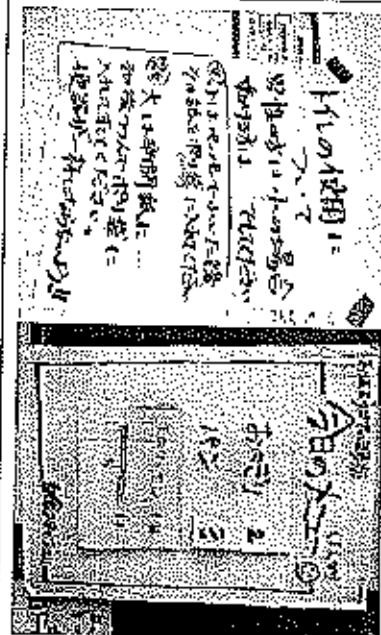
感染症	感染期間(日)	基本再生数(R ₀)	集団免疫率(%)
麻疹	7~16	18~21	90~95
ムンプス	8~32	11~14	85~90
風疹	7~28	7~9	80~85
水痘	10~21	8~10	90%
ポリオ	2~45	5~7	80~95
天疱瘡	8~45	6~7	80~95
百日咳	5~35	15~21	90~95
ジブリット	2~30	6~7	85
インフルエンザ	1~10	2~3	50~60*
赤ん坊		1~7	44~71

*基礎免疫率は(1/IR₀ × 100)
小学校の集団
1スベイン風邪流行時の日本の罹患者は約50%
引用: WHO: www.who.int/mediacentre/news-room/detail/10-november-2010-influenza-a-h1n1-virus-infection-in-japan

エコノミークラス症候群



ノロウイルス感染の蔓延 清潔なトイレ環境と手洗い



傷からの感染 破傷風



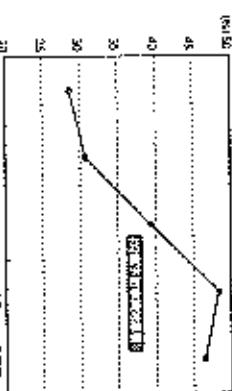
- ・破傷風のワクチン未接種
- ・普通の靴
- ・業者で作業
- ・傷を洗えない

破傷風のワクチン
小児の時に行なう。でもこのままでは満足です。

高齢者に起きやすい健康問題

- ・血圧上昇
- ・下肢筋力低下
- ・転倒
- ・腰痛、関節痛
- ・便秘
- ・皮膚疾患
- ・脱水
- ・静脈血管症
- ・気分の落ち込み、せん妄、うつ症状
- ・認知症症状の増悪

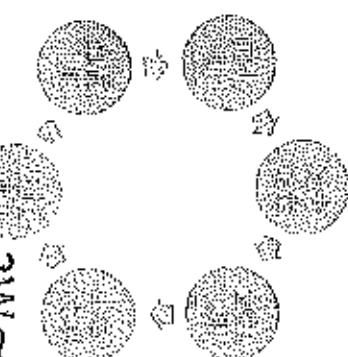
高齢者の生活機能低下



図：宮城県仙台市連絡対応地区の高齢者

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-0000105250_00001.html

■ 災害サイクル



2W～数年

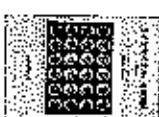
東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県別・時期別)

都道府県	震災関連死											
	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	2月12日	2月13日
東京都	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
神奈川県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
千葉県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
茨城県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
福島県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
岩手県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
宮城県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
福井県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
新潟県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
富山県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
石川県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
福井県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
岐阜県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
愛知県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
三重県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
滋賀県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
奈良県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
和歌県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
京都府	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
大阪府	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
兵庫県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
福岡県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
熊本県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
大分県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
宮崎県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
鹿児島県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
沖縄県	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162

災害関連死とは「東日本大震災による負傷の悪化などにより死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となつた者」(復興庁)
★認定基準はない。各自治体が独自に判断・認定

参考文献
厚生労働省

ERIK HOMBURGER ERIKSON 心の発達課題理論



<先>	
老年期	8歳時
壮年期	7歳時
成年期	6歳時
青年期	5歳時
学童期	4歳時
幼児期	3歳時
乳児期	2歳時
<後>	1歳時

(エリックによれば、8歳までが「前半生」、8歳以降が「後半生」)

◎

地域医療・保健システムへの影響

- ・医療施設の復旧
- ・医療者人材の確保、流出抑止
- ・医療保険制度による対応
- ・被災自治体での保健活動の需要増

東日本大震災被災者の健康状態等に関する 調査研究 (H24年中間報告)

- ・調査協力者：宮城県 4094人、岩手県 10475人、
- ・調査方法：アンケート調査、健診(血液検査、歯科検査含む)

◎

◎

- ・結果
- ・身体面の健康状態は全国レベルと同様
- ・睡眠障害が騒われる者 40～50%（全国平均は28.5%）
- ・心理的苦痛を感じている者 全国レベルの2～3倍。
- ・地域のつながりが強かった地区住民は、不眠・心理的苦痛ともに「金属平野より低い」

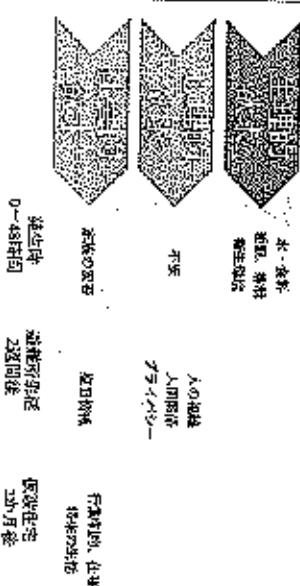
◎

<分析>メンタルヘルスに塑達する要因

- 1) 震災後のショック、喪失感・トラウマ
- 2) 仕事(収入・暮らし+生きがい・弱り)
- 3) 周囲への音報感(ソーシャルキャビタル)

(平成24年秋～厚生研「健康新安全・危機管理政策研究会実行委員会」)

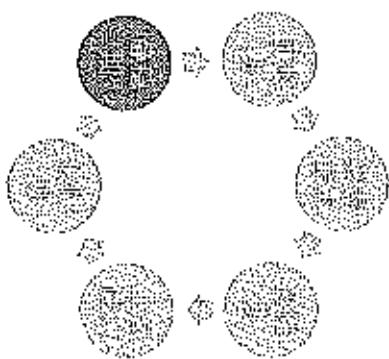
慢性期：社会的弱者が取り残される



TAKE HOME MESSAGE

- ・災害発生から48時間が救命の勝負
- ・医療機関も必死、軽症者は避難所へ
- ・自分の病名と飲んでいる薬は覚えるように
- ・ワクチンは打っておく
- ・避難所では、高齢者は必ず病気になる
- ・最後には人とのつながり地域力

■ 災害サイクル



静穏期にできること

- ・避難所の環境整備
- ・避難所の周知
- ・防災グッズの準備
- ・既往疾患、常用薬の薬剤名は覚えるように
- ・ワクチン接種
 - 子供 ⇒ 対象ワクチンはすべて接種
 - 成人 ⇒ 酸化錆菌ワクチン
インフルエンザワクチン
破傷風ワクチン

防災・減災カード

(地震サバイバル編)



まず身の安全から

● 緊急地震速報だ!

● グラッときたら(屋内音)

あわてず落ち着いて

● グラッときたら(屋外編)

場所に応じた行動を

① ゆれがおさまったら		② 災害用伝言ダイヤル		③ 災害用伝言板サービス		④ 災害時の備忘録	
<input type="checkbox"/> 身の回りの確認を		<input type="checkbox"/> 災害発生時		<input type="checkbox"/> 大規模災害発生時		<input type="checkbox"/> 緊急連絡先	
冷静に火元の始末やガス漏れなどの確認をする 津波やがけ前れなどの危険があればすぐ避難する 家族の安全、我が家への確認を行なう 外に出る時は周囲の確認を行なう 余饗に注意し、正しい情報を確認する		1. [1]をダイヤル 音声ガイドにしたがう		1. [1]を押す 2. 録音 [2]:再生 を押す 被災地の方は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル		◆緊急連絡先 氏名: _____ 電話: _____ 氏名: _____ 電話: _____ 氏名: _____ 電話: _____ 氏名: _____ 電話: _____ ◆避難場所一覧 自宅の場合: _____ その他: _____	
				3. [1]押す 録音(30秒以内)・再生		4. [9]押す(録音終了) (音声収集の方法) ラジオ(携帯型・カーラジオ) ワンセグ放送 携帯電話・スマートフォンのニュース インターネット 防災無線・広報車	
				5. [1]を押す docomo→iMenu→災害用受否確認 SoftBank→携帯トップ→災害用語板 au→EZボタン→トップメニュー 災害用語板		6. [9]を押す(録音終了) (音声収集の方法) ドアや窓を開けて出口を確保する 產物や爆、がけ地から離れる 急ブレーキをかけない ハザードランプを点灯し減速する	
						行動は厳に慎み、乗務員の指示に従う 地下道や密に離れ、面を守る 無理して、火を消しに行かない スリッパやくつをはくと良い あわてて外に飛び出さない エレベーター・エスカレーターは使わない エレベーターに乗っている時は、全ての階のボタンを押し、止まった最寄りの階で降りる 単を運転中は、急ブレーキ厳禁! ゆっくり左側に寄せて停車する 避難する時はキーをつけたまま、運転先のメモを書き、車検証などを持つ 駐車している時はできるだけ高い場所に停める 洋波・川を越えるので注意!	
						発行:(公社)日本技術士会 本部 2013年9月 04011-801-1617	

◎ 救助活動の豆知識(1) ◎

人が倒れていったら

周囲と自分の安全を確保してから
近づき、まず声をかける

応答がない場合は119番通報
(出血・呼吸・脈を確認)

- 無理な手当てを試みてはいけない、意識がない時はうつぶせに寝かせない、吐き気がある、大量出血、腹部や首に外傷がある人には、水分を与えない
- 背骨を損傷している恐れのある時は動かさない
- 頸部にけがをしている時は、頭を身体より低くしない

◎ 救助活動の豆知識(2) ◎

けがの応急処置

傷口に清潔な布などを当て圧迫し、布がない時は手で出血部をしっかりと圧迫する

- やけど
- 痛みや熱さが感じなくなるまで水で冷やす(目安は10~15分)
- 水疱はつぶさずが一せばなどで軽く覆う
- 衣服の上からやだしどきをした時は、服を脱がせずに着衣のまま冰巻かける
- **骨折**
- 剣木(板、ダンボールなど)を当て、骨折した部分の上と下の関節を固定する
- 骨が露出している時は、傷をガーゼなどで巻って固定する

◎ 積雪寒冷への準備 ◎

冬の地震に備えて

防寒着や使い捨てカイロなどを非常持ち出し品の中へ

電気の要らない灯油式ストーブは停電時に威力を発揮

- 地震発生時、屋根の落雪にも注意
- 避難時など雪道での転倒事故に注意
- 情報確認に便利な携帯サイト
- 北海道防災情報(北海道)
<http://bousai-hokkaido.jp/>
- 災害への備え・災害情報(NHK)
<http://www3.nhk.or.jp/seisaku/>

◎ 日頃からの準備 ◎

備えあれば臺なし

● 飲料水、一人1日3リットル、3日分を用意

● 買取品、印鑑、預金通帳、健康保険証、免許証、年金手帳など

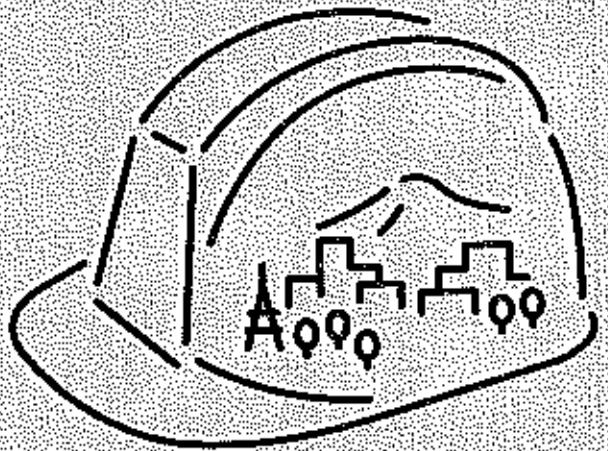
- その他:
- 救急セット、食料、衣類、携中電灯、ラジオ、防寒シート、簡易ヘビーナビ
- (ミニ知識)
食動車のガソリンは、普段からこまめに給油すると安心!
- 避難用には、常備袋、入賞、眠袋、携帯電話、充電器なども忘れず!

救助から数十分前	1~2分	1~2時間	1~2日	3日以上
緊急地震速報だ! グラッときたら	やれやれとまつたら	周囲の状況を確認	正しい情報を入手	被害の範囲を防ぐ

救助から数十分前	1~2分	1~2時間	1~2日	3日以上
震度4以上の強い地震をスピ等で事前にキャッチ! 「地震が発生しました。 強いのがきます」 強いゆれが来るまでの間隔は数秒から數十秒 ありますから、周囲の状況に応じて、あわてず自分の安全を確保	あわてて飛び出 る人がいる元 で身の安全を図ろう!	大きなゆれは1分位で おさまる、落ちていて身 の回りの安全を確認!	余震に注意し、周囲の 状況を確認しよう!	正しい情報を入手して 火元やガスを点検し安 否確認所へ移動しよう! 並行と協力し合って救 出、警戒、消火活動を!

命を守る時間帯

科学技術で マチを守る。



東日本大震災が起きたことにより

一人一人の防災意識は高まってきてている。

では、地域やマチというコミュニティの防災能力はどうだろう。

防災委員会は科学技術者が集まり、北海道の防災について調査研究し、

地域の防災能力を高めるための活動を行っています。

防災委員会とは？

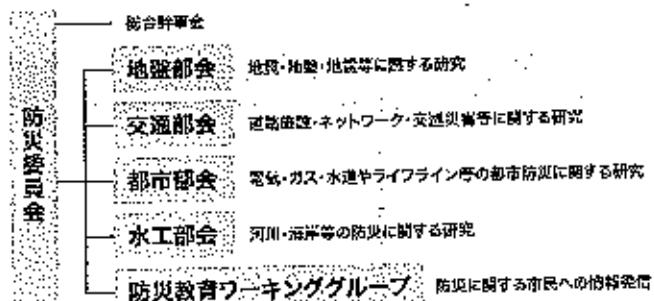
防災委員会は、「北海道の地域特性を考慮した防災対策や危機管理」を検討する技術士の集まりです。北海道の自然災害における「積雪寒冷地」、「地震多発地帯」、「脆弱な地盤」、「広大なエリア」などの問題を克服するために活動しています。

目的

科学技術者の集まりである公益社団法人 日本技術士会北海道本部の会員(会友も含む)で、防災に関する諸問題を調査研究し、北海道の災害を最小限に食い止める防災体制や防災型国土のあり方などを提言するとともに、災害発生地域への技術支援および情報提供を目的としています。

組織

建設・応用理学・水道等の分野で活躍する約90名の技術士が、4部会1ワーキングに分かれて活動しています。



防災教育ワーキンググループの活動

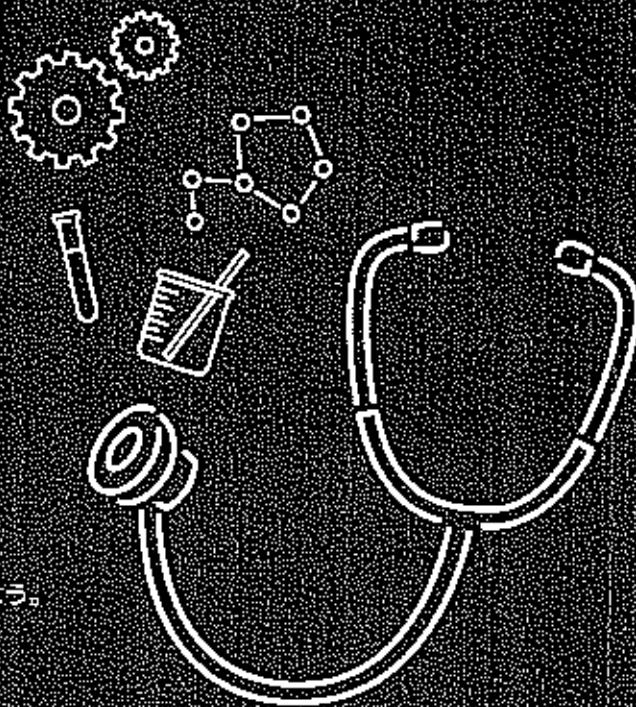
東日本大震災での教訓を活かし、防災についての講義研究及び啓発活動を技術士の社会貢献として展開しています。

災害に対する防災減災対策について、地域防災力を向上させる自助努力・共助努力の視点から、市民向けの分かりやすい情報を発信しています。

札幌市が実施している区民センター事業「防災セミナー」及び自主防災活動推進要綱による「防災リーダー研修」を支援しています。

技術士は 科学技術の お医者さん。

公共機関や企業の技術上の問題を発見し、
解決するのが技術士の仕事。
さながら、いろいろな病気を治すお医者さんの中、
あまり知られていないけれど、
科学技術を支える立派な国家資格です。



技術士とは？

技術士の資格は、技術士法で定められた国家資格です。技術士は、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての技術コンサルティング業務、すなわち計画、研究、設計、分析、試験、評価または、これらに関する指導等を行います。

科学技術の全領域に渡る分野をカバー

技術範囲は、以下に示す建築関連業務以外の総ての技術部門にわたっています。

- | | | | | | | |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|------------|
| ●機械部門 | ●電気・電子部門 | ●金属部門 | ●上下水道部門 | ●林業部門 | ●情報工学部門 | ●環境部門 |
| ●船舶・海洋部門 | ●化学部門 | ●資源工学部門 | ●衛生工学部門 | ●水産部門 | ●応用理学部門 | ●原子力・放射線部門 |
| ●航空・宇宙部門 | ●機械部門 | ●建設部門 | ●農業部門 | ●経営工学部門 | ●生物工学部門 | ●総合技術監理部門 |

主な活動

公共機関に対して

企画 調査 設計 施工管理

公正な判断や技術支援をいたします

- ◎地域開発等の公共事業に対する事前調査、計画、設計、施工管理
- ◎国際プロジェクト等に対する調査、提案、設計、施工管理
- ◎地方公共団体の工事に係わる技術上の諸問題
- ◎銀行等の融資対象に関する技術上の諮詢
- ◎裁判における技術上の認定

企業に対して

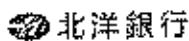
企画 技術開発 技術指導 生産管理

技術戦力の大幅な強化ができます

- ◎経営体制の改善、市場開拓、新製品開発などに対する技術支援
- ◎新技術の導入に関する調査、支援、実験協力
- ◎企業間の技術協力や技術交流の仲介及び支援
- ◎中小企業等に対する経営、技術相談
- ◎経営、技術に対する技術者の育成

公共施設整備におけるPPP/PFI手法の活用について

平成20年4月22日
株式会社 北洋銀行
ソリューション部



1. PPP事象

(PUBLIC PRIVATE PARTNERSHIP/パブリックプライベートパートナーシップ)

・**PPP事業** (Public Private Partnership/パブリックプライベートパートナーシップ)

公共と民間がパートナーを組んで、従来、国・地方公共団体が公営で実施してきたサービス・事業を新しい官民協力により実施する形態「官民連携／官公連携事業」
(例) 例) 各種障害者支援、SDGs、リースオフィス、各種認証制度、生活実現度のアセスメント、地域活性化用、etc)



PPP事業の分類

企事业单位
个体工商户
其他组织

企业名称
企业类型

基本的 4 連體

PFIとは【Private(民間の) Finance(資金が) Initiative(主導する)】

これまでの公共事業は、国や地方公共団体等が施設の設計や建設、維持管理を段階ごとに、内容も細かく決めてから民間事業者に発注されてきました。

2. PFI(PRIVATE FINANCE INITIATIVE)について

一方PFIは、Private(民間の) Finance(資金が) Initiative(主導する)する方法です。民間の資金を活用し、施設の設計から建設、運営などをまとめて民間に任せます。これにより民間の創意工夫やノウハウを公共機関に元として効率的かつ効果的に社会資本を整備し、極端かつ良好な公共サービスの提供を図ることが目的です。

PFIは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき実施されます。平成11年PFI法が施行されてから、実績事業件数(実施方針公表件数)は527件、実事業(累計)は約4兆8,905億円にのぼっています。(平成28年3月末現在)

5

PFI法で定める対象施設

- ・ 道路、鉄道、港湾、空港、公園、河川、上下水道等の公共施設
- ・ 施設、宿舎等の公用施設
- ・ 行政、研究等の公用施設
- ・ 賃貸住宅及び教育文化施設、医療施設、産業施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下駐車場等の公益的施設
- ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(資源循環型施設を除く)、省光施設及び省火施設
- ・ 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(平成28年5月PFI法改正により範囲)

事業分野別事業数の累計(平成11年度から平成28年3月31日まで)

事業分野	実施方針公表数	実事業(累計)
教育・文化	482	文化施設、文化施設等
健康・医療	89	医療施設、医薬物処理施設、医療等
まちづくり	87	道路、公園、下水道施設、港湾施設等
行政・機関	57	事務庁舎、公務員宿舎等
安心	24	警戒施設、消防施設、行政施設等
生産・福祉	22	福祉施設等
産業	14	省光施設、資源循環施設等
その他	62	複合施設等

都道府県別のPFI実施数

都道府県	19 (15)	東京都	57 (24)	滋賀県	6 (3)	香川県	3 (3)
青森県	2 (2)	神奈川県	36 (33)	京都府	15 (8)	愛媛県	6 (5)
岩手県	10 (3)	新潟県	9 (9)	大阪府	40 (30)	高知県	0 (0)
宮城県	17 (13)	福島県	6 (4)	兵庫県	29 (26)	福岡県	27 (18)
秋田県	2 (2)	石川県	6 (4)	奈良県	4 (4)	佐賀県	0 (0)
山形県	13 (12)	福井県	5 (5)	和歌山县	0 (0)	長崎県	1 (1)
福島県	1 (1)	山梨県	4 (3)	鳥取県	0 (0)	鹿児島県	7 (4)
茨城県	7 (3)	長野県	2 (2)	島根県	4 (3)	大分県	4 (4)
栃木県	5 (4)	岐阜県	5 (4)	岡山県	10 (10)	宮崎県	1 (1)
群馬県	2 (2)	静岡県	19 (19)	広島県	14 (10)	鹿児島県	6 (4)
埼玉県	38 (31)	愛知県	34 (30)	山口県	4 (3)	沖縄県	2 (1)
千葉県	28 (24)	三重県	6 (6)	徳島県	6 (6)	その他	5 (0)

※平成28年3月31日現在 本事業の所在する都道府県単位 ()内は地方公共団体の実施数。
※サービス機器開発中に実施候数又は既承けた申立及び実施方針公表時に事業を終了しサービスの提供に並んでない事業は含んでいない。

7

8

PPP/PFI推進アクションプラン(概要)

優先的検討規程について

(4) 対象的検査指標(平成26年1月1日現在)を記載せよ

○ 便用的検査指標は検査する際に使うべき原則として、必ずしも書いた右の、
○ 主に次に掲げる3条件をいかに明確にして便用的検査を実施することにこだわっている。
 ① 明確に定めた対象疾患について便用的検査を行なうこと
 ② 実験的検査を除によりPPD/PFT手術導入の適否を評価するにと
 ③ 評価の結果、PPD/PFT手術導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

(5) 便用的検査指標を実施するにあたっては、必ずしも書いた右の、
○ 地方公共団体(主に人口20万人以上)、各名医名、公共法人(独立・特殊法人、公社等)が
前記(記載料金表)を
 ○ 便用的検査指標を満たす、PPD/PFT手術で便用的に導入するためのプロセス等を規定。

(6) 便用的検査指標の実施(平成26年2月17日)【担当部門別欄】

地方公共団体が便用的に便用的検査指標を実施する際に参考となる右のとして内閣府が作成した
右の、常に掲げるもので構成。
 ① 指標との照合
 ② 便用的検査指標の仕組み
 ③ 便用的検査指標の評議会
 ④ 便用的検査指標の評議会

(7) 便用的検査指標の評議会(平成26年2月17日)【内閣府別欄】

地方公共団体が便用的に便用的検査指標を実施する際に参考となる右のとして内閣府が作成する
右の、常に掲げるもので構成。
 平成26年2月17日までに記す。

(8) ワークシート(例)、右の大枠が記載

各項目の特性を踏まえた便用的検査指標を策定せよよう、専門委員会が作成することがさ
れる右の、専門家等、適用可能な専門性の異なる医師、医療技術者等について明記。
 12月15日までに記す。

1.2 供应链管理的模型

中華書局影印

地域プラットフォームの活用について

地方公共団体及び関係機関等に向けた「ハザード・リスク評価の不足及び対応不足による災害の発生の恐れ」の現状を踏まえて、 PFEPHPに関する情報・ハザードの共有・育成・継続的な実施を、具体的な取組みを計画するための「重点会議の実施の場」及び アラートシステムの構築等の課題に対する取り組みを進めていくこととし、H27年度より取り組んでまいります。	
地元アラートシステムにおいては、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたこちづくり等の施策づくりへの 取り組みを進めます。	
<p>地元アラートシステムのイメージ</p> <pre> graph TD A[地元アラートシステム] --> B[地元防災システム] B --> C[地元アラートシステム] </pre>	
<p>地元アラートシステム</p> <p>地元防災システムへ接続するアラート機能で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域警報・専門警報(シヤカタ・監視・各種警報) ② 災害警報・各種警報(監視・警報) ③ 大字等 ④ 地方警報等 	<p>地元アラートシステムの機能</p> <p>地元アラートシステムに接続するアラート機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域警報・専門警報(シヤカタ・監視・各種警報) ② 災害警報・各種警報(監視・警報) ③ 大字等 ④ 地方警報等 <p>地元アラートシステムの構成</p> <p>地元アラートシステムの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域警報・専門警報(シヤカタ・監視・各種警報) ② 災害警報・各種警報(監視・警報) ③ 大字等 ④ 地方警報等
<p>地元アラートシステムの構成</p> <p>地元アラートシステムの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域警報・専門警報(シヤカタ・監視・各種警報) ② 災害警報・各種警報(監視・警報) ③ 大字等 ④ 地方警報等 	<p>地元アラートシステムの構成</p> <p>地元アラートシステムの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域警報・専門警報(シヤカタ・監視・各種警報) ② 災害警報・各種警報(監視・警報) ③ 大字等 ④ 地方警報等

PEIのメリット

④ 保険から見る公共交通サービスの提供

- PFM事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの深刻な分担により、事業主体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、運営、賃借、改修（設計を含む）、維持修繕及び譲渡の全工程は一括りが、専門に扱われること、公共施設等運営権の活用路を通じた自由度の高い運営において既存の雇用者の働きが生れることが主により、事業期間全体を通じての事業収益の確保、いわばは全事業期間における財政負担の認識が得られる。

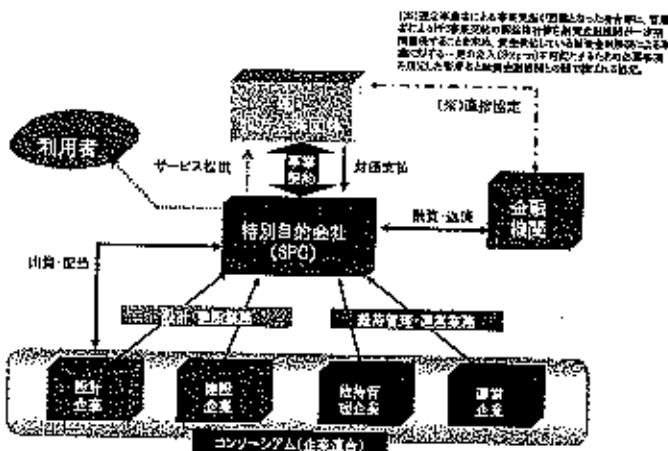
② 公共サービスの提供における行政のあり方

- ・官民の連携を斜め分割にてばく壊する競争力アップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や新たな公私共存政策の創出等と財政改革全般の両立が図られ、行政改革の進捗に寄与することが指摘される。

3. 民間事業機会創出による経済活性化

- ¹ 産業生として、地方公共団体等の公的試験を行ってきた公共施設等の重複機の清算を更に事業者に課すことから、民間に対して新たな事業権をもつた財産が新たに日に日に加えて、他の収益事業と組み合わせて充実することによって、新たな収益事業を生み出すことになる。

一般的なPFIの事業スキーム



PFI事業におけるSPC

特別目的会社(SPC)とは

特種の事業を行つたために設立された事業会社。PFI項目、公募選定する企業グループ(プロジェクトアソシエイツ)が、新会社(SPC)を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

PFI事業では、事業を組む企業体の法人格又は事業部門の区分程度上の法的性が保証されなければならない(独立主張)。

この基本方針により、一般的なPFI事業においてはSPCが設立され、SPCをPFI事業者とする契約形態が取られており、SPCはPFI事業を円滑に運営するための重要な役割を担っている。

SPCを活用するメリット

メリット	デメリット
(1) 出資比率の経営状況等の影響を弱めし、外に事業外のリスクを軽減する	① 企画登記費用等のコスト負担
(2) 独立性の確保は、建設業の法律といったPFI事業の実質的な機能に欠かせないリスクが削除される	② 業務監督職のあら人材の確保
(3) PFI事業に係るリスクや責任、各者が、出資企業の手元に直接の影響を受けられない	③ 事業実績等の監査費用負担
(4) プロジェクトファイナンスによる資金調達に適している	

14

主なPFIの事業形態

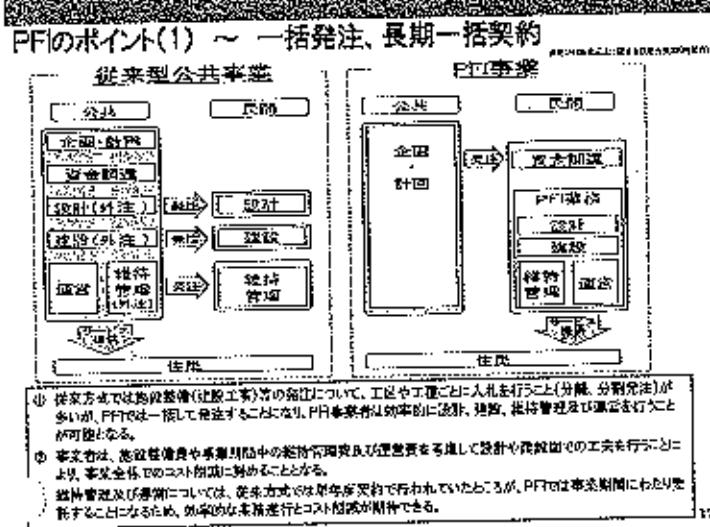
事業形態	構成
独立型	<ul style="list-style-type: none"> 公共の事業主体に差づけ、PFI事業者が施設・サービスに対する賃料が料金等を支払うことによって、事業費を積み立て方式。 公共の開拓は財産権、認可、法的子孫などの要因に限定。 覚書契約リスクは民間が負担。
サービス購入型	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業者が構成した施設・サービスに公共の主体が料金(サービス購入料)を支払うことで、事業費を積み立て方式。 覚書契約リスクは公共が負担。
混合型 (ジョイントベンチャー型)	<ul style="list-style-type: none"> 独立開発型とサービス購入型を組合せて、利害関係による財産権などの主権からの差引(サービス購入料)により、事業費を積み立て方式。 施設の八王子市駒体育館等整備・運営事業 最寄市駒体等複合公共施設特定事業

PFIのポイント

1.早期・一括発注	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争による効率的な設計、施設、設備各段階での競争 競争管理・現地調査を考慮した設計・建設面での工夫 長期賃貸による効率的な事業運営とコスト削減
2.運営	<ul style="list-style-type: none"> 運営目標である性能(サービスの量や質等)を要求水準として検定 民間の創造工夫の発揮が実現しやすくなる。
3.競合賃貸一括賃貸入札	<ul style="list-style-type: none"> 競合賃貸一括賃貸入札 ⇒ 「競合」に加え「正面・横面」等を評価 公募プロポーザル方式
4.融資	<ul style="list-style-type: none"> 融資(Money)に対して最も高額の高いサービス(Value)を供給するという考え方。 貸付の方法と比べてPFIの方が融資額を上げて融資できることが示す場合
5.民間運営が実現化されるところから、初期投資額を平準化する沿岸一帯開発事業等で実現することが可能	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者に資金負担が発生する(=民間資金を活用した公私協同整備)

15

15



PFIのポイント(2) ~ 性能発注

性能発注(方式)

達成目標である性能(サービスの量や質等)を基準水準として指定し、具体的な実施方法は民間が選択する発注方式。長期発注方式よりも作業発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創造工芸の発揮」が実現しやすくなる。

仕様発注

- 仕様者に基づき、工事や製品の技術を定義。
- 出来上がりはどの企業が発注しても同じとなる。
【第一參事会→カーナビゲーションの製品を、日本放送→(仕様書)】

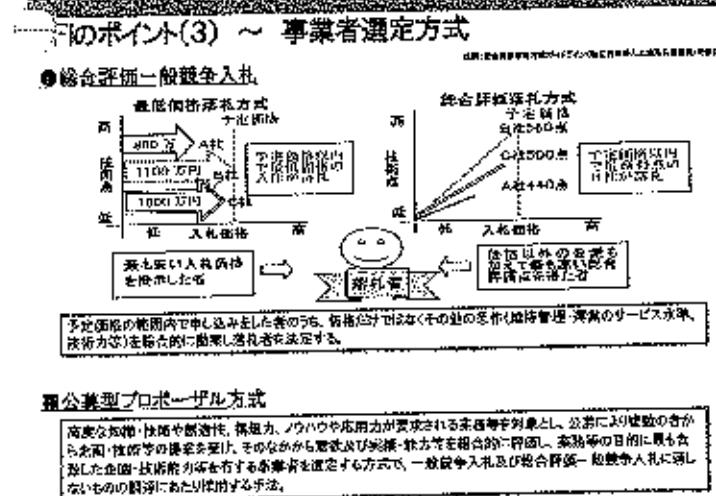
性能発注

- 指定した内容を満たす仕様は、業者は事業者の自由提案。
- 出来上がりが企画によって異なる場合、請求した仕様は満たしていない。
【例→新規の全車、羽田〇〇ルクス以上→基準水準通り】

個別計画

- 先端・尖端や一般住宅は、複数の公共の各施設等を横断してアプローチすることを踏まえた計画とすること。
- 周辺道路の適切な位置に出入口を設け、車両出入用、公共交通用、回転場の実現の複数が生じない計画とすること。
- 地域全体のバランスを考慮し、維持管理及びセキュリティ対策に配慮しながら、技術のどれかだけの少ない配置にすること。
- 総合的な維持管理面や、若幹に各箇所にアプローチできる距離を確保すること。
- 施設へのアクセス、観客、乗客、災害の避難を防止するよう考慮すること。
- 3点の割合、地盤スペースに配慮した配置とすること。
- 司機活動が開拓地最前線に出て標準化を行うこと。

18

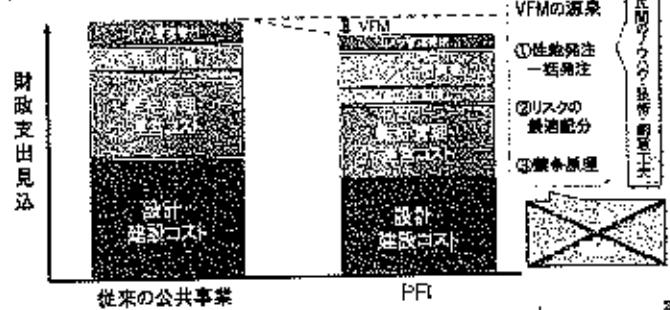


PFIのポイント(4) ~ VFM

VFM(Value for Money)

$$= (\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}) / \text{従来の公共事業のLCC} \times 100$$

「支拂に對して最も優位の高いサービスを供給する」という考え方。同一の事業者で2~2つの事業を比較する場合、支拂に對して価値の高いサービスを供給する方を「高いVFMがある」という。



直金は 10 教

コスト 2.8%

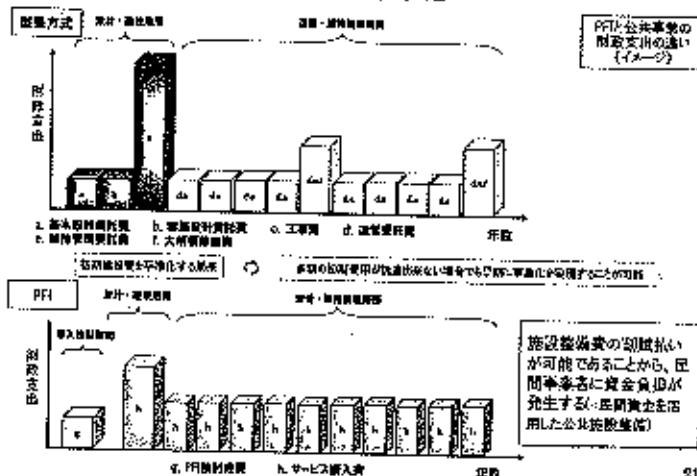
民間の事業者

運営の負担

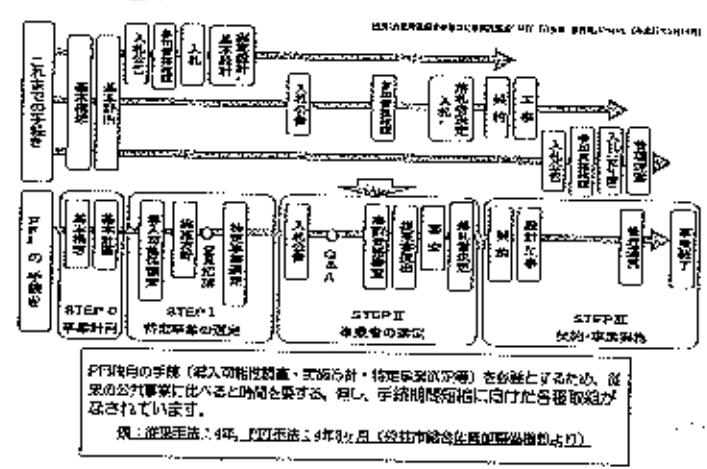
19

20

PFIのポイント(5) ~ 財政支出平準化



PFIのプロセス



財政支出の平準化

3. リース方式

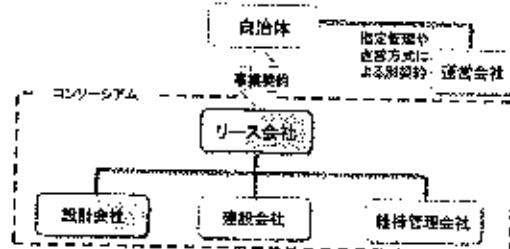
数値的観察

リース方式の基本スキーム

リース会社が自治体との間で事業契約（賃貸借契約）に基づき施設の設計・建設・運営・維持管理等の業務を一括して請負い、リース会社がそれぞれの担当企業に対して業務委託を行います。

事業に必要な資金調達はリース会社が行います。

事業期間終了後は、対象施設を現状有姿にてリース会社が自治体に返却します。



リース方式の活用メリット

リース方式は、PFI方式の「民間の事業者による事業コスト削減」「一括発注・性能保証」「事業者選定方式」などの特長を引きつつ、PFI方式と比べて以下のメリットが見込まれます。

①導入コスト削減

- リース方式は、PFI方式の採用を検討する際に必要な「導入可能性調査」が法定されていないため、公募開始までの準備期間が短縮可能となる。

②リスク低減

- リース方式の場合に必要な「導入可能性調査委託費」「コンサル・弁護士費用」「SPC費用」などのコスト削減が見れる。

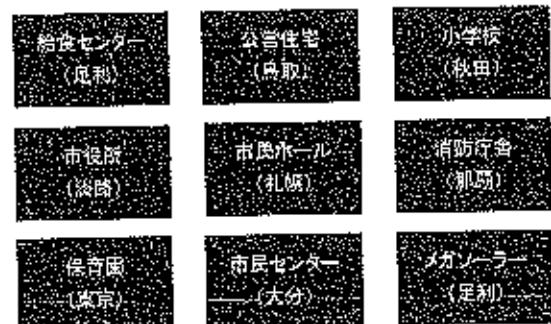
③支払平準化

- リース方式は、発注時に起債の必要がなく、「企画比率」の悪化を防ぎ、財務指標の健全化を保てる。
※実質公債比率には影響が及びます

④自由度の高い契約

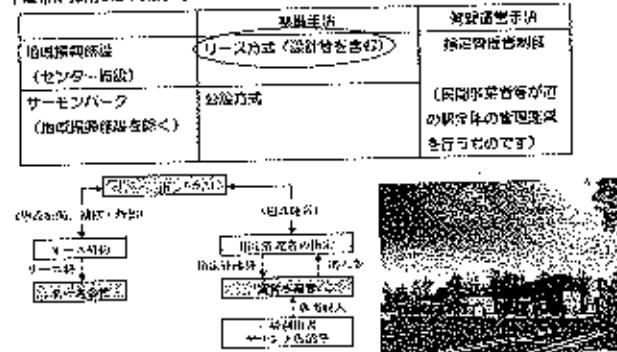
- リース会社からの業務委託先については、公募時に条件指定が可能(地元業者に限る等)。また、
使用者決定後に調整が必要な場合、一部条件変更等の調整が可能。

リース方式での施設整備事例(自治体)



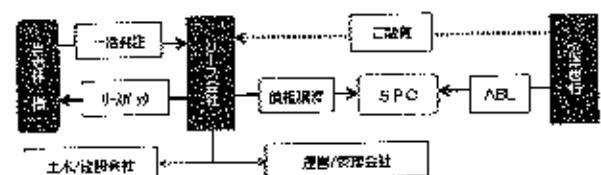
導入事例～千歳市【道の駅リニューアル事業】

千歳市が採用した導入方式



リース方式における北洋銀行の関わり

【スキーム図】

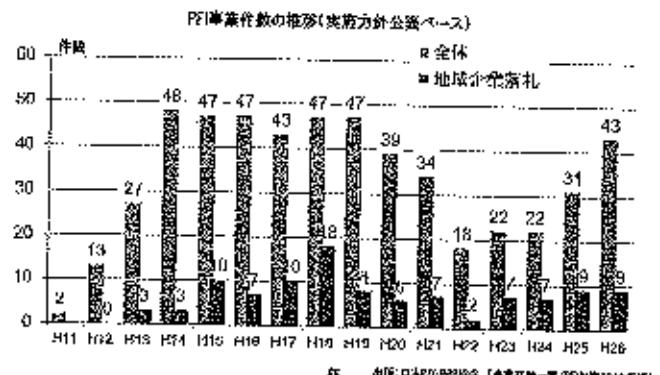


※「一括料金」(fixed business contract)の際、当該出資の実現性を有する場合の公債化を緩和する目的で認定される場合に適用されるもの。そのためは、適性を行って公債化することでのしく、実質を免れると認められない場合であることから、BKCも認可しないことには認可されています。

なお、「leasebackの場合は、当該実現の実現性を有する場合に限り公債法に該当するものとされ、実質的に公債化される場合がある」として公債化が認可される。実質的にキャッシュフローとして受け取らなければならぬ形態に該当するものとされる。実質的に公債化される場合、リース会社、クレジットカード会社などから融資を受ける形態の実質を認めたとして公債化されている。

4. PFI事業における地域企業の関わり

地域企業におけるPFI落札実績



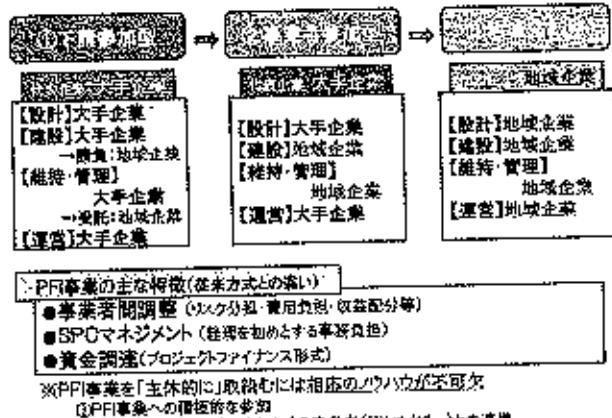
- 「地域企業を代表企業とするコンソーシアム」が落札する案件は毎年複数あります。
→地域企業が中心となってPFI事業に参画することは十分に可能と考えられます。

北海道内で実施されたPFI事業

事業名	所在地	年次予算	実施年	実施内容	実施会社	実施会社
1. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	101.22	平成19年	大口廃棄物 資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
2. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
3. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
4. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
5. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
6. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
7. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
8. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
9. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
10. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
11. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
12. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
13. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
14. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
15. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
16. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
17. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業
18. 北海道立総合リサイクルセンター運営事業	札幌市	100.04	平成19年	資源回収、資源処理等	リサイクル企業	リサイクル企業

*赤字記載は「国内企業」が代表企業となった事業です。

PFI事業への地域企業参入のステップ



PFI事業の主な特徴(基本方式上の違い)

●事業委託調整(リスク分担・費用負担・収益配分等)

●SPCマネジメント(経理を始めとする事務負担)

●資金調達(プロジェクトファイナンス形式)

*PFI事業を「主体的に」取組むには相応のノウハウが不可欠

①PFI事業への積極的な歩み

②PFI事業に関するノウハウ有する事業者(アドバイザー)との連携

「地域企業参入」に配慮する仕組み

発注者側の具体的な措置として、事業者選定基準に「地域経済への貢献に関する提案」(地元企業等の活用や地域雇用等、通称:「地域要件」)を評価する項目設定が行われている。

■地元企業に配慮した基準例

- 入札参加資格でJリサイクルの内陸設立事業の1者以上は地元企業とすることを要件化
例)富花寺市賃住宅建設事業(高崎市)、市営石町团地整備事業(西宮市)等
- 事業者内の一定割合以上左市内企業に賄業することを要件化
例)市営甲子園九条町团地整備事業(西宮市)等
- 定性点評価で地元企業を活用させる優秀を優位に評価
例)滋賀県農林水産業活性化PFI事業(滋賀県)、山形県共済團地整備事業(山形県)等

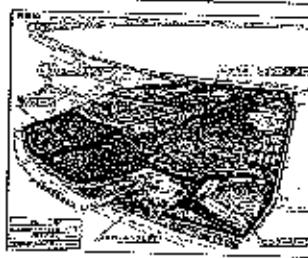
※西区内実施済みのPFIにおける地元要件の社会評議会式の一例

西区内実施済みのPFIにおける地元要件の社会評議会式の一例	評議会式による地元要件の実施状況	評議会式による地元要件の実施状況
財團法人中日本建設顧問会PFI事業(第一期)	財團法人 地元建設への貢献:区内企業からの地元調整等 地元建設に寄り添う提案がされている場合等	6社/70社中
青森市生活環境センター整備事業	青森市 地元経済への貢献	10社/80社中
札幌市立中央図書館整備事業・児童文庫	札幌市 地元経済への貢献に関する評議会(図書館の整備 費負担、管理運営中の地元負担)	19社/120社中
札幌市立中央図書館整備事業・児童文庫	札幌市 地元経済、地場企業への貢献が認められるか	5社/110社中

5. PPP/PFIの導入事例

事例① 道立噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業

実施者	北米沿
事業内容	1. [B1D]センターゾーン構造(物販店)の設計、建設、所有権移転、大規模施設、特許登録 2. [B1D]石油ゾーン施設の設計、建設、所有、大規模施設、特許登録、運営、荷役移転 3. [B2D]油貯蔵スペースの設計、建設、所有、火災防護機器、特許登録、運営、荷役移転
事業範囲	1. 地盤の整地(計画、施設、港湾設備、工事社団、その他の運営業務) 2. 施設の設計管理(施設保全管理、施設管理、警備、消防、飲食、大規模施設、商品販売) 3. 施設の運営(物販スペースの運営、オートキャンプ場の運営)
事業期間	事業契約締結：平成16年7月 期初・終期：平成16年7月～平成18年3月 権利期限・運営：平成16年4月～平成24年3月(25年間)
賃料金額	2,909,800千円(税込 5.6%) 【賃料実1,672百万円、賃料実着戻1,237百万円】



85

事例① 道立噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業

① 事業方式

ゾーン名	財産地點	事業方式
センターゾーン	ビジターセンター(情報多角的、多目的休憩室、体験学習室、情報表示、休憩スペース) ユニットバス、店舗、駐車場	施設整備後、直前に所有権を直に移転するEST(End Transfer Option)方式
	ビジターセンター(物販スペース) オートキャンプ場	事業契約終了後、直前に有効で譲渡するBOT(End Operate Transfer)方式
石油ゾーン	店舗、港湾施設、体験学習館等 バーカフェ場	從来方式(北海道道立) 併用方式(八ヶ岳町施行)

② 需要・収入リスクに対する検討

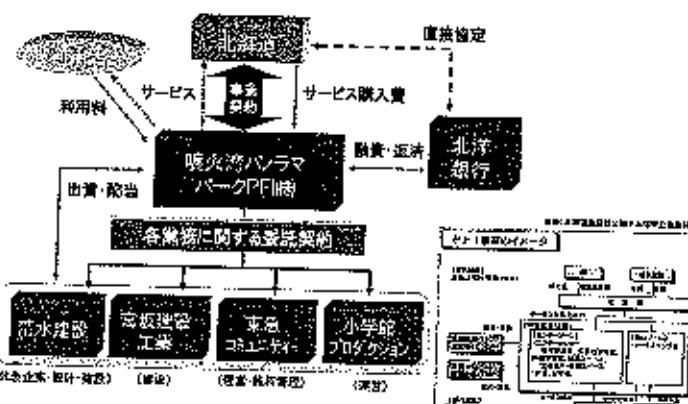
オートキャンプ場の独立採算は困難と見られることから、サービス購入型のBTO方式となった。

物販スペースの維持管理・運営事業及びオートキャンプ場における物品等の販売・貢出等の分譲事業は、サービス購入料の対象外事業。物販スペースは、利用者の少ない冬期間について、適宜商業スペースを縮小することも可能な契約内容となった。

飲食は冬期利用が見込めないことから運営事業が困難と判断し、冬期間は、センターゾーンの物販スペースにおいて物品販売と自動販売機による営業を行う内容とした。(賃料事業者の選定)

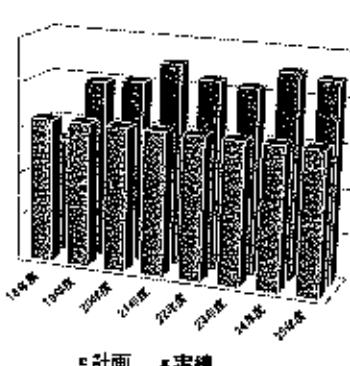
86

事例① 道立噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業



事例① 道立噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業

◆ オートキャンプ場売上高(当初計画/実績)



【具体的な運営プログラムの一例】

1. 第40回全日本オートキャンプ大会の実施(開催)(平成22年8月)
2. 有名アウトドアメーカーによるキャンプイベント(CHE NORTH FACE & A&F COUNTRY)
3. スノーマスターによる講習体験(スキヤンプdeスノーマスター)
4. 体験プログラムの実施(走しそうめん、レンガ窯ビザ焼き、等)
5. アウトドアクローイング
6. 各種キャンプ場への招致
7. ご当地ドコモもんグッズの販売

37

87

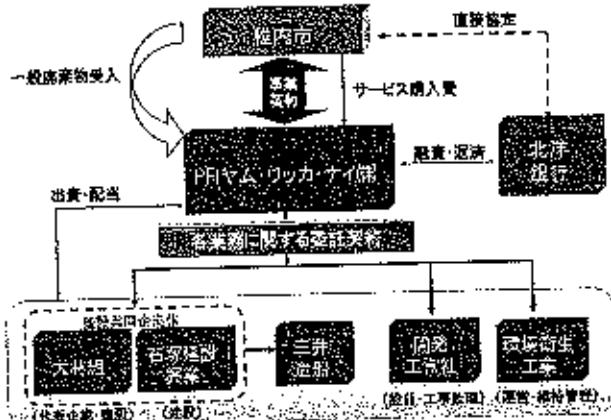
事例② 稲内市廃棄物最終処分場整備運営事業

発注者	稲内市
事業内容	一般廃棄物最終処分場の整備、維持管理、運営
施設概要	埋立面積 28,000m ² 収容型処分場/廃棄物堆立容量 180,000t
事業期間	PFI事業契約締結 平成17年2月 設計・建設 平成17年3月～平成18年9月 維持管理・運営 平成19年10月～平成31年9月
落札金額	2,676,808千円(VFM 17.0%)



西日本建設コンサルタントズ

事例② 稲内市廃棄物最終処分場整備運営事業



40

事例② 稲内市廃棄物最終処分場整備運営事業

① 国内初／環境負荷を低減するクローズドシステム処分場PFI事業

施設の着火の危険は、墓石地や壁根などで覆り「クローズドシステム(覆蓋型)処分場」となり、廻来物の燃焼止、カラス等の班来防除、瓦斯の初期消滅など、環境負荷を低減すると同時に景観にも配慮した施設運営を行っている点です。クローズドシステムを実現する最終処分場のPFI事業に問い合わせるのは国内で初めてとなります。

② 施設の特徴

西日本建設コンサルタントズ

- ① 処分場全体を4区画(1区画50m×130m)に分割し、各区分の覆蓋(戸建)を設置
- ② 有機物(カラス・カゼンボ)の燃焼が可能
- ③ ごみの高熱化燃費など、周辺環境への影響が低減
- ④ 雨水が入らないため安定した雨水貯留が可能
- ⑤ 未燃焼物に左右されない年間を通じて安定的な処理率が可能
- ⑥ 排地下水や地下水の連続監視
- ⑦ 地震波水構造と電磁波漏水感知システムにより地下水漏洩を未然に防ぐ
- ⑧ 処分場内の未燃やガスは燃焼処理を行ってから大気に排出
- ⑨ 自主式は分離の活用で医療物がより细分化されて処理される



西日本建設コンサルタントズ

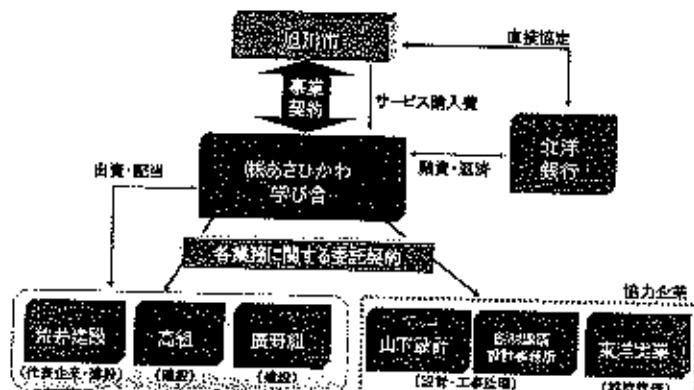
事例③ 旭川市立高台小学校PFI整備事業

発注者	旭川市
事業内容	(1) 敷合、屋内運動場、屋外運動場及びこれらに付帯する既存施設の整計・維持 (2) 学校施設の維持管理 (3) 同学校施設易行市去
施設概要	敷地: 1,937 m ² 以内(耐震補助対象建築の上限) 敷地: 1,258 m ² 以内 屋外運動場: 10,000 m ² 程度
事業期間	PFI事業契約締結 平成20年12月 設計・建設 平成21年1月～平成22年7月 維持管理・運営 平成22年8月～平成37年3月
落札金額	2,848,010千円(VFM 10.0%)



西日本建設コンサルタントズ

事例③ 旭川市立高台小学校PFI整備事業



48

事例③ 旭川市立高台小学校PFI整備事業

① 地形を生かした学び舎

斜面整地の高低差を活かした造成・建築計画、あらわる方角からのアプローチが容易な賃貸通路(立体交差のバージュ)、1・2階の共用部から直接避難などの安全性



② エコボイド(光と風の道)のある学び舎

新しい校舎の象徴として「光と風の道」エコボイド(3種類共空調)の運営、回廊並のプランとし、見通しのいい歩化の安全性を確保。交流と自然エネルギー活用の両立を図り、環境問題を考える際に日常生活空間が学習教材となる工夫

③ 環境への配慮

壁面緑化(既設)、ソーラーカーポール(太陽熱集熱パネル)、ソーラーパネル(シースルーピート瓦合電パネル:羽越市リミングの医療メディアセンターで使用したパネルを再利用)などを設置

49

事例④ 力路市立学校施設耐震化PFI事業(第一期)

属性名	北海道
事業内容	第一期は全6校の耐震化改修及び大規模改修実績を行った同時に、第二期事業対象校の先行調査実施を行う。維持管理を柱として第一期事業対象校4校の定期点検を行う。
事業期間	1.耐震化改修実務 平成25年1月上旬から平成27年3月 2.大規模改修実務 平成25年1月上旬から平成27年3月 3.先行調査実務 平成25年1月上旬から平成26年8月 4.維持管理実務 平成27年4月から平成34年12月
主な入札参加条件	1.入札参加者は、多数の企業により構成されるグループ(以下「参加グループ」とする)とする。 2.参加グループは、「設計企画」「施工企画」「工事監理企画」「維持管理企画」により構成される。 3.構成企業及び協力企業は、北海道内に本店、支店、又は常駐所等を有している。 4.施工企業は「平成23~24年度資格登録」「工事監理別冊登録」「工事監修」「監修」を北海道内に本店を有している事業者が1社以上を有している。 5.施工企業のうちいずれかは、平成23年度において、札幌市の優良非常(取扱部分)を受賞している。
賄え金額	4,124,865,230円(消費税及び地方消費税を除く)

www.mlit.go.jp

事例④ 力路市立学校施設耐震化PFI事業(第一期)

① PFI導入による特長

市立小学校10校の改善工事が順次未実施であり、同市補助金等の交付が困難なため、早期実現が必要

北海道内では、既設の耐震化改修実績があるが、既存の施設は既に老朽化して改修工事に着手するまでの費用がかかる。

「性生発生」「一括発生」でコスト削減が期待できる

「SPCI支給制度」「SPCIが受生者となるが、ノウハウのない市内企業はSPCI管理運営市方に不安

対象となる「性生一括で受生すると(グループのみの

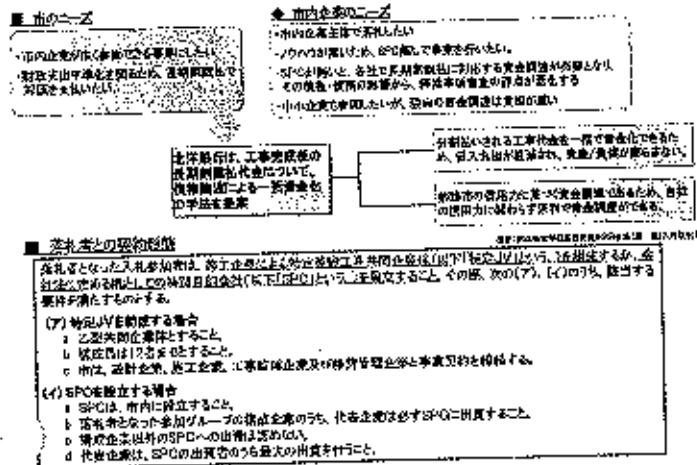
空室で、受生権金が並がらない」

事実上SPCI独立を義務付けない。(S1で受生、もしくはS2で受生)に分かれ、PFI導入を第一回、第二回(その1、その2)順次実施する

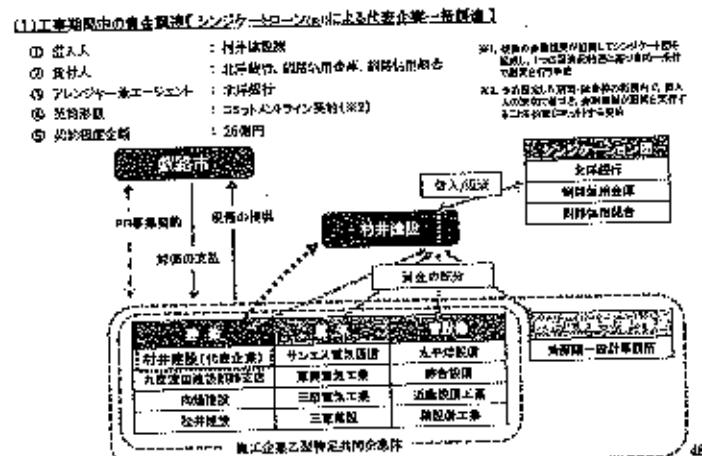
50

50

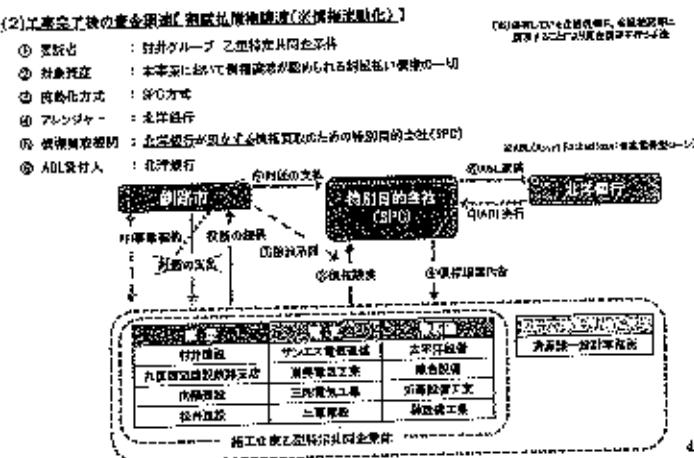
案例④ 銅锣市立學校施設耐震化PFI事業(第一期)



事例④ 銚路市立学校施設耐震化PFI事業(第一期)



例④ 鉄路市立学校施設耐震化PFI事業(第一期)



事例⑤ (仮称)伊達市学校給食センター整備運営事業

事業主体	北埼玉県立市
施設能力	3,300食/日(対応人数:世田谷市14歳、壮年期4級)
本事目的	2カ月の訓練場の設立を通じて新たな学校給食センターを構成し、学校給食衛生管理基準等にすこしでも安心安全な学校給食の提供を図り、効率的・効果的な学校給食事業の実現を目指す。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの運営、工事監理、配膳、各種福山認証等、同系設備及び引渡し、維持管理、運営 ・事業者監査による自らの監査(独立監査)
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・監修・開発・施工……平成27年8月～平成30年1月9日の約2年9ヶ月間 ・指導・監修・監査……平成30年1月5日～平成44年12月末までの約15年間
概算額	4,702,407,448円(税込)



事例⑤ (仮称)伊達市学校給食センター整備運営事業

◆入札額を算定し出した結果(表記額)

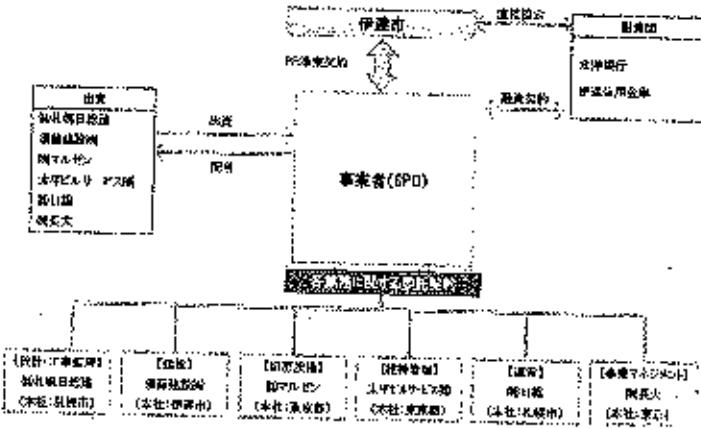
グループセ	日神グループ	クリーンハウスグループ	カネグループ
株式会社(件事業)	株式会社(件事業)	株式会社(件事業)	株式会社(件事業)
新潟県山陽社	新潟県山陽社	新潟県山陽社	新潟県山陽社
認證機関	認證機関	認證機関	認證機関
朝日ビルサービス新潟支店	朝日ビルサービス新潟支店	朝日ビルサービス新潟支店	朝日ビルサービス新潟支店
東邦大気環境社	東邦大気環境社	東邦大気環境社	東邦大気環境社
内力会議		内力会議	内力会議

■得失点評価の算定及び順位の決定

	A	B	C
従業内徴審会員	76.39	88.77	72.95
従業外徴審会員	19.92	20.00	19.94
総合得点	96.31	88.77	92.89

新潟県立高校の最高得点は96.31点のA、次いで92.89点のCとなった。
これにより審査を白合は、日神グループを最優秀候補者として選定した。

事例⑤ (仮称)伊達市学校給食センター整備運営事業



事例⑤ (仮称)伊達市学校給食センター整備運営事業

◎地元でできることは地元で完結~「地域活性化」の事業推進~

■「金」「教育」「生きがい」「環境」(伊達市の重点施策)に根ざした、
強烈的な自主事業の提案

□『食育レストラン』

□『ふれあい給食』

□『地産直取扱い会社開発』

□『育空マルシェ』等々



伊達市立飯坂小学校(新築実績1,160m²)



伊達市立飯坂小学校



食育レストラン

6. 北洋銀行のPFへの取り組み

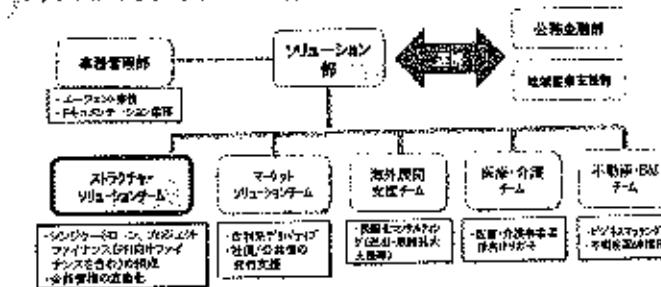
北海道内で実施されたPFI事業

事業名	実施者	実施年月 令和元年 開業年月	事業費 （億円）	片付会社	請負料金額
1 宮古洋野町の河川・排水施設改修事業	宮古町	H13.6.12	1,450	大川屋建設	伊藤建設工業・新井建設
2 北洋瓦斯地熱エネルギー供給事業	北洋瓦斯	H14.4.1	16,543	東邦建設・共立	新日本瓦斯・新日本瓦斯
3 道立空港ターミナル・ホテル・リゾート施設運営事業	鹿児島県	H16.4.10	3,055	鹿児島県	鹿児島県・鹿児島シティ
4 古仁屋特許地内公営卸事業	古仁屋市	H16.3.22	1,285	加賀谷建設	鈴木アドバイザリーズ・山田建設
5 公営卸商業施設運営事業	札幌市	H16.2.8	5,169	札幌市	札幌市・新日本瓦斯
6 ふるさと農産物販売事業	豊田市	H16.4.1	8,195	大成建設	三井物産・伊藤忠商事
7 狂犬病撲滅活動助成事業補助事業	鹿児島市	H16.6.29	7,573	鹿児島県	石川洋行・北村建設・環境再生工業
8 狂犬病撲滅活動助成事業	佐伯市	H16.6.20	493	北村建設・伊藤忠商事	石川洋行
9 犬用糞便収集運搬事業	札幌市	H16.7.21	2,145	水戸建設	鈴木アドバイザリーズ
10 犬用糞便収集運搬事業	札幌市	H16.12.21	2,151	西日本建設	鈴木アドバイザリーズ
11 分譲賃貸住宅賃貸管理運営事業	札幌市	H20.4.1	9,344	南洋建設	新日本瓦斯・新日本瓦斯
12 賃貸住宅賃貸管理運営事業	札幌市	H25.5.10	3,016	北大林地建	鈴木アドバイザリーズ・新日本瓦斯
13 賃貸住宅賃貸管理運営事業（新日本瓦斯）	札幌市	H25.1.27	73,508	大成建設	鈴木アドバイザリーズ
14 小樽市木造建築物改修事業	小樽市	H25.6.18	4,060	日日エコシステム	新日本瓦斯・エコシステム
15 給食烹食受託事業者選定事業	札幌市	H25.3.30	4,251	日日エコシステム	鈴木アドバイザリーズ
16 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.1.13	4,124	日日エコシステム	札幌市・新日本瓦斯
17 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.6.15	4,234	大成建設	新日本瓦斯・新日本瓦斯
18 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.6.15	5,100	新日本瓦斯	新日本瓦斯・新日本瓦斯
19 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.3.26	1,212	新日本瓦斯	新日本瓦斯・新日本瓦斯
20 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.4.30	200	新日本瓦斯	新日本瓦斯・新日本瓦斯
21 地方公共団体運営活性化助成事業	札幌市	H25.5.10	16,692	新日本瓦斯	新日本瓦斯・新日本瓦斯

北洋銀行が関与したPFI事業

事業名	実施者	実施年月	事業内容	実施年月	実施年月
1 佐野市水道事業	佐野市	事業費工事 H15.9.30	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H15.9.21	アレンジナー
2 海苔加工場リバースクリーニング事業	北海道	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H07.3.14	アレンジナー
3 北京工业大学環境資源バイオサイエンス研究施設	北海道大学	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	北大瓦斯 新日本瓦斯 新日本瓦斯	H12.3.31	新日本瓦ス
4 皮内市安治川清掃処理施設運営事業	函館市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H17.6.20	アレンジナー
5 朝日小学校・中学校運営事業	旭川市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H20.12.19	アレンジナー
6 朝日小学校運営事業	旭川市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H21.6.19	アレンジナー
7 札幌市立中学校運営事業	札幌市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	新日本瓦ス	新日本瓦ス
8 札幌市立中学校運営事業	札幌市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H12.4.1	アレンジナー
9 札幌市立中学校運営事業	札幌市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H12.7.20	新日本瓦ス
10 札幌市立中学校運営事業	札幌市	運営事業	新日本瓦斯工業 新日本瓦斯	H21.11.15	新日本瓦ス

PPP/PFIに対するサポート体制



- ソリューション部が中心となり、世界各都市連携のもと、地方公共団体へのPPP/PFIの活用に関するご提携や、民間事業者様に対する最適なファイナンススキームのご提案を行います。
- 各都市ニーズにお応えするため、多様なファイナンス手法をご提供します。(シンジケート団の組成、又はワック取引による金利固定化等)
- 融資実行後の管理業務(エージェント業務)についても銀行一貫で行うことで、融資組成から返済完了までを一貫してサポートします。

PPP/PFI支援業務

- 地方公共団体側への支援業務**
- PPP/PFI内の組織・運営変更実績(厚生労働省)
 - 準半官半民における各種制度、実績
 - 地元企業に対する意向・調査調査、意見収集調査等
- 民間事業者側への支援業務**
- PPP/PFIの知識・理解度向上支援(厚生労働省)
 - 入札参加支援(民間事業者向け各種支援)
 - PPP実現に必要な協議会議事録等の作成

PPP/PFI実現に向けた
地域公共施設の効率的な運営、運営資金の調達等
を実現するためのサービスを提供します。

調査対象の主なセビター等開拓先概要

調査対象の主なセビター等開拓先概要	調査対象の主なセビター等開拓先概要	調査対象の主なセビター等開拓先概要
1 佐賀県内白浜町公営事業、生駒温泉共同浴場 H26.10 222名	佐賀県内白浜町公営事業、生駒温泉共同浴場 H26.10 222名	佐賀県内白浜町公営事業、生駒温泉共同浴場 H26.10 222名
2 佐賀県引佐町、合志市役所 H26.11 11名	佐賀県引佐町、合志市役所 H26.11 11名	佐賀県引佐町、合志市役所 H26.11 11名
3 佐賀県内の民間企業家、会員組織 H26.4 37名	佐賀県内の民間企業家、会員組織 H26.4 37名	佐賀県内の民間企業家、会員組織 H26.4 37名
4 佐賀県内の地方公共団体及び民間企業 H26.7 175名	佐賀県内の地方公共団体及び民間企業 H26.7 175名	佐賀県内の地方公共団体及び民間企業 H26.7 175名
5 大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名
6 大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.3 17名
7 大分県内の各地公共団体及び民間企業 H26.3 100名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H26.3 100名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H26.3 100名
8 大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 40名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 40名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 40名
9 大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 160名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 160名	大分県内の各地公共団体及び民間企業 H27.5 160名
10 大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.7 50名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.7 50名	大分県杵市、杵杵杵工芸園、杵杵杵温泉 H26.7 50名

以上に示す内容を踏まじて、各市町村、各県の実情に合わせて、より適切な支援を行います。

本資料はディスカッション・情報収集の目的として作成されたものであり、取引の財務を目的としたものではありません。ここに記載されている資料・データ等は弊社が信頼に足りる、且つ正確であると判断した情報に沿うて作成されたものではあります。が、弊社はその正確性・鋭敏性を保証するものではありません。また、会計・税務・法律等の取扱いに関しては会計士・税理士・弁護士等にて相談の上での取扱いください。よろしくお願いいたします。

※本資料のお問い合わせ先

札幌市中央区大通西3丁目7番地
株式会社北洋銀行 ソリューション部
TEL:011(261)2434 / FAX:011(231)4078
E-mail:251_shikai-all@nokyubank.co.jp

活動内容報告書

平成29年5月16日

稚内市議会議員 千葉一幸

活動等の名称	天塩町視察
期 間	平成29年5月9日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	天塩町役場
実施経費	<p style="text-align: center;">5420 円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">・(株) notteco 相乗り交通の実施について・天塩副町長が考える地方創生
備 考	

天塩副町長が考える地方創生

平成29年5月9日

(株) Notteco が行った町民への意見交換に参加し、企画立案者である齋藤副町長へ地方創生へ取り組む考えを聞かせていただいた。國の人材派遣による外務省からの出向。2年間の期限付きによる、天塩町での地方創生の実践になる。相乗り交通を思い立ったきっかけは、稚内空港に降り立ち、2次交通の無さ、天塩町に向かおうと思っても公共交通手段がなかったこと。どうしたら天塩町へ移動出来るのか? レンタカー以外で手段を考えてみると、相乗り交通にたどり着き、本人自ら(株) notteco へ問い合わせをしたのが始まりである。天塩町において持続可能な交通体系の確立は急務であり、町民の利便性を高めるため相乗り交通に取り組んだとの事。メディアを有効に活用し、天塩町の PR に繋がるよう露出を多く心掛けている。出向が2年間の期限付きであるため、役場職員がスピード感を持った施策展開についていかれるか否か。2年後には、自分達が施策立案、地方創生の振興策を展開・継続しなければならない。副町長は、「よそ者視点」、「純粋にマチに何が欠けているのか」PRすることによる、天塩町の露出による人的交流の促進、人脈を活用した各種施策の展開。調理人を通しての天塩町特産物の付加価値を高める取り組み。取り組みをスピード感を持って展開することによる、住民意識改革、成功者の誕生等。住民の意識が高まり、世代間を越えて持続可能なマチづくりにまい進するような人づくりを進めているように感じた。「人は石垣」と言われる所以、次世代の人材が育っていくか否かが真の地方創生の鍵になり、自治体のマチづくりだけがマチづくりではなく、住民が創生していく環境づくりが非常に重要ではと考えさせられた。天塩町の将来が確かなものになるか、関係している全ての人達に委ねられている。しかしながら、ここまで地方創生を活性化していく副町長に敬意を表明する。

稚内市議会議員 千葉一幸

千葉一幸議員 天塩町視察

旅行期間／平成29年5月9日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
5/9	稚内市 → 天塩町訪問 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
自家用車	稚内 ⇄ 天塩町(片道68km×2) 計 136km×20円	2,720
日 当	@2,700×1日	2,700
合 計		5,420

活動内容報告書

平成29年8月1日

稚内市議会議員 千葉一幸

活動等の名称	全国地方議会議員勉強会
期 間	平成29年7月23日～平成29年7月25日
実施場所	東京都
実施経費	<p>119828円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">・市民を動かし市長に響かせるメッセージの作り方・地方発! 上手なメディアの使い方・知っているだけで差がつく市民地域調査の勘所。チェックしたい3つのポイント <p>講師：PRマネジメント株式会社 渡瀬 裕哉 氏</p>
備 考	

千葉一幸議員 東京都研修

旅行期間／平成29年7月23日～平成29年7月25日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
7/23	稚内市 → 稚内空港 → 羽田空港 → 浜松町駅 → 東京駅	東京都
7/24	東京都【議員研修】	東京都
7/25	東京駅 → 浜松町駅 → 羽田空港 → 稚内空港 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空機	7/23、7/25 稚内空港 ⇄ 羽田空港 50,680円	50,680
バス	7/23、7/25 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円 (600円 片道)	1,200
鉄道	7/23、7/25 東京駅 ⇄ 浜松町駅 320円 (160円 片道)	320
モノレール	7/23、7/25 浜松町駅 ⇄ 羽田空港 980円 (490円 片道)	980
日 当	@3,000×3日	9,000
宿泊費	@13,500×2泊	27,000
合 計		89,180

しんきんキャッシュカード

お取扱票

お取扱日	お取扱店番・受付番号
29 06 30	1021001×-0082
がく新宿一店番	上野番号
お取扱金額	0 1 2 0 1 2 3
振込	0 0 0 0
子販料	¥648000
時刻	10:19
お取引金額	¥30,000*
説明	お取引後、元帳残高

三菱東京UFJ銀行

駒沢大学駒前支店

カララエイコス様

おり ¥52*

チル カスコモ様

◎ 駒内しんきん

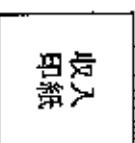
領 収 書

No. _____

千葉一幸 様

2017年 7月 24日

金額
¥ 15,000-



但 2017/7/24・10時～勉強会参加費として

上記正に領収いたしました。

全國地方議會議員勉強会
(事務局)

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目9番2号ビル4F
株式会社ジェイコス
代表取締役 高畠 勝

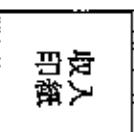
領 収 畫

No. _____

千葉一幸 様

2017年 7月 24日

金額
¥ 15,000-



但 2017/7/24・14時～勉強会参加費として

全國地方議會議員勉強会

(事務局)

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目9番2号ビル4F
株式会社ジェイコス
代表取締役 高畠 勝

内 訳
税抜金額
消費税額(%)



A STAR ALLIANCE MEMBER

eチケットお客様控

このバーコードを
機内保安検査場
出入口でタップ!



登録期間は空港が混雑いたします。

保安検査場は出発の30分前までにご通過ください。

搭乗口へは出発の20分前までにお越しください。

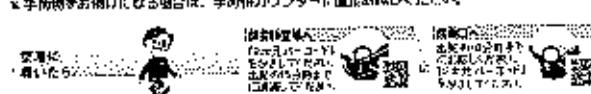
搭乗名: チバ カズユキ様

確認番号: [REDACTED]

都市(空港)	便名/機種	搭乗日	時間	予約番号	座席
田島 稚内	ANA572	2017年07月23日(日)	13:00	0224	普通席
1 羽田 東京(羽田)	直行便 旅割45H		翌朝 14:55		
出発 東京(羽田)	ANA573	2017年07月25日(火)	13:05	0146	普通席
2 羽田 稚内	直行便 旅割55H		翌朝 14:55		

■始発空港の SKIPマークがある場合

この「eチケットお客様控」でスキップサービスをご利用いただけます。お運びの機内に搭乗券が記載されておりませんので、内容を次のとおり確認してください。ご搭乗の際、「eチケットお客様控」はお荷物扱い人物につきご参考下さい。



■始発空港の SKIPマークがない場合

- 当社チェックイン機にてチェックインしてください。「搭乗券」をお手渡り取りのうえ、出発空港の15分間までに出発保安検査場を通過してください。
- チェックインには、以下のいずれかが必須です。
 - ANAマイレージクラブカード、購入に使用したクレジットカード、ANAマイレージクラブカード(出金元)にてお預けの場合は会員登録、おサインカード、eブリッカーパス

■止航

- 乗り継ぎのフライトを別々に予約している場合は、SKIPマークがあつてもスキップサービスはご利用いただけません。出発空港の機内チケットをカウンターで乗り継ぎがある場合お申し出ください。
- 予約内容を変更した場合は、再度印刷してください。この「eチケットお客様控」は機能になりません。
- 3機内式の効果をお避けの場合は、効果の手続方がお預けの SKIPマークがあつてもスキップサービスをご利用いただけません。出発空港の当社チェックイン機でお手続きください。

■内容

- 本実体は、お客様が購入された航空券に記載する重要な内容が記載されておりませんので、内容を次のとおり確認してください。
- お客様との連絡手段は、国内出発空港の成田空港により、該地のお客様では国際空港の成田空港になります。
- 本欄に記載するもの以外について、保証にお尋ねください。

■搭乗について

- 成田空港は、搭乗の名前を記入、桟橋への到着、およびご宿泊のあったご宿泊予定の外以外での出発は出来ません。
- 不正請求が発生した場合、所定の追加料金を申し受けが、状況によっては法律的手段を講じることもあらためてあります。
- ご到着による際に遅延される出発時刻と、ご搭乗時の出発時刻が異なる場合は、差額の料金がお支えです。
- 購入された航空券で、予約のある場合は、当該予約便が限り有効です。
- 予約のない場合は、特定の座席を適用する内のためがある場合は購入、先行日(購入日)およびその翌日から起算して30日前有効です。
- ただし、コンビニなどでお支払いの場合、購入が入った日が乗車日である場合は、乗車料金が適用される場合は、航空券を購入され航空券会社へ予約手続きを行ってください。

■払い戻しについて

- お預けからのご申告に基づき、有効期限満了後10日以内に振り取ります。
- 払い戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが求められます。
- 払い戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
- 払い戻しは銀行窓口または出発空港窓口においてあります。ただし、銀行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、銀行窓口にて振り取ります。

■ANA便ご機内に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・窓口センター 0570-029-222(全国一律料金)
コミュニケーションセンター対応時間 6:00-22:00

ANA/全日本空輸株式会社
ANA/ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.

2017年05月31日(水) 21:33

領収書

表示日 2017年05月31日(水)

千葉 一幸

様

金額 **¥50,680-** (税込) [REDACTED]

航空券番号 [REDACTED]

附会番号 [REDACTED]

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2017年05月31日(水)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保管している領収データを画面表示したものです。



A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

航空券明細

表示日 2017年05月31日(水)

ご連絡者名/照会番号

チバ カズユキ様 (X6MS0R)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2017年07月23日(日)	ANAS72	羽内 - 東京(羽田)	普通席	旅割45H	¥27,090-	2017年05月31日(水)
2017年07月25日(火)	ANAS73	東京(羽田) - 羽内	普通席	旅割55H	¥23,590-	2017年05月31日(水)

合計金額

¥50,680-

お申込はFAXまたはメール、ホームページにて

FAX 03-5212-4388

メール申込方法

zenchiben@jcos.net

下記の内容を明記の上、メールにてお申ください。

*メールでの申し込みの方がスムーズに対応可能です

お名前(フリガナ) / 貴議会名(○○期目) / ご住所(郵便番号) / 電話番号・FAX番号

参加希望日時 → 例えば、「2月23日、3月3日、第一講・第二講 受講希望」等

FAX申込方法

申込書に明記の上、FAXで **03-5212-4388** 宛にお送りください。

参加されるセミナーのチェックボックスにチェックを入れて、本書をFAXください。

*全日とも、**午前講演 10:00~12:30 午後講演 14:00~16:30**

<input type="checkbox"/> 7月 6日(木)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演	講師 合同会社政策支援 代表	ほそかわ しげのり 細川甚拏	東京
<input type="checkbox"/> 7月 31日(月) *	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演			

<input type="checkbox"/> 7月 7日(金)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演	講師 株式会社インスタイル 代表 元国会議員政策担当相 すずか くみこ 鈴鹿 久美子	すずか くみこ 鈴鹿 久美子	東京
<input type="checkbox"/> 7月 18日(火)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演			

<input type="checkbox"/> 7月 13日(木)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演	講師 PRマネジメント 株式会社	わたせ ゆうや 渡瀬裕哉	東京
<input checked="" type="checkbox"/> 7月 24日(月)	<input checked="" type="checkbox"/> 午前講演	<input checked="" type="checkbox"/> 午後講演			

<input type="checkbox"/> 7月 14日(金)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演	講師 一般社団法人 リテラシー・ラボ 代表	ちは いざや 千葉偉才也	東京
<input type="checkbox"/> 7月 26日(水)	<input type="checkbox"/> 午前講演	<input type="checkbox"/> 午後講演			

お名前 (フリガナ)	千葉 一幸	電話番号	[REDACTED]
ご住所	(〒 [REDACTED])	FAX番号	[REDACTED]
mail	[REDACTED] @ [REDACTED]		
所属	会派名・議会名等	衆議院 (1期目)	

明るく大きめの会場でトイレ等の設備も充実。受講しやすい環境を整えます。 >>定員次第、募集終了となりますのでお早めのお申込みをお願い致します。

会場 東京駅 貸会議室 八重洲口

(講座同場所) 東京都中央区八重洲2-1-4 蘭丸ビル8F 大会議室

*7月31日のみ 新日本橋 貸会議室(東京駅から徒歩7分)

東京都中央区日本橋本石町3-2-4共同ビル(日銀前)8階

*会場までのアクセス等につきましては、受講票送付時に改めてご案内いたします。

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後、事前にお振込みでお願い致します。

1)メールかFAXにてお申込み下さい。

2)事務局より「お申込み確認・参加費お支払方法」メールをお送りいたします。

3)参加費のお振込みをお願いいたします(振込手数料はご負担下さい)。

4)受講日の1週間ほど前に受講票をお届けいたします。

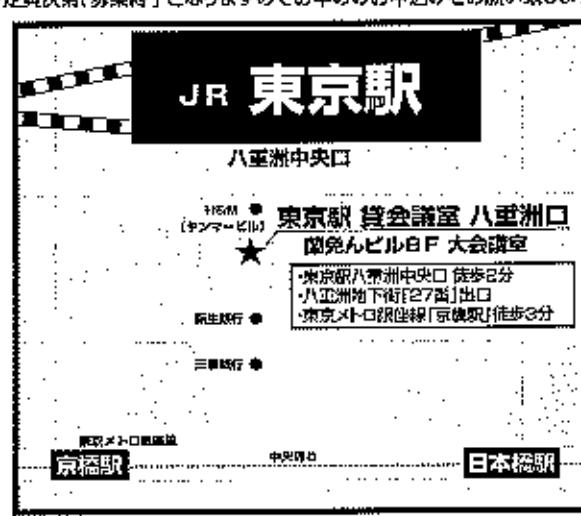
*領収証は当日お渡しいたします。宛名・但書などのご希望はお申込み時にご連絡下さい。

*キャンセルは勉強会の7日前までにご連絡をお願いいたします。

*講師・会場・日程につきましては、やむをえない理由で変更・中止になる場合もございます。 *7月31日は会場が代わりますので受講票をご確認ください。

全国地方議会議員勉強会会員登録 金地勉

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-9センタービル2F TEL 03-5226-0353 FAX 03-5212-4388



東京駅(八重洲中央口)から徒歩2分

全国地方議会議員勉強会（全地勉）より勉強会の受講票を送付いたします。

全国地方議会議員勉強会 受講票

この度は勉強会へのお申し込みありがとうございました。

この受講票を当日受付にて確認させていただきますので忘れずにお持ちください。ご来場お待ちしております。

2017年7月24日（月曜日） 講師：渡部裕哉 氏			
第一講	<input type="radio"/>	10:00~12:30	市民を動かし市民に届かせるメッセージの作り方・地方発！上手なメディアの使い方
第二講	<input type="radio"/>	14:00~16:30	知っているだけで豊かにつく市民地域調査の箇所、チェックしたい3つのポイント
2017年7月26日（水曜日） 講師：佐藤信介 氏			
第一講		10:00~12:30	「地域課」を育て人口爆発を加速化する地域創生のススメ
第二講		14:00~16:30	地域の想い学を育てる地域ワークショップ講員講評方法！

参加者名

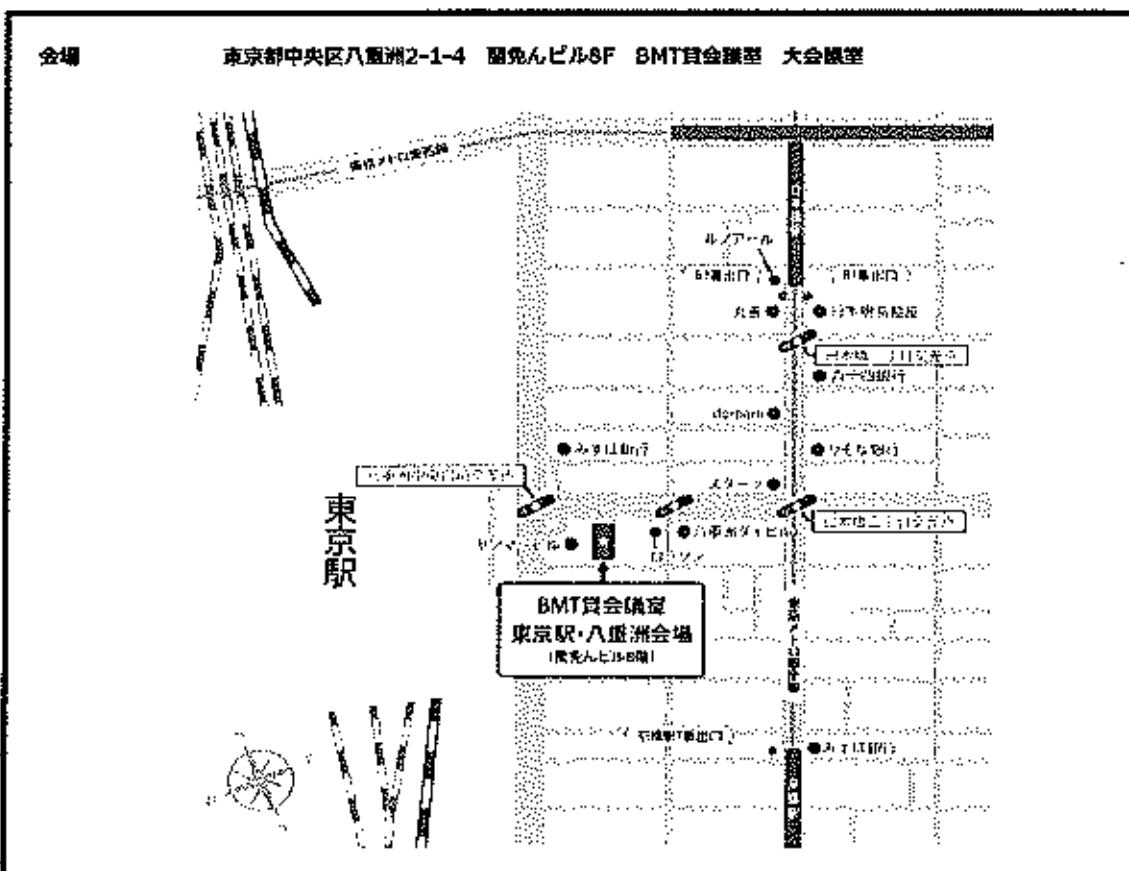
千葉 一幸 様

議会名

稚内市議会

ご注意点

- ・勉強会資料 当日、印刷したのをお配りいたします。
- ・当日領収証をお渡し致します。宛名、但し書きにご指定が有る時は2日前までに事務局までご連絡下さい。



事務局へのお問い合わせ

全国地方議会議員勉強会（全地勉；ゼンチベン） 事務局：河部（カリベ）・佐藤（サトウ）

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-9 センダビル4F TEL: 03-5226-0855 FAX: 03-5212-4388

市民を動かし市長に響かせるメッセージ次の作り方・地方発！上手なメディアの使い方

平成 29 年 7 月 24 日

講師は渡瀬裕哉氏。講義の主な内容、1 メッセージの作り方、「伝わる」メッセージの作り方、「伝わる」マニフェストの作り方、地方選における本格的なマニフェスト誕生（事例）。2 メディアとの付き合い方、各種メディアの特徴、メディアへの情報発信ポイント、各メディアが組み合わせられたキャンペーン（事例）。メディアに戦せる前に 8 割終わっている。漫画「ワンピース」を例にし、社会情勢（世の中がこういう状況）→目標設定→解決方法設定→動機・能力（差別化）のストーリーラインがしっかりとしているメッセージが「伝わる」メッセージになる。なぜ、この議員なのか？ 魅力を伝えること、作りこみは重要である。繰り返し伝えられない限り誰も覚えることはない！ どれほど有名人であっても例外ではなく、一生同じメッセージを主張する覚悟が必要になる。ラインを整備することは失言対策にも繋がる。根幹となるメッセージは相手によって変えないこと。「社会情勢」「課題」「解決方法」「差別化」4 つのラインがしっかりとしているメッセージが伝わるメッセージである。議員には、争点設計が重要であり、期眼と財源を示す必要がある。批判ばかりでは未来に解決無し。表現の違いによって有権者は敵にも味方にもなるため、表現には気を付けること。午後からは市民地域調査の勘所として講義。電話世論調査等、色々な方法があるが、調査にはプロフェッショナルによる助言は必要としている。市が行う調査において、無目的型、ロジックミス型、設計ミス型、思いこみ型と典型的に失敗に終わる調査に言及。市役所においては、職員満足度調査（ES 調査）を活用し人的リソースの管理をしっかりと行い、職員の仕事に対する満足度・インセンティブを測定し、適切な人材育成方針・計画を実現していくことが求められている。今回の講義から、議員として伝えたいメッセージを伝わるメッセージにするべく知識・方策を学び、今後の議員活動に際し、特別な講義になった。午後からの講義での職員満足度調査の重要性、各種調査をする際での何を目的とし、調査をどのように将来に繋げていくのかをしっかりと考えた上で取り組むことが肝要であることに理解が深まった。今後の稚内市における各種調査が何の目的で、調査結果がどのように施策に反映されているか等、新たな視点を持った有意義な講義になった。今後はこの視点で政策立案をチェックしていくこととする。

稚内市議会議員 下葉 一幸

全国地方議会議員勉強会（午後）
知っているだけで差がつく市民地域調査の勘所



渡瀬 裕哉

- (1) 早稲田大学公共政策研究所招聘研究員
PRマネジメント株式会社代表取締役
- (2) 1981年生まれ。早稲田大学大学院公共経営研究科修了、早稲田大学社会科学部卒。
- (3) 政策関連：学生時代に立ち上げた政策シンクタンクのメンバーで東国原英夫氏などの宮崎県知事選挙時の「そのまんまマニフェスト」の政策に従事。その後、自治体の首長・議会選挙の政策立案・政治活動のプランニングにも関わる。
- (4) ビジネス関連：創業メンバーとして立ち上げた医療系IT企業が一部上場企業にM&Aされてグループ会社取締役として従事。同社退職後、個人投資家兼コンサルタントとして若者向けのビジネス投資・営業支援活動に従事。
- (5) 米国関連：現在、機関投資家・ヘッジファンド等のプロフェッショナルな投資家向けの米国政治の講師として活躍。共和党保守派の有力者であるグローバー・ノーキスト全米税制改革協議会会長の支援を受けて米国での人脈を形成。全米の保守派指導者が集うFREEPACにおいて日本人初の来賓となる。主な著作は『トランプの黒幕 日本人が知らない共和党保守派の正体』（祥伝社）

本講義の主な内容

- (1) 世論調査の種類
- (2) 「選挙」に使える電話世論調査
- (3) 「政策立案」に使えるネットアンケート調査
- (4) 「役所」が好む郵送アンケート調査
- (5) 「市民団体」が行う街頭調査・訪問調査
- (6) 「SNS」の動向を知る
- (7) 世論調査の設計

世論調査を実施する3つのポイント

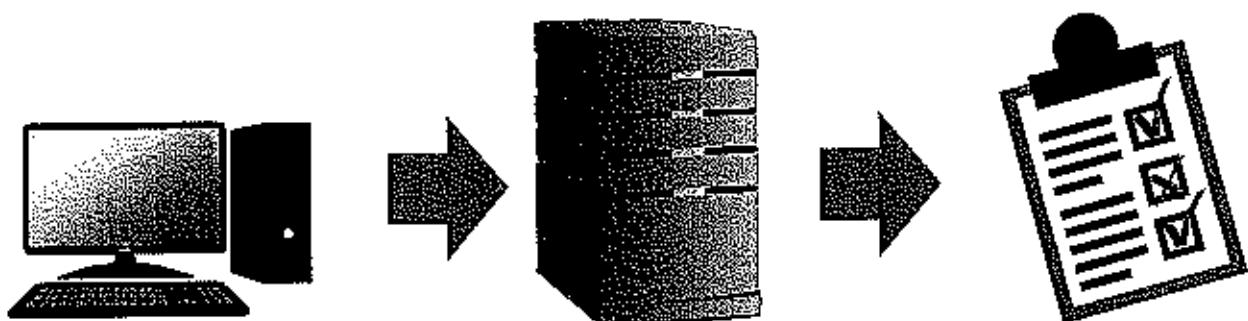
世論調査の特徴を知ることで活用のためのポイントを理解する。

- ①「何のために」世論調査を実施するのか
- ②「どのような」データがほしいのか
- ③「どの」手法が最適なのか

何の目的を達成するために実施する。

電話世論調査

電話世論調査は、録音音声を用いてコンピューターによる自動配信という形式で行われる。番号プッシュ型の設問形式によって主に固定電話に配信される。回答者は録音音声を聞きながら設問誘導に従って、1問づつ回答を行っていきます。単純な設問分岐程度なら設問設定に工夫を加えることが可能である。



コンピューターに自動音声を登録

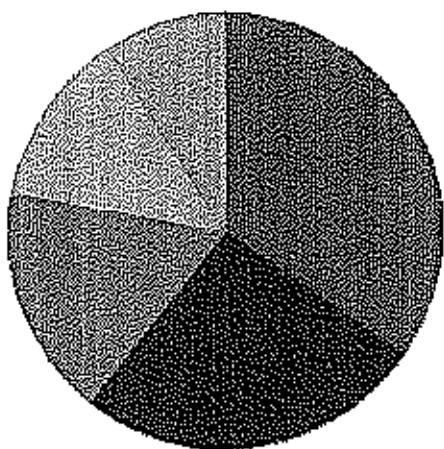
予め用意されたリスト
またはランダムに組成された番号への電話

回答内容がエクセルなどの形式となって整理された形で提供

5月～10月位
毎週2回、(約2万)

具体的な調査内容

- (1) 候補者支持率
- (2) 支持政党
- (3) 争点賛否
- (4) 投票の決め手
- (5) 年代・性別



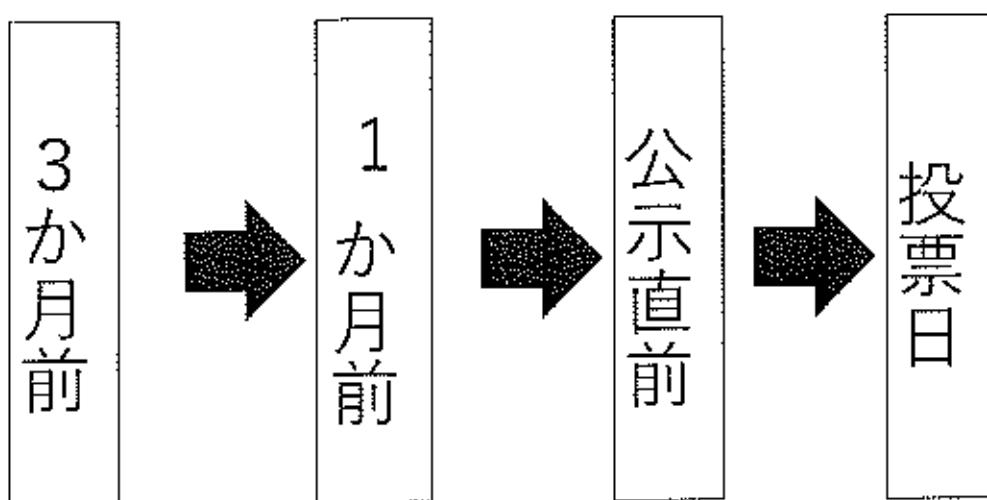
平日 50代以上の回答者が多い。
電話世論調査 2ヶ月でやり直い。

調査内容（事例）

- (1) あなたは〇〇議員選挙に投票に行きますか？投票に行くという人は5、投票に行かないという方は6、まだ決めていない方は7を押してください。それではどうぞ。
- (2) 〇〇議員選挙で投票するとした場合、あなたはいずれの候補者に投票しますか？〇〇党の〇〇は1、〇〇党の〇〇は2、〇〇党の〇〇は3、〇〇党の〇〇は4、まだ決めていない方は5を押してください。それではどうぞ。
- (3) 続いて、投票先を変更する可能性について教えてください。既にしっかりと気持ちが固まっていて投票先は変わらないという方は1、投票先を変更する可能性がある方は2を押してください。それではどうぞ。
- (4) あなたが候補者を選ぶ際に最も重要なことを教えてください。所属政党は1、政策は2、経歴は3、人柄は4、年齢は5、見た目は6、口コミの評判は7、それ以外は8を押してください。それではどうぞ。
- (5) あなたの支持政党を教えてください。〇〇党は1、〇〇党は2、〇〇党は3、〇〇党は4、〇〇党は5、〇〇党は6、〇〇党は7、〇〇党は8、支持政党は無い方は9を押してください。それではどうぞ。
- (6) 性別
最後にあなたの性別と年代を教えてください。男性は1、女性は2を押してください。それではどうぞ。
- (7) 年代
あなたの年代を教えてください。20代は2、30代は3、40代は4、50代は5、60代は6、70代は7、80代以上は8を押してください。それではどうぞ。

実施タイミング

調査実施時期に応じて目的が異なることが多い。3か月前の場合、主要候補者の情勢判断、公認・推薦の有無の決定、争点内容の決定などに用いられることが多く、1か月前だと最後のメッセージや重点地区の割り出しなどに活用される。



足りない地盤の力を埋めきるアフィハリを取る調査方法

電話世論調査によって、住所と名前と電話、支持政党、若者の政治参加に関する意識を調査し、全てリストアップした上で、徹底した空中戦と支持世帯への後援会拡大によって、自党の他候補者よりも情報面で圧倒的に有利な政治活動を開く。

住所	氏名	電話番号	調査時間(秒)	Q1〇〇の党について	Q2〇〇の党について	Q3若者の政治参加について
〇〇県〇〇市〇〇〇〇2-1-16	佐藤 基	000-663-3825	113	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇4-18-10	佐藤 基	000-210-4421	105	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇5-07-07	佐藤 基	000-285-0009	103	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇3-17-1	佐藤 基	000-284-3420	114	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇188-3	佐藤 基	000-285-2802	98	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-13	佐藤 基	000-240-2586	87	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持している	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇6-6-343	佐藤 基	000-282-2220	101	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 反対である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1855-4	佐藤 基	000-284-0040	135	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持している	Q3若者の政治参加につけて どちらでもない
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-4D-20	佐藤 基	000-282-0724	77	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて どちらでもない
〇〇県〇〇市〇〇〇〇4-7-461	佐藤 基	000-285-4603	108	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて どちらでもない
〇〇県〇〇市〇〇〇〇4-11-8	佐藤 基	000-209-2000	132	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて どちらでもない
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1083	佐藤 基	000-285-1373	101	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持している	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-22-1	佐藤 基	000-280-1851	127	Q1〇〇の党について 支持していない	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1302-2	佐藤 基	000-282-0058	120	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて 賛成である
〇〇県〇〇市〇〇〇〇4-1-8	佐藤 基	000-282-2203	112	Q1〇〇の党について 支持している	Q2〇〇の党について 支持していない	Q3若者の政治参加につけて どちらでもない

次回も行けageing 向け

9

電話世論調査のデータによって状況が一目

20代初回経験者	30代既往下院候補者
地盤	地元活動で顔が売れてる (ただし、それだけでは当選不能)
看板	新党の政党名で勝負 ×知らない間に無意味化
ガバ	必要最低限の資金 →資金の一部で名簿獲得
	多少お金に余裕有り ⇒資金の一部で名簿獲得

情報を入手したことによって形成が逆転することに

実際の調査の活用を考える（電話調査）

項目	概要
目的	（1）
対象	（2）
内容	（3） （4） （5） （6）

活用方法

ネットアンケート調査

ネットアンケート調査は、予め調査会社が囲い込んでいる母集団に対し、設計された質問を実施することを通じて回答結果を収集します。回答者は基本的に文章を読みながらの回答になるため、複数回答や複雑な分岐などを盛り込んだアンケート調査を実施することが可能です。（大手数社を活用）



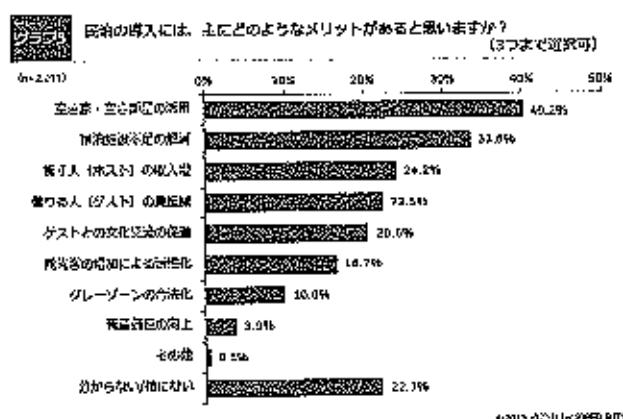
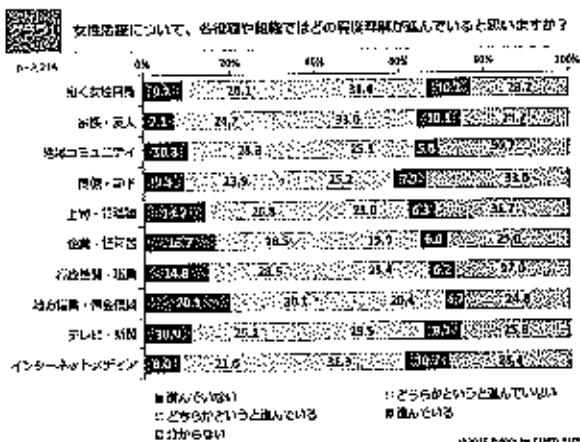
業者に登録しているアンケート回答者母集団

PC・スマホから入力回答（選択・自由記述）

回答結果は自動集計で利用しやすい

政策立案に使用できる調査

政務活動費を活用した調査が可能であるため、具体的な政策立案に関する調査を実施することができる。調査内容についてはある程度高度な内容まで回答者は回答できる傾向があり、その時に必要とされるデータに対して妥当な情報を得ることができる。



・地域学情・郷土適用率

政治山調査から引用

母集団からのサンプル抽出基準が重要

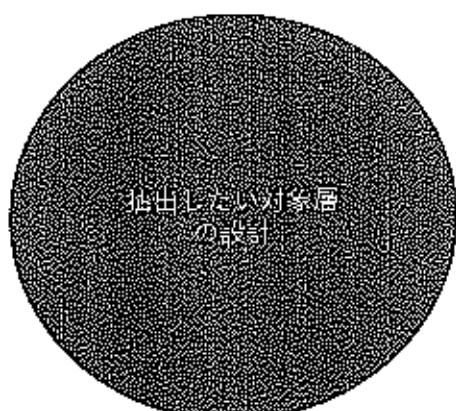
ネットアンケート調査では、母集団から、年代、性別、地域のような基礎的なデータだけでなく、既婚、年収、学歴、自家用車有無、などを含めた幅広い内容についてサンプルを指定することができる。したがって、他調査よりも抽出したい層の意見を調査しやすい設計となっている。ただし、調査対象地域を限定し過ぎると十分なサンプル数が集まらない可能性がある。

基礎的な調査内容

年代、性別、職業、学歴、居住地、勤務地、未婚、同居、家族、居住形態、ペット、自家用車、飲酒、新聞、など

スクリーニング

任意のスクリーニング設問の挿入



プレスリリースに活用しやすいネットアンケート

ネットアンケート調査は、大手インターネット調査会社のシステムを利用して実施されるため、プレスリリースに活用した場合の信頼度が厚い傾向がある。そのため、同調査内容は予めプレスリリース化して公表することを前提に設計することで最大の効果を発揮できるように利用することが望ましい。



調査設計段階からプレスリリースのイメージ作成

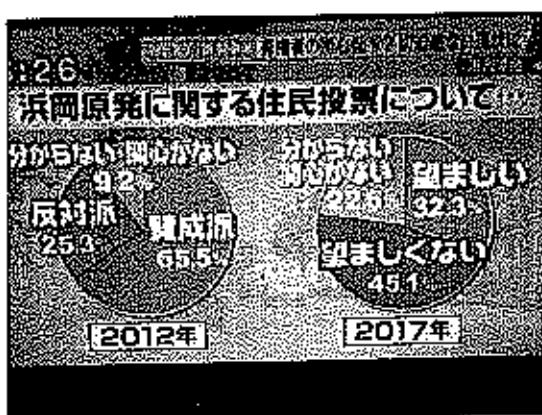
写真などと組み合わせて効果的なプレスリリース作成

各種メディアでの掲載

20P ~ 30P程度

事例・原発県民投票静岡のケース

最近では、市民団体がネットアンケート調査を利用してプレスリリース・記者会見などを実施してTVなどで取り上げられるケースも現れてきており、ネットアンケート調査の社会的認知は高まってきている。



静岡第一テレビから引用

調査内容（事例）

Q1：あなたがお住まいの地域をお聞かせください。

静岡県内にある浜岡原子力発電所は、東日本大震災を受けて2011年以來停止しています。現在、浜岡原子力発電所について原子力規制委員会による安全基準の審査が行われており、同委員会による審査に合格した後、「地元の同意」を最終的に知事が決定します。

Q2：知事が「地元の同意」を決定する際に、浜岡原子力発電所に関する専門的知識・科学的見地に基づく情報を、県民に提供することは望ましいと思いませんか。

Q3：知事が「地元の同意」を決定する手続きの中に、県民による住民投票を含めることは望ましいと思いませんか。

Q4：「地元の同意」をどのように形成するか、静岡県知事選挙における投票の判断材料として、各候補者は明確にする必要があると思いますか。

Q5：仮に住民投票を実施する場合、インターネットなどを用いた投票を認めるべきだと思いますか。

実際の調査の活用を考える（ネットアンケート調査）

項目	概要
目的	（1）
対象	（2）
内容	（3） （4） （5） （6）
活用方法	

「役所」が好む郵送アンケート調査

郵送アンケート調査は、伝統的な調査手法として役所が好んで使用する傾向が高い調査手法である。対象者の自宅・職場等へ郵送で質問紙を送付し、回答用紙の回収も郵送で行うデータ収集を実施する。特に市民意識調査などで用いられることが多いが、同調査には問題点も多く、その利用には一定の注意が必要。



市民にかかる手間が多いため、回収率などについてチェックが必要

統計分析にかけることで不要データを排除

市民意識調査などは統計調査にかけると無意味な結果であることも多く、その情報の精度に問題があるケースが少なくない。行政が実施したアンケート調査だからといって内容を鵜呑みにしてはならず、その情報が「価値」があるか否かについて再検証が必要。（役所には設問の統計検証もつけて提出することを要望すべき）



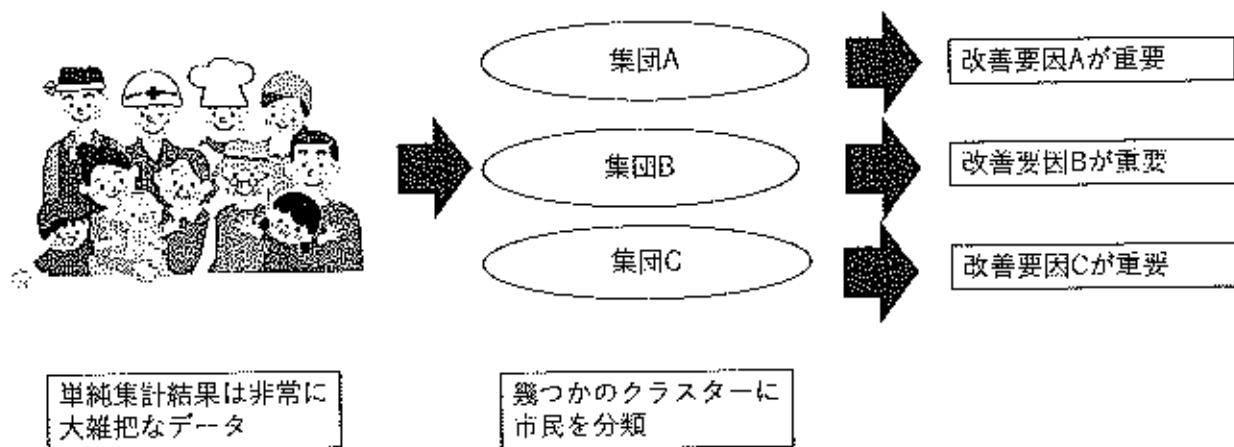
「〇〇は毎年着実に改善していくます！」と主張しているが・・・



統計的に無意味=差がないことが往々にして存在している。

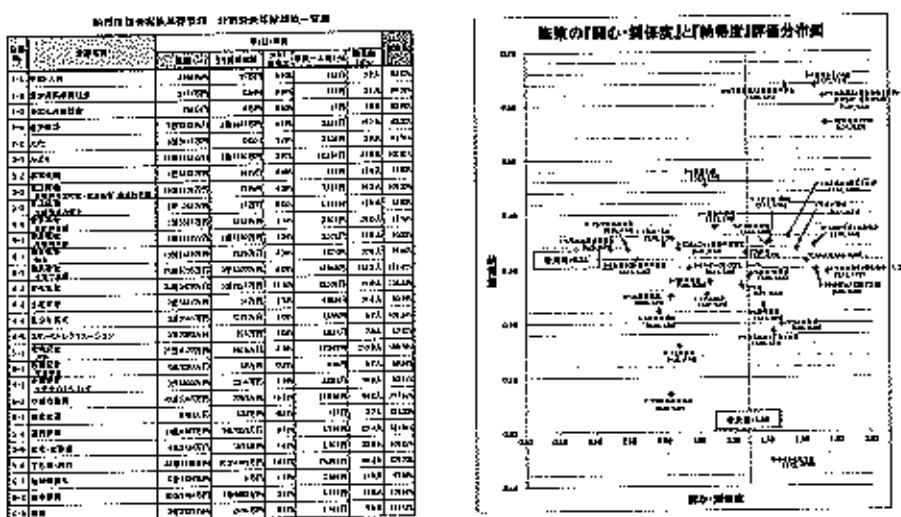
統計分析にかけることで単純集計以上のデータ収集

従来までの毎年慣性で続けているような市民意識調査の単純集計結果はほとんど無意味。たとえば、クラスター分析などで市民を幾つかの集合体に分けた上で、それぞれの満足度の改善につながるような要因を抽出することが重要。データのオープン化及び市役所職員の能力の高度化が求められる。



事例・市民納得度調査

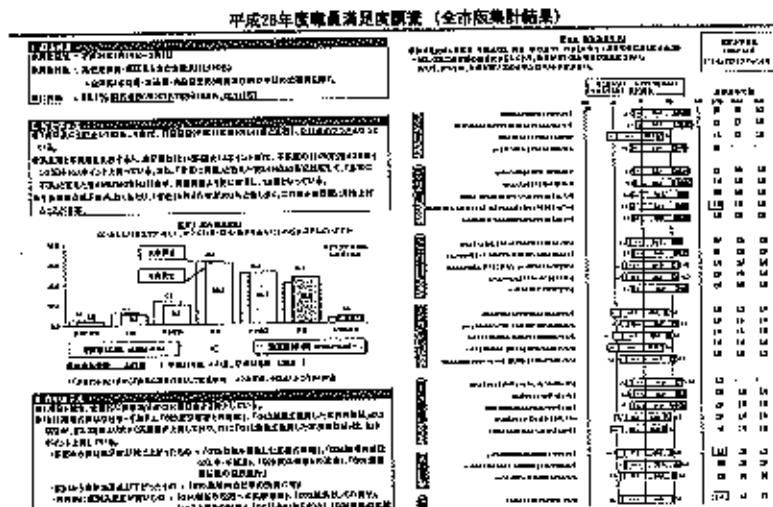
市民に対して直接的に分野別の予算配分の妥当性を設問することを通じ、予算策定に関する市民参加意識の啓発につなげることを目的とした調査。全国の地方自治体で幾つか先行した取り組みが行われてきた経緯あり。



鎌倉市HPから引用

事例・職員満足度調査（ES調査）

職員の仕事に対する満足度・インセンティブを測定し、適切な人材育成方針・育成計画を実現していくための基礎となる調査。職員のキャリア形成やメンタル面でのケアなどの課題が山積している中、各自治体が人的リソースの管理をしっかりと行うことが望まれる。



横浜市HPから引用

実際の調査の活用を考える（郵送アンケート調査）

項目	内容
目的	(1) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (2) 組織の運営状況をもとに、組織の運営状況を把握する。
対象	(3) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (4) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (5) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (6) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。
内容	(1) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (2) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (3) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (4) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (5) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (6) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。
活用方法	(1) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (2) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (3) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (4) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (5) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。 (6) 調査結果をもとに、組織の運営状況を把握する。

活用方法

市民団体などが行う街頭調査・訪問調査

市民団体が行う街頭アンケート調査などは、予め結論が見えてるタイプのものが多く、アンケート活動を実施するだけではほぼ無意味なケースが多い。このようなタイプはメディアとの連携を最初から見据えた形とし、新聞による記事化、ポードへのシール貼りなど見映えを意識したTVメディアへの露出などを念頭に置くことが望ましい。

東京原の開西立候選公認会、街頭アンケートでは9割賛成 市民団体が実施

政治家選出公認会、街頭アンケートでは9割賛成 市民団体が実施

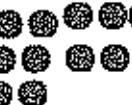
立候補者、候補者公認会に参加していない政党が参加すべきか街頭アンケートが半数以上、候補者の公認を認めたが行われた。統一セミナーは前半（2月1日告示、4月2日投票権）に行われる結果で、公認の是非が立候補の一つとなりそうだ。統一セミナーに答えた市民は「参加すべきだ」とした。

アンケートは、選出候補の実現を目指す市民団体「開西立候選公認会」が実施したもの。実現から4年間を経た開西立候補の立候補について、スタッフが開設など立候補に説明した後、「参加すべきだ」「不参加でいい」「どちらともいえない」の3択で、ポードにシールを貼ってもらった。

午後1時半～3時頃に回答した100人のうち、90人が「参加すべきだ」、6人が「不参加でいい」、4人が「どちらともいえない」と回答。「参加すべきだ」とした立候補の半数（65）は、「何かあったときに困っておられるのは困ります。一方、「不参加でいい」とした当市の女性会社員（41）は、「開西立候補者が候補しているとは思えない、それで入る必要はないのではないか」と回答している。

街頭アンケート

賛成



反対



SNS分析でトレンドを知る

FacebookやTwitterなどの情報配信の方向についてポジティブな形で話題性がある発言を行うためにはデータの分析を実施することが望ましい。また、一步間違えるとSNSは炎上リスクなども存在しているため、世の中の世論動向をリアルタイムでチェックすることも必要である。

「終るとしたら落としてみろ」 二階氏、相次ぐ問題発言 - 2017都議選：朝日新聞デジタルロジSave ashihicon - More from domain Jun 30, 2017

% View Decimals

% View Sharers

↳ Share

1.0%

14

50.0%

10

34

28.1K

首相改選に「誇めろ」「隠れ」の声 都議選で初の街頭公認 - 2017都議選：朝日新聞デジタルロジSave ashihicon - More from domain Jul 3, 2017

% View Backlinks

% View Sharers

↳ Share

9.7K

10

21.7%

1

2.8%

24.8K

「誤解」受け手が悪いのか、食い下がる記者に利田氏は... - 2017都議選：朝日新聞デジタルロジSave ashihicon - More from domain Jun 30, 2017

% View Backlinks

% View Sharers

↳ Share

3.5K

31

11.0%

0

4

20.2K

都議選応援「防衛省、自衛隊として」 韓国公、後に承認 - 2017都議選：朝日新聞デジタルロジSave ashihicon - More from domain Jun 27, 2017

% View Backlinks

% View Sharers

↳ Share

8.5K

10

11.1%

0

3

19.5K

BUZZSUMOから「都議選」で抜粋

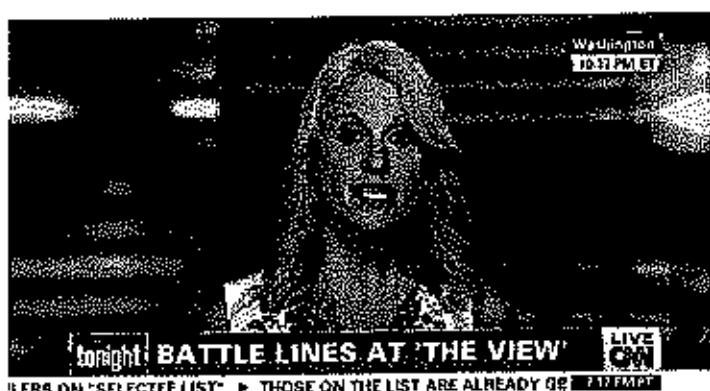
実際の調査の活用を考える（街頭・訪問・SNS調査）

項目	内容
目的	(1) 調査結果をもとに、問題点を洗い出す (2) その問題点を解決するための具体的な方策を立てる
対象	(3) 調査対象者（個人や組織など） (4) 対象者の属性（年齢、性別、職業など） (5) 対象者の行動（購入意欲、行動履歴など） (6) 対象者の心理状態（満足度、満足度など）

活用方法

世論調査のプロフェッショナル

世論調査は「設計」「分析」が全てであり、その両者を担う人物は非常に重要な役割を担っている。そのため、同調査が目的にかなったものとなっているか、適切な調査手法が選択されているか、分析結果が妥当なものであるか、その後の調査の活かし方は適切かなど、世論調査のプロフェッショナルによる助言は重要。



Strongly agree
Agree
Disagree
Very disagree

大統領の上級秘書 人々の意向を知るため

典型的なゴミ箱行きの調査

典型的なゴミ箱行きの調査には幾つかの類型が存在している。「無目的型」「ロジックミス型」「設計ミス型」「思い込み型」など。調査の目的に合わせた調査内容の構築が望まれる。

類型	特徴	具体的な例
無目的型	役所にありがちなアリバイ的な調査。様々な方面に配慮しすぎ。観測的調査。	目的が特に存在していない定点調査。
ロジックミス型	アンケートの論理構成にミスがあり、当初目的を達成できない。	設問の前後の繋がりがうまく設計できず、論理展開が破綻。
設計ミス型	初めてアンケート設計を行う人が陥りがち。設問設計が不適切でアンケートが成り立たない。	ダブルバインド（矛盾する設問）、MECEになっていない設問などが存在。
思い込み型	アンケートの文言にバイアスがかかっている。	〇〇を強行採決した云々などの主観的な評価が盛り込まれて回答者にバイアスがかかるケース。

全国地方議会議員勉強会（午前） 地方発！上手なメディアの使い方



渡瀬 裕哉

(1) 早稲田大学公共政策研究所招聘研究員
PRマネジメント株式会社代表取締役

(2) 1981年生まれ。早稲田大学大学院公共経営研究科修了、早稲田大学社会科学部卒。

(3) 政策関連：学生時代に立ち上げた政策シンクタンクのメンバーで東国原英夫氏などの宮崎県知事選挙時の「そのまんまマニフェスト」の政策に従事。その後、自治体の首長・議会選挙の政策立案・政治活動のプランニングにも関わる。

(4) ビジネス関連：創業メンバーとして立ち上げた医療系IT企業が一部上場企業にM&Aされてグループ会社取締役として従事。同社退職後、個人投資家兼コンサルタントとして若者向けのビジネス投資・営業支援活動に従事。

(5) 米国関連：現在、機関投資家・ヘッジファンド等のプロフェッショナルな投資家向けの米国政治の講師として活躍。共和党保守派の有力者であるグローバー・ノーキスト全米税制改革協議会会長の支援を受けて米国での人脈を形成。全米の保守派指導者が集うFREEPACにおいて日本人初の来賓となる。主な著作は『トランプの黒幕 日本人が知らない共和党保守派の正体』（祥伝社）

本講義の主な内容

①メッセージの作り方

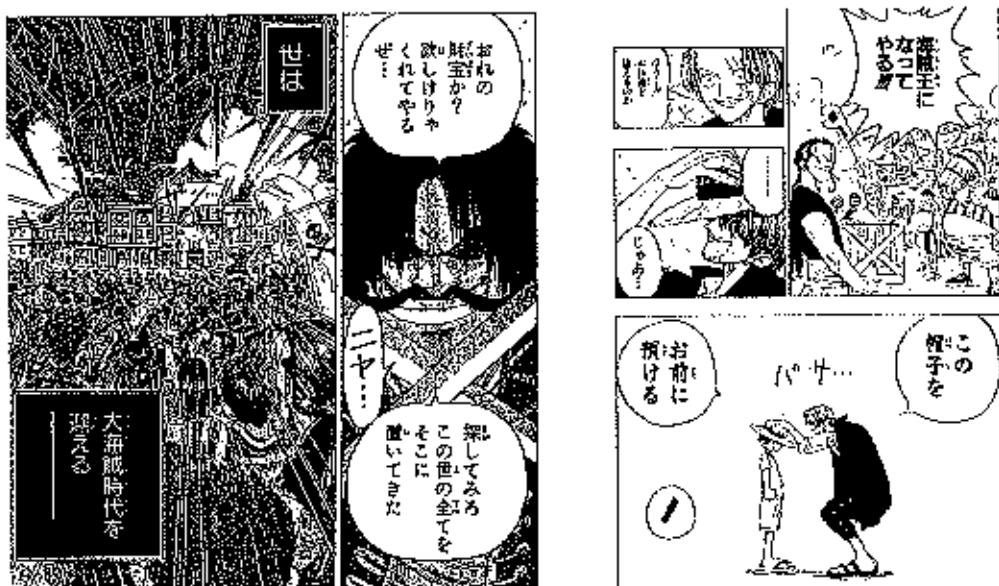
- ・「伝わる」メッセージの作り方
- ・「伝わる」マニフェストの作り方
- ・地方選における本格的なマニフェスト誕生（事例）

②メディアとの付き合い方

- ・各種メディアの特徴
- ・メディアへの情報発信ポイント
- ・各メディアが組み合わせられたキャンペーン（事例）



©ワンピース から引用



富・名声・力、この世のすべてを手に入れた男、海賊王・ゴールドロジャー。彼の死に際に放った一言は人々を海に駆り立てた。「俺の財宝か? 欲しけりやくれてやる。探し! この世の全てをここに置いてきた!」男達はグランドラインを目指し夢を追いつづける。世はまさに大海賊時代!

©ワンピース から引用

世界 (社会情勢)
世界 (政治)

世界觀（社会情勢）認可



評議（目標）設定



解決方法設定



動機・能力（差別化）



©ワンピース から引用

「社会情勢」「課題」「解決方法」「差別化」の4つのストーリーラインが
しっかりとしているメッセージが「伝わるメッセージ」である。

ストーリーライン	整理する項目	ワンピースの場合
社会情勢	各種メディアが報道している社会問題 統計データに基づく社会情勢の変化 地域で得られる口コミの情報	かつての海賊王が捕まって死刑 どこかに財宝（ワンピース）が存在 大海賊時代の到来
課題	自分たちの目標を分かりやすく表現	・「海賊王に俺はなる！」
解決方法	具体的に取り組むべきこと	誰にも負けない一味を集め 世界一の財宝を見つける
差別化	自らが取り組む動機・達成できる理由	・幼い日に海賊とした帽子を返す約束 ・悪魔の木の実を食べた特殊能力者

何をこの自作狂う？ なぜこの滅度狂へ？
自作狂の極め マセニの作はこの重文である

メッセージは繰り返し伝えられない限り誰も覚えることはできない。どれほど有名人・有名漫画であっても例外はなく、本人はほぼ一生同じメッセージを主張する覚悟が必要がある。



©ワンピース から引用

ストーリーラインを整備することは「失言」対策にも繋がっていく。
ストーリーラインから外れた「発言」は全て「失言」だと思って対処すること。



根幹となるメッセージは相手によって変えてはいけない。相手の状況を踏まえて表現に修正を加えつつ、常に自らの発したいメッセージを心がけることが重要。

常に同じストーリーラインで主張
(相手の状況を踏まえてアレンジ)



自分達の仲間に口コミで拡がる
(その後周辺にも口コミで拡がる)



©ワンピース から引用



人間のすゝめ

「天は人の上に人を造
らず人の下に人を造ら
ずとぞえり。」
の二文で始まる『御注』
古代日本書物の整理研究
である『御注』（1023）
（明治）が、生家平
山人蔵に著者をもたら
す御用の言葉を、手稿
なども含め、御注本
の現状を知るため、明治の人心を考
察したのが此書。今日も読みあわし（原
著・小倉信三）



青 1023
国際文庫

「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」と言えり。

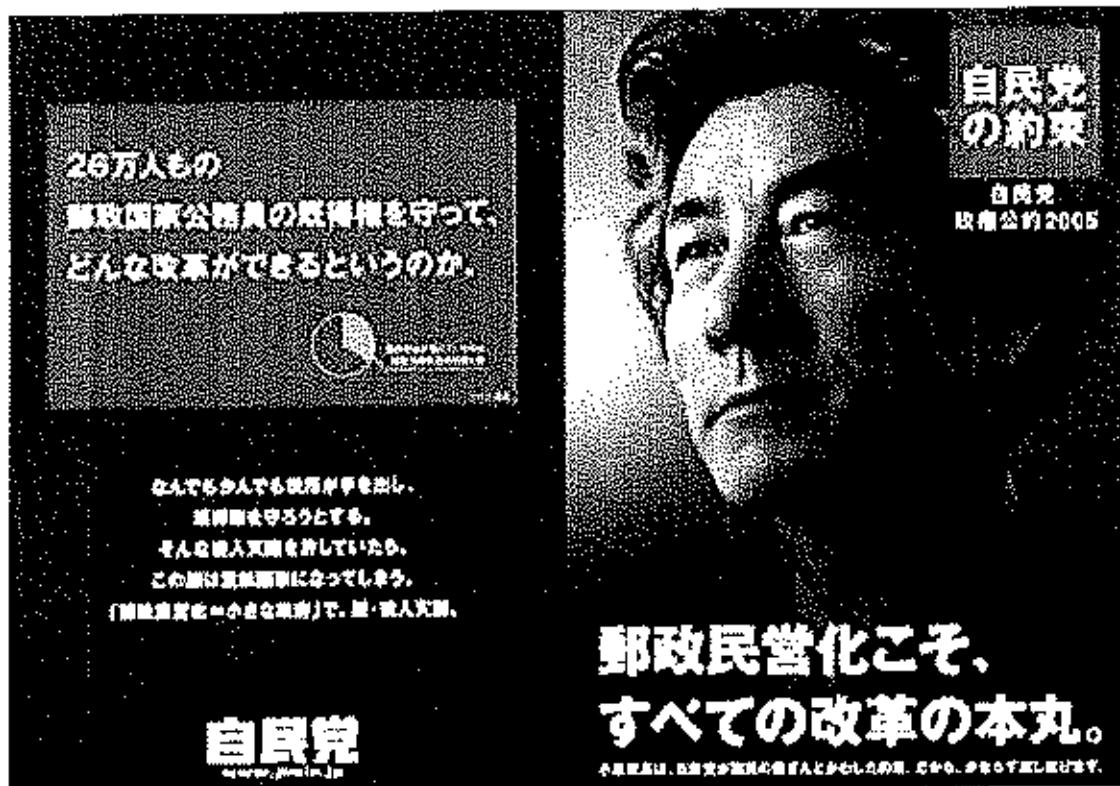
されば天より人を生ずるには、万人は万人みな同じ位にして、
生まれながら貴賤きせん上下の差別なく、万物の靈たる身と心
との働きをもって天地の間にあるよろずの物を資とり、もって
衣食住の用を達し、自由自在、互いに人の妨げをなさずしてお
のの安楽にこの世を渡らしめ給うの趣意なり。

されども今、広くこの人間世界を見渡すに、かしこき人あり、
おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、賢人もあり
、下人もありて、その有様雲と泥どろとの相違あるに似たるは
なんぞや。その次第はなはだ明らかなり。『実語教じつごきよ
う』に、「人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なり」とあり
。されば賢人と愚人との別は学ぶと学ばざるとによりてできる
ものなり。

勉強する人が多いから。
ストーリーライブしてやりたい。

「社会情勢」「課題」「解決方法」「差別化」の4つのストーリーラインが
しっかりとしているメッセージが「伝わるメッセージ」である。

ストーリーライン	論理主導型	感情主導型
社会情勢	各種メディアが報道している社会問題 統計データに基づく社会情勢の変化 地域で得られる口コミの情報	・封建社会と儒教思想の蔓延 ・開国と歐米列強の脅威 ・近代思想の流入
課題	・自分たちの目標を分かりやすく表現	・新時代の新しい価値観の樹立 (天は人の上に~)
解決方法	具体的に取り組むべきこと	・「学問のすゝめ」 (西洋文明受容と実学重視)
差別化	・自らが取り組む動機・達成できる理由	・ベストセラー作家、当代随一知識人・ 教育者



民営化の中身はわかって(民)

マイナスをプラスへ

プラスをもう一歩プラスへ

変えるなら、ちゃんとした方向へ。

今日本として世界は、もうくるしい変化の時代でいます。
そのスピードに対応できるように、日本も、政治も、変わらなければなりません。
しかし、やんでもにすべても「変わる」ことが、人ひとりではない。
必要なのは、現実を反映して時代遅れになつたシステムをスピードで変えながら、
どんどんある現状をしっかりと見えていくこと。
だから自分自身が、まずは自ら日本を知ること。
したじき民衆は、リアルな現実を実行し、全力で日本を守ります!

15

2009年 民主党政権にて、石井 マニフェスト

「何言ひをかねていいか?」

民主政権交代

選んで。高速裏界線化 駐車料金はいつから?

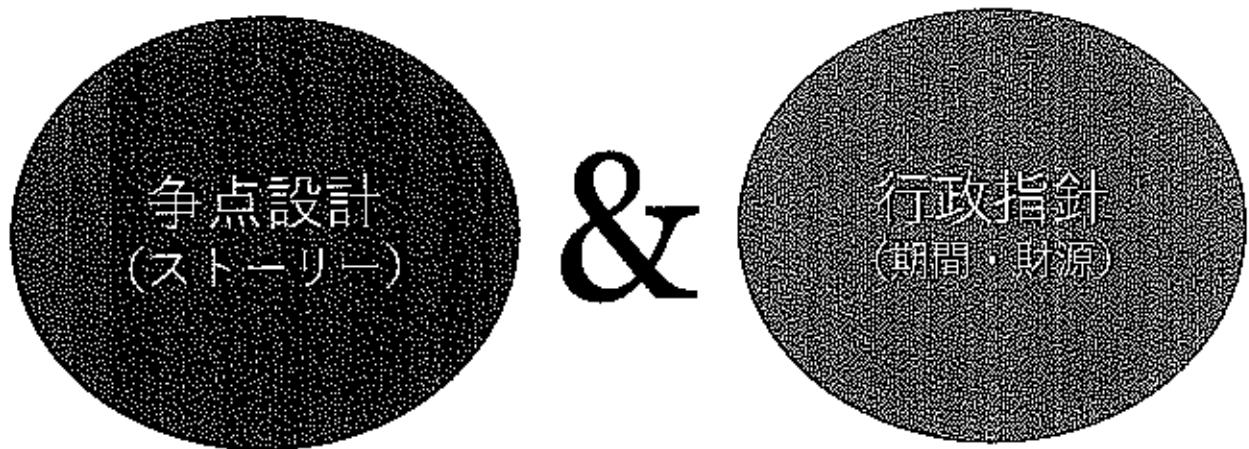
自民

現のストーリーラインの流れ

「社会情勢」「課題」「解決方法」「差別化」の4つのストーリーラインが
しっかりとしているメッセージが「伝わるメッセージ」である。

ストーリーライン	整理する項目	福澤諭吉の場合
社会情勢	各種メディアが報道している社会問題 統計データに基づく社会情勢の変化 地域で得られる口コミの情報	・役人天国
課題	・自分たちの目標を分かりやすく表現	・改革を進める (=小さな政府)
解決方法	・具体的に取り組むべきこと	・郵政民営化 (=改革の本丸)
差別化	・自らが取り組む動機・達成できる理由	・小泉純一郎VS抵抗勢力 ・小泉純一郎の郵政民営化へのコダワリ

マニフェストの機能は「争点設計」と「行政指針」の2つの側面がある。両方の面についてしっかりと焦点をあてた内容が有権者的心に刺さる。

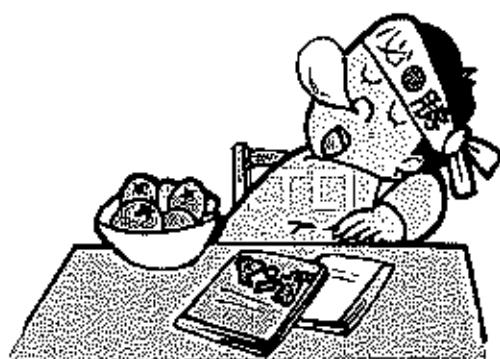


期限と財源を手す
政治家は隠すがし、△争点設定
住民を知れいれい

議員を目指す仕事は自分にしが出来ない仕事をすること

議員候補者のみが票を取ることができ
る

永遠に終わらない政策の研究は別の人
に

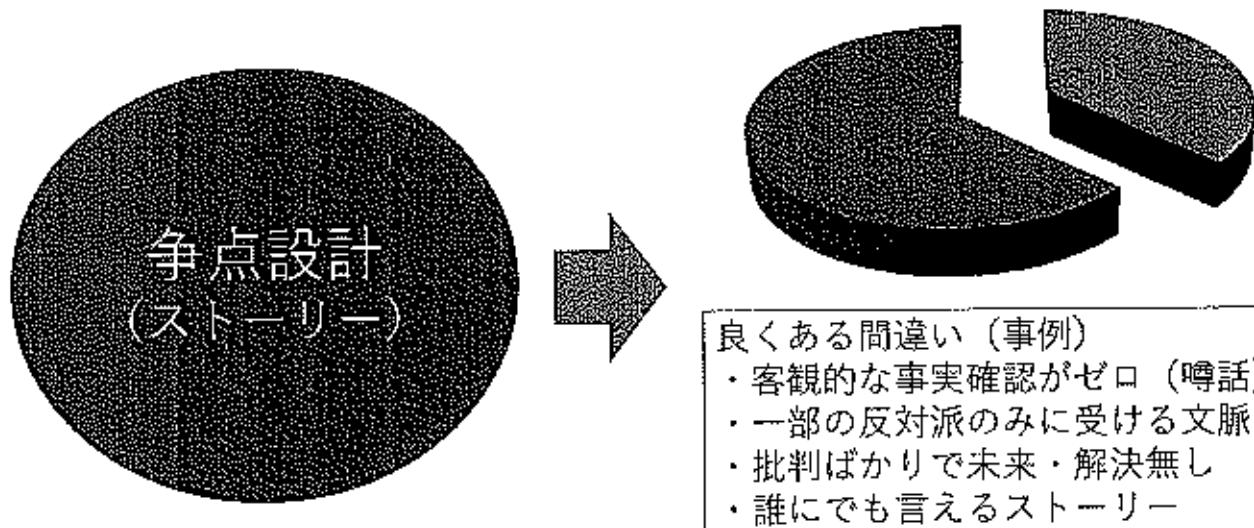


pixta.jp - 7621898

議席一
便道観を伝う

一体化してモトを議会で運べる

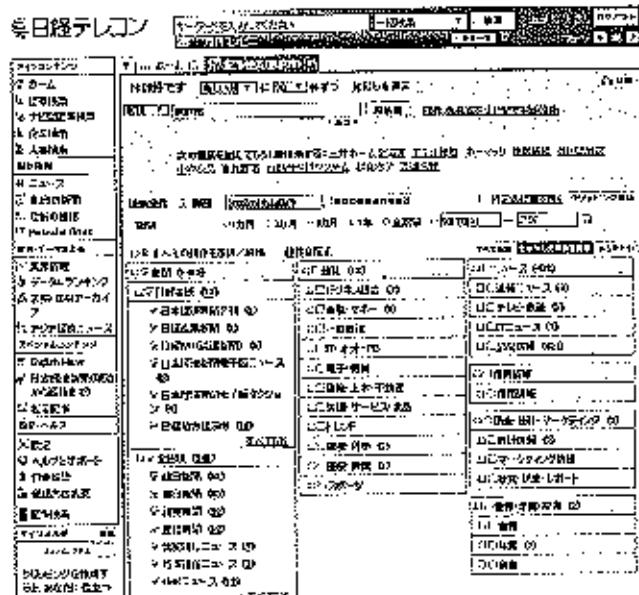
争点設計は最低でも51%以上の人人がyesと回答する内容であることが大事。
それ未満の共感しか得られないような争点設計はストーリーが間違っている。



社会情勢（地域情勢）と自らの経験について客観的に確認できることを並べて、
そこから「課題」と「解決方法」を導き出すことが大事。（類似内容の防止）

ストーリーライン	整理すべき項目	具体的な構築方法
社会情勢	<ul style="list-style-type: none">・各種メディアが報道している社会問題・統計データに基づく社会情勢の変化・地域で得られる口コミの情報	<ul style="list-style-type: none">・役所の統計データ・日経テレコン・現場の写真
課題	<ul style="list-style-type: none">・自分たちの目標を分かりやすく表現	<ul style="list-style-type: none">・社会情勢&差別化と結びついた決め台詞を考える（前向きなもの）
解決方法	<ul style="list-style-type: none">・具体的に取り組むべきこと	<ul style="list-style-type: none">・課題&差別化要因と結びついた具体策の提示
差別化	<ul style="list-style-type: none">・自らが取り組む動機・達成できる理由	<ul style="list-style-type: none">・自分の動機整理解説（出来事ベース）・自分の経歴整理（事実ベース）

客観的なデータを揃えたり、アイディア出しを行うために必要な資料の情報源を知しておくことが大事。または、それを知っている人と知り合いになっておく。



30秒でコピーや企画のアイデア連発!

コピー＝メカ



COPY-MECHA.COM
QRコードを読み取ってください。
内閣府まち・ひと・しごと創生戦略室

「コピー＝メカ」が作ったキャッチコピー案はこれだ！

【キッチコピ－企画コンセプト案】

品川区は、いつもあなたのそばにいる
（例）必要なときにいつでも思い出してたま

【キッチコピ－企画コンセプト案】

品川区は、反省しました
（例）もう古めかしい気がしますが、反省しながらこそ、よくなる瞬間が生まれます

【キッチコピ－企画コンセプト案】

人は憎む、人は喜ぶ、品川区を。
（例）当たり前のことを並べると、当たり前のこのとおりに見えます

重要なポイント

- 1) ○○形ではなく○○形
- 2) 目立たせるには○○
- 3) 必ず○○○を入れる

貴方の主要な主張は、出自、経歴、人間関係、体験、その他諸々を加味して必然的なものになっていますか？これは政治家でもイベントでも同じことが言えます。



表現を差別化する。
レバ

「表現」の違いによって有権者が敵にも味方になる。

①後ろ向き言葉・前向き言葉の使い方

- ・× 「〇〇を変えなければならない」 → ◎「〇〇を変えます！」
- ・× 「〇〇を取り締まります」 → ◎「〇〇をサポートします」
- ・× 「〇〇がダメになってしまふ」 → ◎「〇〇を発展させる」

②「〇〇反対」は負け犬の遠吠えであるということ

- ・× 「新幹線の新駅建設反対！」 → ◎「新駅建設の凍結に賛成！」
- ・× 「ダム建設反対」 → ◎「脱ダム宣言！」
- ・× 「多選反対」 → ◎「若者に交代を！」

③「プロフィール」を想像させる表現・文言を盛り込むこと

- ・あくまでも「名前」を投票用紙に書かせるための活動すること
- ・プロフィールの内容と記憶の中でつながる内容にすること

③有権者・メディアの注目点は「コントロール」できる

①数字の記載は限定的に留めることが重要

- ・数字は「最も記憶に残る」要素であるということを意識すること
- ・数字は「最も意味がある」数字に限定することで一人歩きさせることが大事
- ・「財源論」は選挙戦においては不利になることを自覚すること

②「」は定性的な文言を目立たせるためのポイント

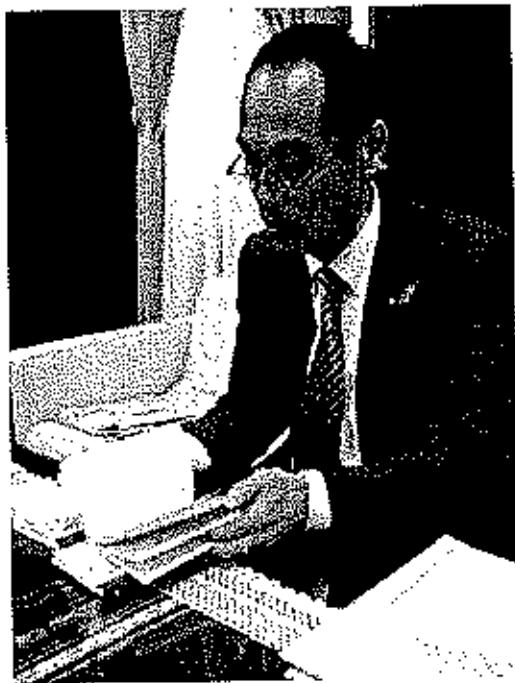
- ・ダラダラ文言を並べたところで、有権者は読み飛ばすか、目にも入らない、だけ
- ・「」を本当に重要なポイントにのみ使用するということを徹底する
- ・端的に分かりやすいピラは内容が分かりやすい

③演説との組み合わせで効果を最大化させる

- ・演説と組み合わせることで、ピラは最大限の効果を發揮する
- ・同じコトを3回連続で言うと、有権者は記憶し、記者は記事にしてくれる
- ・街頭演説で表現できる内容をピラの中に盛り込むこと

25





©プレジデント「東国原知事の秘密の成功ノート」

東国原英夫氏のノートに書きためた思いを受けて、それらを具体化するために合計10人程度でマニフェスト作成。構成メンバーは・・・、



©altena 「志」を求める若者たち（4）市民ニーズから政策を作る！」

談合 → 入札改革



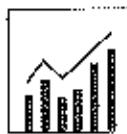
<社会情勢>

- ①官製談合で知事辞任
- ②陸海空路の不足「陸の孤島」
- ③積み重なった県の借金



<課題・キャッチフレーズ>

- ・どげんかせんといかん！
(宮崎出身であることを P R)
- (プラスの方向に持っていく決意)



<そのまんまマニフェスト>

- ・宮崎 & 東国原ストーリーライン
- ・約80項目に及ぶ具体策



<本人の出自・経歴>

- ・タレント出身 (しがらみのなさ)
- ・宮崎出身 & 東京経験
- ・宮崎のセールスマンに

あなたのマニフェストを作ってみよう

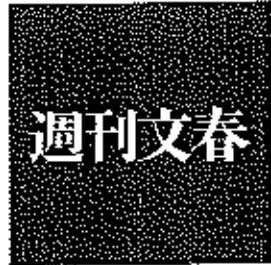
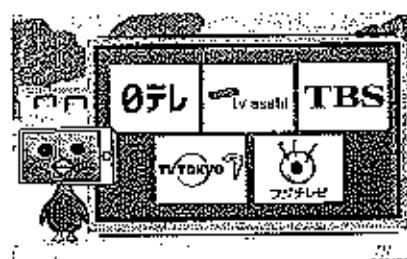
次回セミナー
スケジューリング・整理する項目

社会情勢

課題

解決方法

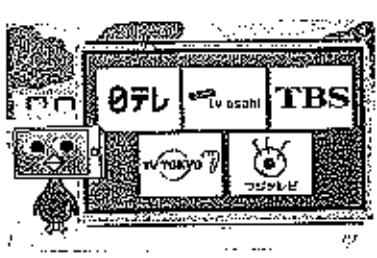
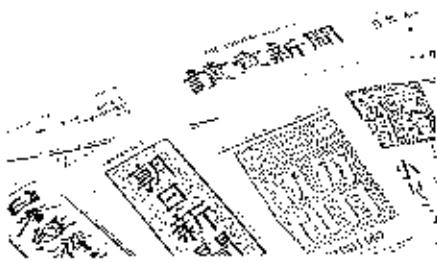
差別化



アゴラ
議論プラットフォーム

 Twitter

 Facebook



(1) 全国紙

- 担当者が歴年で変わるために、記事化へのしがらみが少ない。
- ただし、地元読者数が限定的であるため、決定的な影響力を持ちづらい。

(2) 地元紙

- 記者との長期的な人間関係を作りやすい。
- 複数年継続させるようなイベントやテーマに関しては有効。
- ただし、基本的に地元政治と密着しているケースも少なくない。

(3) スポーツ紙

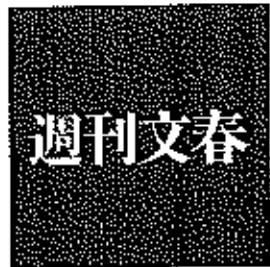
- 持ち込みネタというよりもネットでの情報発信に食いつく傾向あり。
- スポーツ紙に取り上げられたネタはワイドショーなどでTVに取り上げられて拡散することも。

(4) TV局

- TV局が最初からニュースとして取り扱ってくれる可能性は高くない。
- したがって、他媒体での話題喚起と合わせることでメディア露出できるものと想定。
- どのような画が取れるのかを常にイメージしながら情報提供する必要あり。

有り得るコト・不可能

育てる選手の面、貢献度の面
、競争との比較の面、経済脚力の面
(園田政道)



アゴラ
意見プラットフォーム

 Twitter

 Facebook

(1) ビジネス誌

- 編集者との人間関係が重要、必要な時にお互いに声掛けができるか。
- 定期的に決まった特集があるため、その特集の中に入れられると大きい。

(2) 週刊誌

- 強烈なネタがあれば情報提供することで記事化できる可能性がある。
- ただし、原則として全国誌なのでネタの規模が小さいと相手にされない。
- 記者同士の人間関係のネットワークが濃密であるためコミュニティに入れるか。

(3) ネットメディア

- 黎明期も大分以前に終了し、現在では選挙戦にも影響を与える段階にまで成長。
- ネットメディアの情報が主にヤフー記事化することで他メディアに取り上げられるようになっている。
- 書き手の文章力が問われるため、文章を書きなれている人なら開拓も可能（低コストで便利）。

(4) 自前メディア・SNSによる情報発信

- 自前のメディアは情報発信する際には最も低成本で利用価値が高い。
- ただし、維持する気が無ければ、むしろやる気の無さが伝わる可能性が高い。
- 様々なメディアからの取材のきっかけにもなるためタイムリーにタメになる記事を書けるか。

フェイスブック ネット上の後援会

メディアへの情報発信ポイント		
ストーリーライン	フレストリーラインに沿われる内容	具体的なイメージ
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的意義の説明 ・数字入りのグラフ、問題の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの〇〇は実は〇〇症の恐れがある (赤ちゃん〇入に〇入が……) (赤ちゃんの部位の写真)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル（認知高い名前・簡潔さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇大学〇〇教授・緊急提言！ ・もっと知ってほしい〇〇症
解決方法	<ul style="list-style-type: none"> ・W-I-Hを明らかにした内容 ・取材に来た場合に取れる写真内容 ・問い合わせ先 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇月〇日、〇〇にて、〇〇に関する講演会を開催 ・当日参加者は〇〇症を持つ母子〇〇名程度 ・問い合わせは〇〇の会
差別化	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような団体が取り組んでいるのか (背景となる専門性、権威、集団属性等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇の会は名誉顧問に〇〇大学〇〇教授 ・〇〇先生は〇〇症の権威

TV 放送可能 リリース段階でいると



知識層向け情報（財政）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

知識層向け情報（豊洲）



北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）



運動層向け情報（東電・参政権）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

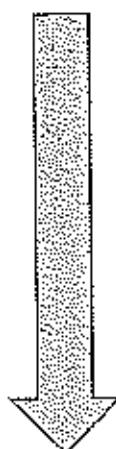
北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）



ファーストクラス問題

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）

北朝霞市「財政と経営」を豊かな情報に
近くの町は貢献元気（灯籠とおみやげ）



- ・東京五輪負担論・豊洲築地に関するコストは有耶無耶に
- ・豊洲移転・築地活用論で運動家封じ
- ・つまらないミスを犯さずに、敵対相手のミスを誘う
- ・古い・新しい、情報公開を争点に

あなたが取り組んでいる社会問題に関するイベントフレスリリースを作りましょう。

スピーチライン フレスリリース内容

社会情勢

課題

解決方法

差別化

実際の調査の活用を考える（郵送アンケート調査）

項目	概要	対象	内容	活用方法
目的	郵送アンケート調査	会社に勤務する男女	(1) 面接実施計画 (2) 計画書類 (3) 調査用紙 (4) 資料 (5) (6)	ライセンスを発行して、
対象	会社に勤務する男女			
内容				
活用方法				

実際の調査の活用を考える（街頭・訪問・SNS調査）

項目	概要
----	----

目的	かわい子の調査
対象	市民

項目	内容
(1)	市役所の窓口で申請
(2)	市役所の窓口で申請
(3)	市役所の窓口で申請
(4)	市役所の窓口で申請
(5)	市役所の窓口で申請
(6)	市役所の窓口で申請

項目	内容
調査方法	市役所の窓口で申請
調査方法	市役所の窓口で申請
調査方法	市役所の窓口で申請

実際の調査の活用を考える（電話調査）

項目	概要	対象	内容	活用方法
目的	市長選挙調査	市民	(1) 投票率 （2）立候補者 （3）支持候補者	投票率の算出 立候補者の支持率 支持候補者の支持率
対象	市民	市民	(4) 性別 (5) 年代	性別による支持率 年代による支持率
内容			(6) 民意	議論のための資料
活用方法				議論のための資料

実際の調査の活用を考える（ネットアンケート調査）

項目	概要	対象	内容	活用方法
目的	子供の育成環境(家庭)	家庭	(1) 給食の状況 (2) 保育園の状況 (3) 両親の抱負と将来の希望 (4) 住居の状況 (5) 年代 (6) 子育て施設の利用	紙面を用意
対象	子供	家庭		
内容	子供の育成環境(家庭)	家庭	(1) 給食の状況 （2）保育園の状況 （3）両親の抱負と将来の希望 （4）住居の状況 （5）年齢 （6）子育て施設の利用	紙面を用意
活用方法				紙面を用意

あなたのマニフェストを作つてみよう

ストーリーライン 整理すべき項目

社会情勢

2000年里 畜産農家の衰退
人口減少による畜産の雇用機会の喪失
2002年 設置業者依存
畜産の活性化に向けた改革の本化

課題

財政(行政)の経済能力の限界で
畜産の雇用機会の喪失 住民の購買意欲の低下
畜産の需要の高まりに対する供給不足
畜産の過疎化による資源の浪費
畜産の原産地の保護と資源の有効利用

解決方法

畜産の振興と行政の協力による原産地の取扱い
畜産の資源化(加工業)
畜産の資源化の代替資源
畜産の資源化による資源の有効利用

差別化

若人の行動変化による意識変化
御崎(漁村振興)を基盤とした政策
若人の意識化による政策
若人の意識化による政策

あなたが取り組んでいる社会問題に関するイベントプレスリースを作りましょう

ストーリーライン プレスリース内容

社会情勢

課題

解決方法

差別化

活動内容報告書

平成29年9月4日

稚内市議会議員 千葉一幸

活動等の名称	北海道大学公共政策大学院地方議員向けサマースクール
期 間	平成29年8月23日～平成29年8月24日
実施場所	札幌市
実施経費	<p style="text-align: center;">36130円</p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">・夕張の破綻から学ぶ「道内市町村に今求められる財政運営」 講師：北海道大学研究員 篠松 拓史 氏・夕張市の財政破綻と再生に向けた取り組み 講師：夕張市長 鈴木 直道 氏・人口減少社会における地方財政 講師：関西学院大学教授 小西 砂千夫 氏
備 考	

千葉一幸議員 北海道大学公共政策大学院2017

旅行期間／平成29年8月23日～24日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
8/23	稚内市 → 札幌市	札幌市
8/24	札幌市 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
自家用車	稚内 ⇄ 札幌(315km ※高速道路使用なし) 計 630km × 20円	12,600
日 当	@2,700×2日	5,400
宿泊料	@12,000×1日	12,000
合 計		30,000

振替振込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

支店番号	百	千	万	千	百	十	銭
加入者名	[REDACTED]						
金額	千	百	十	万	千	百	十
振込先	北海道大学						
おなまえ	[REDACTED]						
依頼人	[REDACTED]						
料金	(面倒扱込み) [REDACTED] 円						
備考	[REDACTED]						
	日	附	印	内閣			
	29.8.21			9:15:30			

HOPS 2017 北海道大学公共政策大学院 地方議員向けサマースクール

平成 29 年 8 月 23 日

はじめに、夕張の破たんから学ぶ「道内市町村に今求められる財政運営」と題し、笠松祐史センター研究員より講義を受けた。内容は、1 夕張市の破たんについて、2 健全化法立法の経緯・内容、3 今求められる財政運営の 3 点。夕張市の破たんについて、原因としてジャンプ方式が一つの要因と指摘。ジャンプ方式とは、出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日までに一般会計と他の会計で諸収入と借入金に色付けすること。夕張市では公営企業会計内において、平成 4 年から公共下水道事業、平成 7 年から宅地造成事業等においてジャンプを開始していた。そのため、平成 17 年決算ベースでの実質赤字額は 257.3 億円となった。夕張市は、石炭産業が盛んであったが、1960 年炭鉱数 17、従業員数 16027 人をピークに石炭から石油へのエネルギー政策の転換により衰退を辿る。炭鉱の閉山による「炭鉱から観光へ」観光施設整備に積極投資に舵をきる。破たんについての市の分析は、1 炭鉱閉山による人口減少に伴い歳入が大幅に減少、2 歳出規模の拡大、3 不適正な財務処理（夕張市財政再建計画 H19.3. 6）になる。続いて、健全化法立法の経緯・内容として、講師が関わっていたこともあり、新しい地方財政再生制度研究会報告書について、第 1 回（H18.8.31）～第 11 回（H18.12.8）の短期間で研究会を開催したこと、健全化法の主な内容として、1 健全化割断比率の公表等、2 財政の早期健全化、3 財政の再生、4 公営企業の経営の健全化などを話された。今求められる財政運営として、国の総人口における長期的推移、都道府県別の出生率、北海道の人口、将来人口の推計から移住地域、無移住地域の推移を講義。S45～H22 の美唄市と岩見沢市の人口推移を比較し、人口減少対策の考え方を示した。最後に、「入るを量りて出するを制す」（札記）収入がどれ位あるか計算してから支出の計画を立てること、身の丈に合った財政運営をとし、提案として、1 地域での情報共有、2 住民と行政の協働事業、3 双方向のワークショップが重要とした。2 人目の講師として鈴木夕張市長が登壇。首長として 18 人の議員を 9 人に、職員 260 人を 100 人給与 40% カットしたこと、夕張市は 1 秒で 70 円返済しているが、国では 1 秒に 815000 円借金が増えていること。計画は計画であって、現実ではない。小さな成功体験を可視化することを続けていくと話された。3 人目の講師として関西学院大学の小西砂千夫氏が登壇。公営企業の独立採算であるべきとし、自治体において例月現金出納検査（監査）の数字を確認するべきだと話された。コンパクトシティ、公共交通あってのマチづくりが重要であるとの考えを示された。講義を通じ、議員として本市の自治体運営が「入るを量りて出するを制す」身の丈にあった財政運営なのか、また来るべく将来に計画を現実のものとし、計画を可視化していくことが何よりも重要であり、必要とされていることを強く感じた講義になった。これからも研鑽していく。

稚内市議会議員 千葉 一幸

北海道大学公共政策大学院 2017 地方議員向けサマースクール日程

月 日	時 間	内 容
8月 23日 (水)	12:45 ~ 13:00 13:00 ~ 13:15	受付 ◆開講オリエンテーション 開講あいさつ 北海道大学公共政策大学院院長 高野 伸栄 写真撮影（集合写真） <座学> ◆（仮）夕張の破綻から学ぶ「道内市町村に今求められる財政運営」 北海道大学公共政策学研究センター研究員 笠松 拓史 （前北海道大学公共政策大学院教授、元総務省自治財政局理事官） ◆（仮）夕張市の財政破綻と再生に向けた取り組み 夕張市長 鈴木 直道 ◆（仮）人口減少社会における地方財政 関西学院大学人間福祉学部教授 小西 砂千夫 ◆1日コース修了証書授与 北海道大学公共政策大学院院長 高野 伸栄 ◆意見交換会（夕食懇談会・立食） 場所：エンレイソウ
8月 24日 (木)	8:45 ~ 11:45 (3時間)	<演習・グループ討議> ◆ケーススタディの検討（地方自治体の財政分析・改善方策の事例演習） A班 北海道大学公共政策大学院教授 石井 吉春 B班 北海道大学公共政策大学院准教授 村上 裕一 C班 北海道大学公共政策大学院准教授 荒川 淳 D班 北海道大学公共政策大学院専任講師 武藤 俊雄 <演習・全体討議> ◆ケーススタディの検討結果の発表・意見交換 北海道大学公共政策大学院教授 石井 吉春 北海道大学公共政策大学院准教授 村上 裕一 北海道大学公共政策大学院准教授 荒川 淳 北海道大学公共政策大学院専任講師 武藤 俊雄 ◆閉講オリエンテーション 2日コース修了証書授与・閉講あいさつ 北海道大学公共政策大学院院長 高野 伸栄

（注）2日コースの受講生の皆さんには、受講前に、演習で取り上げる事例についての事前学習の資料作成・提出をお願いすることにしています。2日目の討議は、その上でグループに分かれてワークショップ方式での検討を行い、グループ毎に意見を集約した後、全体で発表を行い、全員での意見交換により議論をさらに深めます。

北大2017地方議員向けサマースクール名簿(受講者用)

1日コース

順	氏名	懇親会	現職議員等
1	小笠原 実美	○	斜里町議会議員 6期目
2	伊藤 一葉	×	東神楽町議会議員 副議長(2期目)
3	鶴川 和彦	○	栗山町議会議員 3期目 類長
4	猪崎 忠成	○	栗山町議会議員 4期目
5	佐藤 裕介	○	木古内町議会議員 6期目
6	又地 智也	○	木古内町議会議員 連長 8期目
7	下道 美明	○	洞爺湖町議会議員 副議長 2期目
8	田中 真	○	樺戸町議会議員 3期目
9	千葉 一幸	○	稚内市議会 1期目
10	松島 幸一	○	
11	太田 研仁	○	
12	高橋 翔助	×	美幌町議会議員 (1期目)
13	上村 有史	×	旭川市議会議員 3期目
14	瀬川 真希	○	新得町議会議員 1期目
15	日下 遼朗	○	鹿追町議会議員 1期目
16	前上 美裕	○	美幌町議会議員 1期目
17	五十嵐 信子	×	当別町議会議員 1期目
18	大谷 勝博	○	栗山町議会議員 副議長 2期目
19	中村 佳代子	○	陸別町議会議員
20	横井 美穂	×	楢辺安町議会議員 1期目
21	青野 敏	○	鹿追町議会議員 5期目(議長2期、副議長1期)
22	宮川 正子	×	江別市議会議員 4期目 連議長
23	裏 知子	×	汀別市議会議員 2期目
24	伊藤 駿吉夫	×	厚真町議会議員 1期目
25	上井 達子	○	栗山町議会議員 2期目
26	井戸 雄也	○	網走市議会議員 2期目文教民生委員会委員長
27	豊崎 駿二	○	網走市議会議員 2期目経済委員会副委員長

2日コース

順	氏名	懇親会	グループ	教室	現職議員等
1	東 伸人	○	D	W408	旭川市議会議員 1期目
2	小久保 重季	○	D	W403	伊達市議会議員 4期目
3	千木良 聰行	○	B	W308	
4	猪西 誠一	○	B	W303	比布町議会議員 1期目
5	横田 稲子	○	A	W402	上川町議会議員 3期目(2年目)
6	久米 稲葉	○	B	W303	上川町議会議員 3期目 副議長
7	小澤 敏弘	○	D	W406	上川町議会議員 2期目
8	木相 郁夫	○	B	W303	深川市議会議員 1期目(1年目)
9	小川 政志	○	C	W403	芦別市議会議員 2期目
10	竹中 鑑介	○	A	W402	新得町議会議員 4期目
11	夏海林 駿幸	○	E	W407	中頓別町議会議員 (現在4期目)、いきいきふるさと常任委員会委員長
12	上原 稲子	○	C	W403	中標津町議会議員 2期目
13	森 幸雄	○	E	W407	小清水町議会議員 3期目(元副議長)
14	下平 正吉	○	D	W408	小清水町議会議員 3期目(副議長)
15	八木 駿正	○	C	W403	小清水町議会議員 4期目
16	鶴岡 聰高	○	B	W303	小清水町議会議員 2期目
17	中村 鑑之	○	A	W402	小清水町議会議員 1期目
18	藤原 未だか	○	D	W408	
19	石井 友裕	○	E	W407	虻田町議会議員 1期目
20	呂井 駿弘	○	A	W402	南幌町議会議員 6期目(元常任委員長)
21	永木 治子	○	A	W402	網走市議会議員 1期目
22	近藤 重治	○	B	W303	網走市議会議員 2期目
23	佐々木 紗子	○	C	W403	網走市議会議員 3期目 前副議長
24	三浦 公進	○	D	W408	八斗町議会議員 3期目
25	船野 天祐	○	E	W407	東通市議会議員 2期目
26	金盛 駿夫	○	E	W407	斜里町議会議員 副議長 2期目
27	笛山 駿一	○	C	W403	札幌市議会議員 札幌市議会革新の党 1期目
28	池島 駿洋	○	D	W408	岩見沢市議会 2期目

*グループ及び教室は8/24のグループ討議の会場(3階又は4階)等です。
※8/24 12:45～の全体発表はW201教室(2階)で行います。

※意見交換会(懇親会)は 18:30～エンレイソウで行います。

2017年度

地方議員サマースクール

受講者募集

地方議会のさらなる活性化と地方議會議員の自己啓発・自己研鑽に資するよう、本年度も「サマースクール」を開講します。地方議会の活性化や地域の振興に志を抱く多くの皆様の参加をお待ちしております。

開催期間 平成29年8月23日（水）～24日（木）

開催場所 北海道大学公共政策大学院

本サマースクールの特色

- 2日コースと1日コース（23日のみ）の2種類のコースをご用意
- その分野の第一人者の講義とグループワークの2本立てでより深く政策を学べます
- 修了後には、修了証をお渡しします

本年度のテーマ

「夕張市の財政破綻と再生の経緯」

～破綻の原因と財政再建に向けた10年間の歩みを学び、自治体財政を考える～

本年、財政再生計画の抜本的な見直しが同意され、夕張市の財政再建は一つの節目を迎きました。この機会に、改めて、夕張市の破綻から何を学ぶべきか考えます。

■ 講演予定者

笠松 拓史	北海道大学公共政策学研究センター研究員 (前北海道大学公共政策大学院教授、元総務省自治財政局理事官)
鈴木 直道	夕張市長
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授

詳細は裏面を
ご覧ください

お問い合わせ先：事務局 株式会社道銀地域総合研究所（池田）
TEL/FAX：011-233-3561 E-mail：atsushi.ikeda@doginsoken.jp

開催概要

1. 主 催： 北海道大学公共政策大学院
2. 共 催： 株式会社北海道銀行 株式会社道銀地域総合研究所
3. 後 援： 北海道市議会議長会 北海道町村議会議長会
4. 協 力： 北海道
5. 開催期間： 2日コース：平成29年8月23日（水）～8月24日（木）
1日コース：平成29年8月23日（水）
6. 開催場所： 北海道大学公共政策大学院（札幌市北区北9条西7丁目）
7. 対象・定員：
地方議会議員及び地方議会議員を志す方
2日間（座学・意見交換会・演習）受講：定員20名程度
1日（座学・意見交換会）のみ受講：定員なし
8. 受講料：
2日間受講：8,000円、1日（座学）のみ受講：6,000円
(宿泊代含まず。意見交換会の会費(4,000円)は当日受付で徴収させていただきます。)
9. 申込方法・期限
○応募用紙に必要事項を記載し、ファックス又はメールでお申し込み下さい。
申込先： FAX: 011-207-5220 E-mail: seminar@doginsoken.jp
※応募用紙は公共政策大学院ホームページ(<http://www.hops.hokudai.ac.jp>)にも掲載
○申込期限：2日コース 平成29年7月7日（金）
1日コース 平成29年7月27日（木）
- 2日コースについては、受講の可否を7月12日（水）までにご連絡します。
なお、2日コースの応募者が多数の場合には、抽選等により選考させていただきます。
従って、グループでお申込みの場合、一部の方のみの受講となることがあります。
10. 宿泊： 各自で宿泊場所をご手配下さい。
11. 問合せ先： 池田 淳（株式会社道銀地域総合研究所）
☎/FAX: 011-233-3561 E-mail: atsushi.ikeda@doginsoken.jp

社会人学生募集

北海道大学公共政策大学院では、社会人の入学にも道をひらいています。
社会人の勤務事情等に応じ、3年又は4年の長期履修が可能です。
修了後に議員になった方を含め、これまでに多くの議員が本大学院で学んでいます。

※平成30年度社会人特別選考（日程概要）

【願書受理期間】 平成29年8月21日（月）～24日（木）（当日消印有効）

【学力試験（口述試験）】 平成29年9月16日（土）

くわしくは、事務局（法学研究科・法学部教務担当）に直接お問い合わせくださいか、以下のホームページをご覧ください。

北海道大学法学研究科・法学部教務担当：☎011-706-3120, 3121

北海道大学公共政策大学院ホームページ：<http://www.hops.hokudai.ac.jp>

北海道大学公共政策大学院(HOPS)2017 地方議員向けサマースクール応募用紙

送付先: 道銀地域総合研究所 (FAX:011-207-5220 E-mail:seminar@doginsoken.jp)
期限: 2日コース 平成29年7月7日(金) 1日コース 平成29年7月27日(木)

<氏名(ふりがな)>

千葉 一章
チハヤ カズアキ

<住所> [REDACTED]

<年齢>

41 歳

<性別> ♂ 女

<受講希望パターン(○を付けて下さい)>

1日(座学・意見交換会)のみ

・2日間(座学・意見交換会・演習)

(注)1日目夜の意見交換会は、原則として全員参加です。

<連絡先>

- ① 電話
- ② ファックス
- ③ E-mail

(注) E-mail アドレスがある方は必ずご記入願います。

<職業と議員経験>

(注) 現職の正副議長、正副議長の経験者は、その旨もお書き添え下さい。

- ① 現職議員の方(職業、所属議会名(現在〇期目)、他にも議員経験がある場合は議会名と期数)

稚内市議会 1期目

- ② 元職の方(職業、これまで経験した議会名と期数)

- ③ その他の方(職業、志望する議会名)

<応募動機>

昨年に参加した内容を充実化していること

HOPS 北海道大学公共政策大学院

2017

『地方議員向けサマースクール』

1日コース

受 講 票

開催日時 平成29年8月23日（水）13:00

会 場 北海道大学公共政策大学院

札幌市北区北9条西7丁目

Tel. 011-233-3561 (株)道銀地域総合研究所)

ご参加者名

千葉 一幸 様

※セミナー当日は、本状をご持参願います。

※車での来場はご遠慮願います。

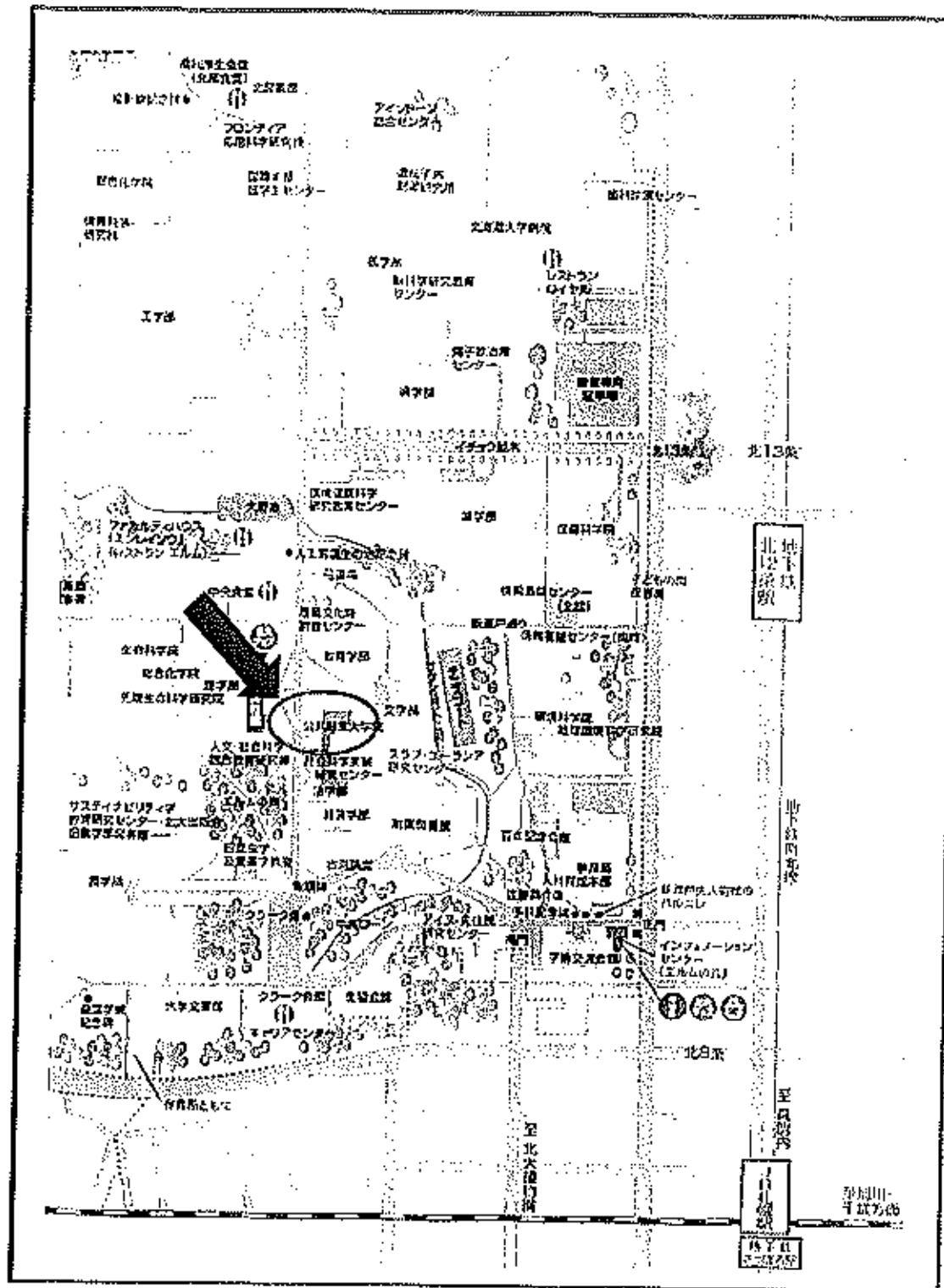
【お問い合わせ先】

株式会社道銀地域総合研究所 総務部 担当：池田

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀別館ビル6階

TEL 011-233-3561

会場案内図



2017 地方議員向けサマースクール（1 日コース）受講者各位

受講手続きについて

この度は、北海道大学公共政策大学院地方議員向けサマースクール（1 日コース）にお申込みいただき、誠にありがとうございました。受講料の振込等、受講までの手続きにつきましてご案内します。

受講料につきましては、以下の要領でお振込みくださいますようお願い申し上げます。

皆様のご来校をお待ちしております。

1. 郵送内容

- | | |
|-----------|---------|
| ・受講手続について | 1枚（本通知） |
| ・会場地図 | 1枚（裏面） |
| ・振込用紙 | 1枚 |
| ・受講票 | 1枚 |

2. 受講料

(1) 金額 : 6,000 円

(2) 納付方法 : 封筒しております所定の振込用紙をご利用の上、銀行又は郵便局からお振込み願います。その際、お振込みは ATM(現金自動預払機)ではなく必ず窓口で行い、振込用紙の E 票を受領し講座初日の受付時にご提出ください。

なお、受講料は一度納入されると、受講を辞退された場合を含め、いかなる場合でも、お返しできませんのでご了承ください。

また、領収書が必要な方は事前に下記までご連絡ください（支払費目（会議費等）も含めてご連絡願います）。

3. その他

(1) この講座に関するお問合せ先

株道銀地域総合研究所 総務部 池田 淳

TEL 011-233-3561 E-mail : atsushi.ikeda@doginsoken.jp

(2) 講座初日の受付時間・会場は以下の通りです。なお、お車での来校はご遠慮願います。

受付時間 : 8 月 23 日（水）12：45 ~13：00

会場 : 文系共同講義棟 1 階 6 番教室

(3) 意見交換会の会費（4,000 円）は当日会場受付で徴収させていただきます。

以上

北海道大学札幌キャンパス地図

地下鐵
北條駅

白茶

人文・社会科学総合 教育研究棟（W 棟）

文系共同講義棟 (W 棟を通ってお入りください)

• 3333333333333333

北大出版社

三

卷之三

卷之三

三

三

100

100

卷之三

下

三

2

1

1

六

※学部と同じ建物の大学院は名前を省略している。
※〔 〕は他機関の建物を示す。

2017 サマースクール配布一覧 (地方議員向け1日コース)

1. 受講者名簿 (コース別)

2. サマースクール日程表

3. アンケート調査票

4. 配布資料

① 夕張の破綻から学ぶ「道内市町村に求められる財政運営」

② 人口減少社会における地方財政

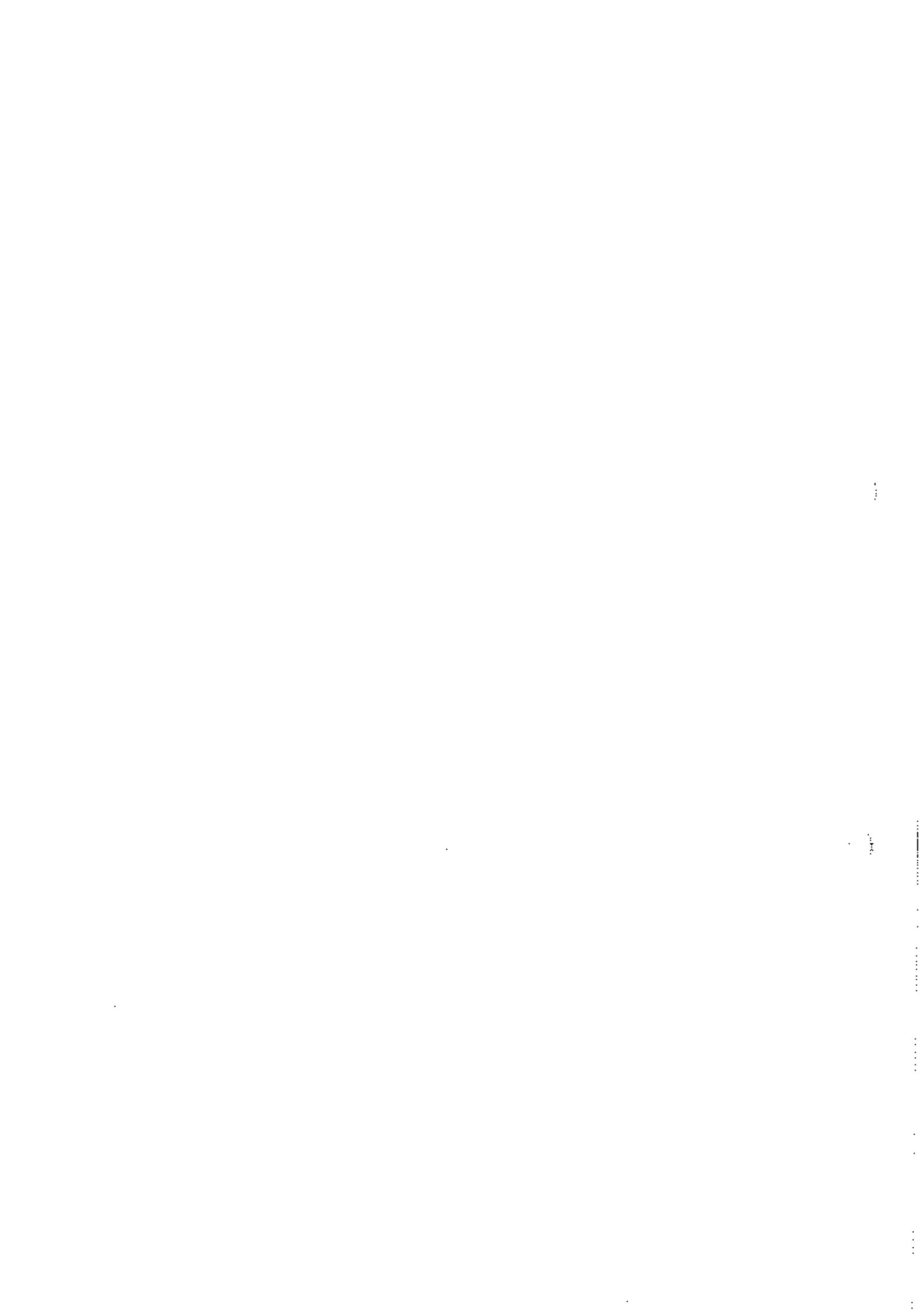
5. その他

① 館内案内図



HOPS 2017 北海道大学政策大学院 地方議員向けサマースクール日程

月 日	時 間	場 所	内 容
8月 23日 (水)	12:45 ~ 13:00 13:00 ~ 13:15	6番	受付 ◆開講オリエンテーション 開講あいさつ 北海道大学公共政策大学院院長 写真撮影（集合写真） 高野 伸栄
	13:30 ~ 15:00 (1.5 時間)	6番	<座学> ◆夕張の破綻から学ぶ「道内市町村に今求められる財政運営」 北海道大学公共政策学研究センター研究员 笠松 拓史 (前北海道大学公共政策大学院教授、元総務省自治財政局理事官)
	15:15 ~ 16:45 (1.5 時間)	6番	◆夕張市の財政破綻と再生に向けた取り組み 夕張市長 鈴木 直道
	17:00 ~ 18:00 (1 時間)	6番	◆人口減少社会における地方財政 関西学院大学人間福祉学部教授 小西 砂千夫
	18:05~18:25	6番	◆1日コース修了証書授与 北海道大学公共政策大学院院長 高野 伸栄
	18:30 ~ 20:00	インハイ	◆意見交換会（夕食懇談会・立食） 場所：エンレインソウ
8月 24日 (木)	8:45 ~ 11:45 (3 時間)	W402 W303 W403 W406 W407	<演習・グループ討議> ◆ケーススタディの検討（地方自治体の財政分析・改善方策の事例演習） A班 北海道大学公共政策大学院教授 石井 吉春 B班 北海道大学公共政策大学院教授 榎本 芳人 C班 北海道大学公共政策大学院准教授 村上 裕一 D班 北海道大学公共政策大学院准教授 荒川 渥 E班 北海道大学公共政策大学院専任講師 武藤 俊雄
	12:45 ~ 14:15 (1.5 時間)	W201	<演習・全体討議> ◆ケーススタディの検討結果の発表・意見交換 北海道大学公共政策大学院教授 石井 吉春 北海道大学公共政策大学院教授 榎本 芳人 北海道大学公共政策大学院准教授 村上 裕一 北海道大学公共政策大学院准教授 荒川 渥 北海道大学公共政策大学院専任講師 武藤 俊雄
	14:25 ~ 14:45	W201	◆閉講オリエンテーション 2日間コース修了証書授与・閉講あいさつ 北海道大学公共政策大学院院長 高野 伸栄



人口減少社会における地方財政

関西学院大学 小西砂千夫

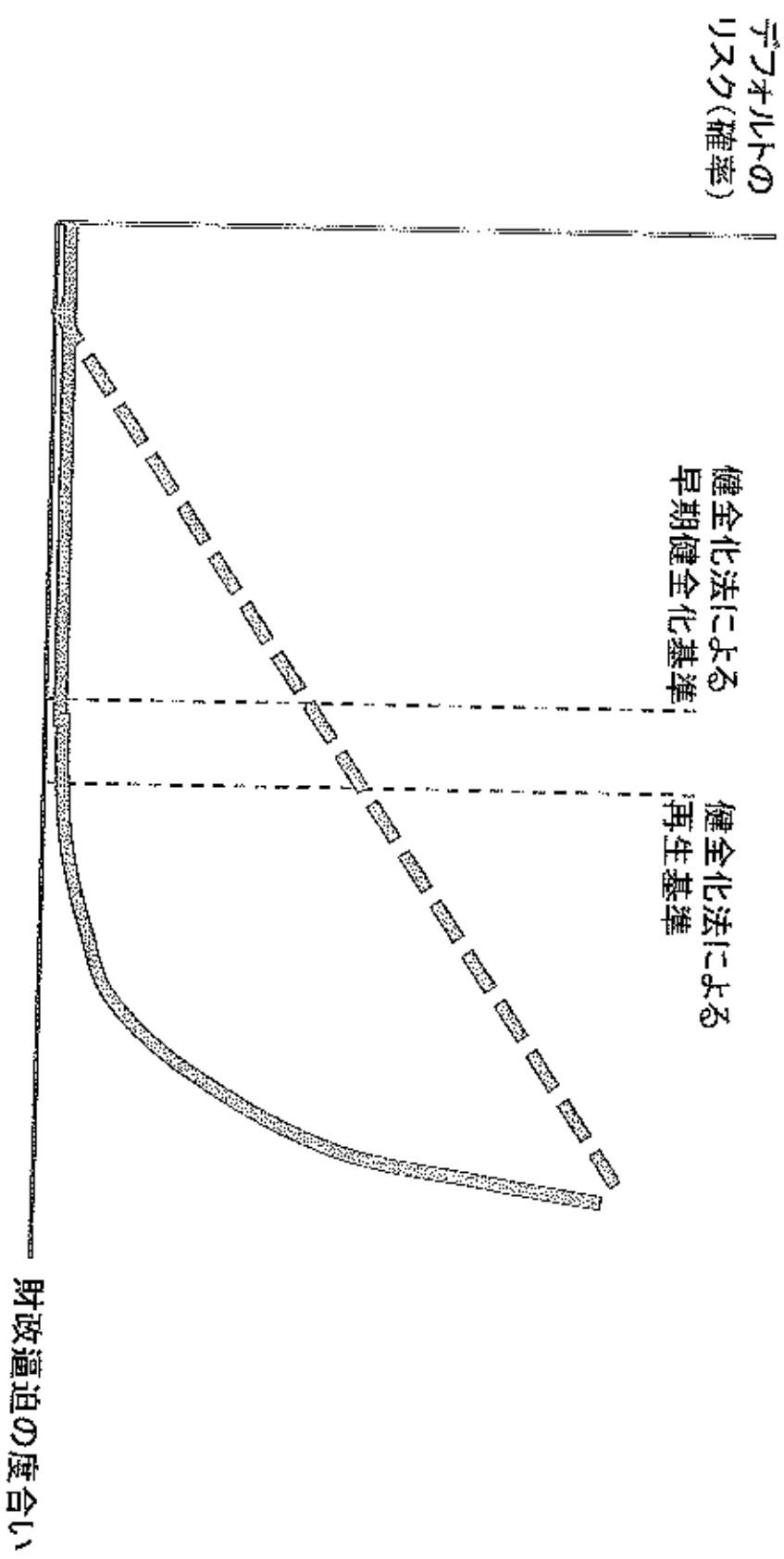
論点として

- ▷ 第二の夕張とは言わないでほしい
- ▷ 地方財政はどこで健全性を維持しているのか
—現金主義会計と発生主義会計の話
- ▷ 人口減少社会で歳入は伸び悩む?
- ▷ 社会保障・税一体制改革
- ▷ 公共施設の適正管理と公営企業の経営のあり方

地方債の安全性をめぐる説明

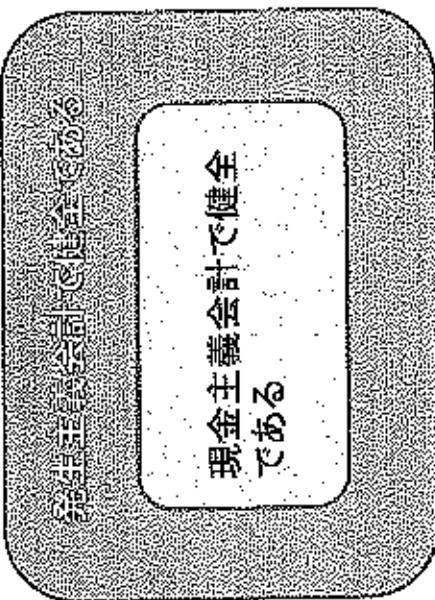
- ① 地方債の元利償還に要する財源の確保
自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部
を算入
- 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障
- ② 早期是正措置としての起債許可制度
実質公債費比率が 18%以上 の地方公共団体に対する起債制限
赤字団体への起債制限
- 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限
- ③ 財政の早期健全化、財政の再生
財政指標の公表による情報開示の徹底
財政指標が早期健全化基準以上となつた団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
財政指標が財政再生基準以上となつた団体について国等が関与した財政再生

財政逼迫と地方債のデフォルトリスク



現金主義会計と発生主義会計の関係：民間企業と政府財政の違い

民間企業の場合



政府財政(建設公債主義)の場合



発生主義会計で健全であれば、償還能力があるとみなされるので、金融機関から融資を受ければ、現金主義会計で不健全となることがない、
→発生主義会計の方が相対的に重要

建設公債主義では、発生する費用に前倒しで税金等を投入して負担することが求められ、資金不足を借入でしのぐことができないので、現金主義会計で不健全でなければ、発生主義会計は基本的に不健全になることはない、
→現金主義会計の方が相対的に重要。

自治体における貸借対照表と純資産

A

預貯現金(預金)等

E

b

国庫支出金

D

G

減価償却

a

c

一般財源

元本償還額

B

C

F

e

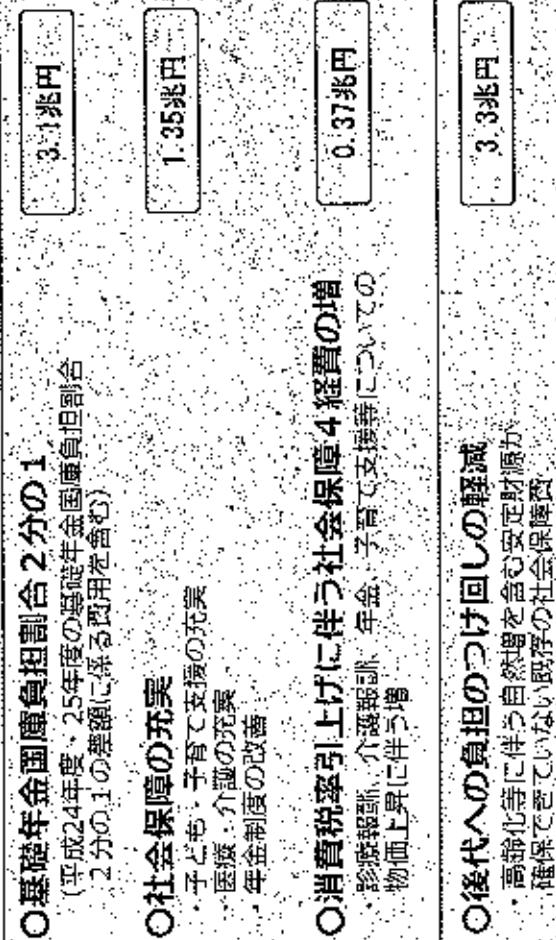
f

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

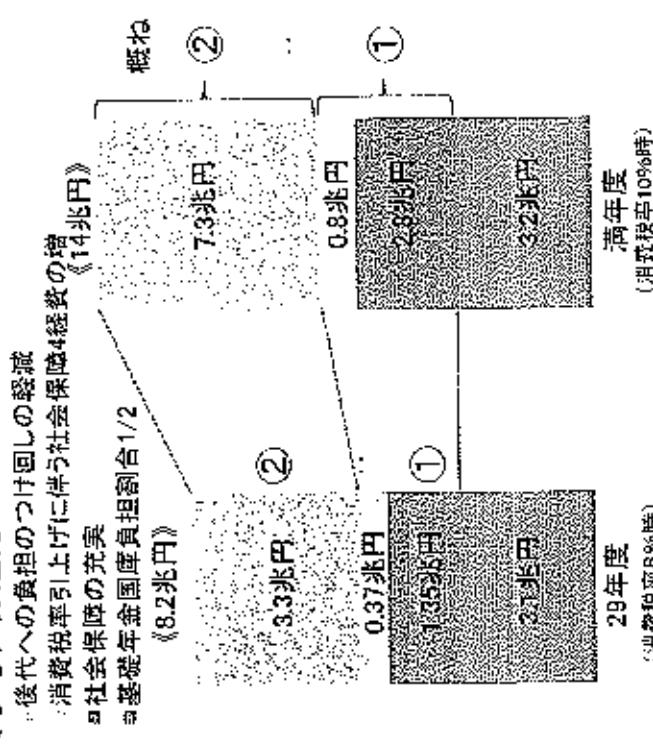
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けます。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で接分した額をそれぞれに向けます。

＜29年度消費税増収分の内訳＞

《増収額計：8.2兆円》



（参考）算定方法のイメージ



（注1）金額は公表（国及び地方の合計額）である。
（注2）上記の社会保障の充実に係る消費税増収分（1.35兆円）とは社会保険料による財政効果（▲0.49兆円）を活用し、社会保険の支給（1.14兆円）の財源を確保。
（注3）満年度の計算は、医療費率による増収分についての財源確保分を含む。

社会保障・税一體改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
消費税	⑥ 8%への引き上げ	○	○	○	○	⑥ 10%への引き上げ
子ども・子育て支援	○	④ 予定通り27年4月から実施	○	○	○	○
	⑥ 育児休業中の経済的支援の強化	○	○	○	○	○
	⑥ 診療報酬改定	○	○	○	○	○
○(医療分)	○	○	○	○	○	○
○(介護分)	○	○	○	○	○	○
医療・介護	○	○	○	○	○	○
	④ 国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充	○	○	○	○	○
	④ 国保への財政支援の拡充	○	○	○	○	○
	⑥ 高額療養費の見直し	○	○	○	○	○
一部段階的に実施	○	○	○	○	○	○
	⑥ 地域支辨事業の充実	○	○	○	○	○
一部実施	○	○	○	○	○	○
	⑥ 介護保険1号保険料の低所得者軽減強化	○	○	○	○	○
	○ 適応・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	○	○	○	○	○
年金	○	○	○	○	○	○
	⑥ 年金生活者支援給付金	○	○	○	○	○
	⑥ 受給資格期間の短縮	○	○	○	○	○

(注)年金生活者支援給付金と介護保険1号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実の考え方につけて記載。(消費税率10%時までに実施)



夕張の破綻から学ぶ 「道内市町村に今求められる財政運営」

地方議員・地方公務員サマースクール
2017年8月23日

北海道大学 公共政策学研究センター 研究員
(前 北海道大学公共政策大学院 教授)
笠松 拓史
(現 地域総合整備財団<ふるさと財団> 事務局長)

本日の内容

※ なお、この印刷物からは17,19,40,47,48,53頁の計6枚のスライドを抜いています。

I 夕張市の破綻について

II 健全化法立法の経緯・内容

III 今求められる財政運営

自己紹介

- 北海道美唄市(空知)出身、美唄市内の小・中学校を卒業し、高校は札幌市内
- 平成4年自治省(現 総務省)入省
- 震ヶ関では、総務省自治財政局(健全化法を立法)・自治行政局、地方分権推進委員会事務局、内閣府等に勤務
- 地方公共団体では、青森県(地方課)、石川県(財政課長)、滋賀県(商工観光労働部長)、大津市(副市長)に勤務
- 平成18年10月～平成20年3月迄、健全化法の立法を担当
- 平成27年～本年3月迄、北海道大学公共政策大学院で、地方行財政を専門分野とした実務家教員として勤務

| 夕張市の破綻について

平成19年4月夕張市長選 ①

出典：講談社「追跡・『夕張』問題」（北海道新聞取材班）

<4月11日告示前公開討論会> コーディネーター・森 北海学園大学教授の質問
「夕張市が財政破綻した理由は？」 ⇒ 候補者7名の発言は…

1 若林丈人氏（前野田市議）

○中田前市長が当選したとき市の借金額は既に赤信号になっていた。それが粉飾決算で悪化した。民間なら刑事事件。この問題を明らかにしなくては国や道と対等な交渉はできない。

2 羽柴秀吉氏（五所川原市会社役員）

○第三セクターの粉飾決算などに対し、みんながくさいものに長くフタをし続けた結果だ。市議会が100%機能し、徹底した情報公開が必要。

3 作出龍一氏（春日井市）

○原因は市役所で市政を預かるみなさん（市職員）がものを見る目がなかったからだ。

平成19年4月夕張市長選 ②

出典：講談社「追跡・『夕張』問題」（北海道新聞取材班）

4 藤倉肇氏（前北海道ヨコハマタイヤ販売社長）

○市長や市議会議員など上に立つ人に、資質や志、市民の声を聞くという態度が欠けていたから破綻した。大切なのは市長のリーダーシップや志。市民委員会や外部監査を導入し、情報公開を徹底していくことが必要だ。

5 森谷猛氏（元夕張市議）

○財政破綻は北炭事故が原因。（夕張を牛耳っていた）北炭は逃げ出し、市は残された炭住などを引き取った。それに対し国は反応しなかった。

6 鴨川忠弘氏（元大西町（現今治市）町議）

○市議たちが、議会人として市政をきちんとチェックできなかつたのが最大の原因。情報公開も不十分だった。夕張の人は優しいから市長や市議会を許してきたが、今後はそういうことに怒るべきだ。そうしないと夕張は再生しない。

7 千代川則男氏（診療所職員・夕張市議）

○北炭の病院を市が9億7千万円で引き受けるなど、考えられないようなことが長く続いたためだ。こんなことはもう起こらないだろう。

夕張市破綻の経緯

【平成18年】

- 6月10日 北海道新聞が「市のー時借入金300億円、負債総額500億円」と報道 ⇒ しかし市は自主的再建を目指す
その後 道が「財政再建団体の申請」の検討を市に要請
金融機関が懸念、資金繰りの見通しが不透明
- 6月20日 市長が財政再建団体への申請を市議会で表明
- 6月21日 道庁職員を夕張市に派遣し債務状況を調査
⇒「夕張市の財政運営に関する調査」(H18. 9. 11)
- 6月22日 空知5市1町の「ヤミ起債」を読売新聞が報道
(夕張市・歌志内市・赤平市・三笠市・芦別市・上砂川町)
ヤミ起債残高：13億9千万円 (H18年7月末現在)
- 7月28日 議会委員会にH17年度決算赤字額等を報告
それ迄 市はH17年度決算を黒字とする方針

6

夕張市破綻の経緯

【平成18年】

- 9月4日 「財政再建の基本的な考え方」発表
- 9月29日 市議会が財政再建団体申請を可決
- 11月29日 石炭の歴史村観光が自己破産申請

⇒ 平成18年度～36年度まで、19年間もの「財政再建計画」

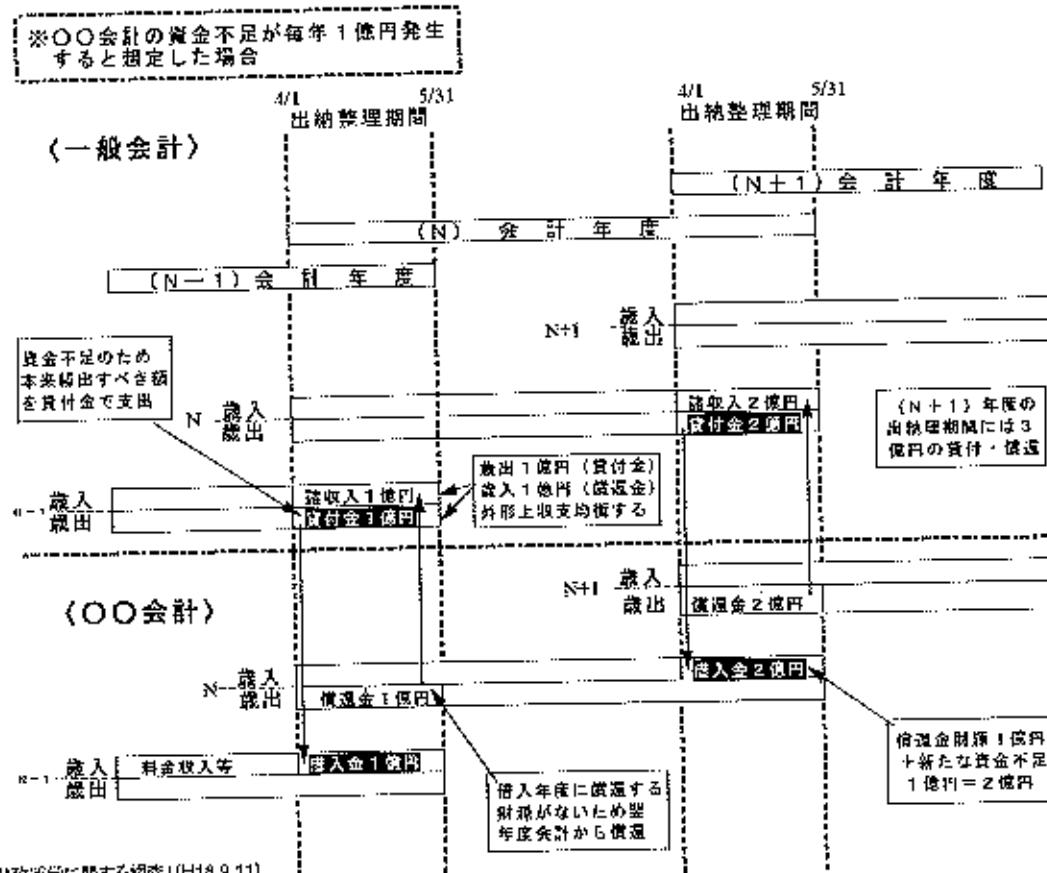
例) 施設使用料5割引上げ、入湯税新設、軽自動車税1.5倍、ゴミ有料化、保育料・下水道料金の引上げ、小・中学校は各1校(小7校、中4校)

【夕張市の財政破綻の原因は何か？】

その一つとしては ⇒ “ジャンプ”方式

7

夕張市の「ジャンプ」



出典:北海道「夕張市の財政運営に関する調査」(H18.9.11)

ジャンプの開始時期

夕 張 市	普通 会計	一般会計		一般会計		
	特別会計	住宅管理事業		公営住宅の管理		
	公営 事業	法適用	上水道事業	上水道の管理運営	H16年度～	
	企業		病院事業	市立病院の管理運営	H17年度～	
	会計	法 非適用	公共下水道事業	下水道の管理運営	H 4年度～	
			市場事業	青果、水産物等の卸売		
			観光事業	各種観光施設の設置、管理	H15年度～	
			宅地造成事業	宅地の造成、分譲	H 7年度～	
			事業会計	国民健康保険事業		
				国民健康保険の運営		
				老人保健医療事業	老人医療費の支払等	H 6年度のみ
				介護保険事業	介護保険の運営	H14年度～

出典：北海道「夕張市の財政運営に関する調査」(H16.9.11)

9

破綻直後の赤字額

【平成17年度決算ベース実質赤字額の状況】

(単位：億円)

区分		分	一時借入金のうち実質的な資金不足額	実質赤字額
普通 会計	一般会計	一般会計	145.4	40.6
	特別会計	住宅管理事業	-	-
公営事 業会計	法適用	上水道事業	-	▲ 0.5
		病院事業	27.0	39.4
	法非適用	公共下水道事業	-	10.4
		市場事業	-	▲ 0.2
		観光事業	90.0	144.7
		宅地造成事業	-	19.2
		国民健康保険事業	9.5	4.2
		老人保健医療事業	4.0	▲ 0.6
		介護保険事業	-	0.1
	合 計		275.9	257.3

※ 288.1 億円（中間報告の短期借入金残高）－ 12.2 億円（公社・三セクの債務）－ 15.9 億円（夕張木炭製造への貸付金）－ 2.7 億円（病院会計及び水道会計未収金）＝ 257.3 億円

出典：北海道「夕張市の財政運営に関する調査」(H16.9.11)

10

かつての夕張市

かつての夕張:石炭エネルギーの供給基地として発展



出典:「夕張市の再生方策に関する検討委員会」資料(H27.10.28)

16

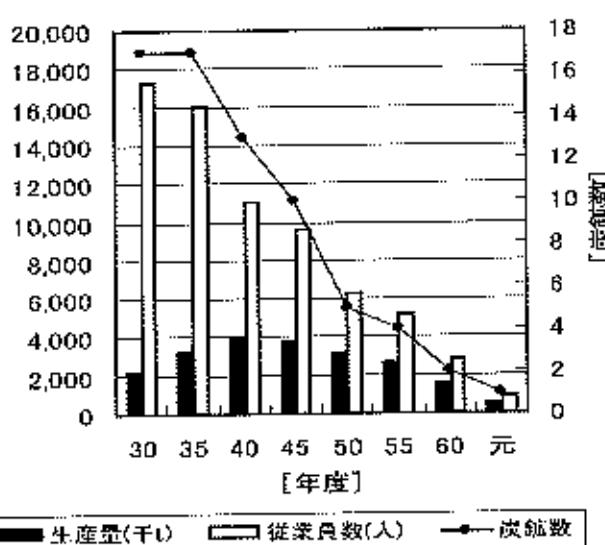
夕張市の石炭産業の衰退

夕張市の石炭鉱業は、国産エネルギー増産という国策の下、戦後復興を支えてきた。しかし、石炭から石油へのエネルギーの政策転換により、石炭鉱業は衰退した。

■炭鉱数・生産量及び従業員数

年	炭鉱数	生産量 (千t)	従業員数 (人)
1960	17	3,297	16,027
1965	13	4,036	11,025
1970	10	3,762	9,617
1975	5	3,173	6,290
1980	4	2,653	5,202
1982	3	2,056	3,141
1985	2	1,528	2,796
1987	2	935	998
1988	1	627	958
1989	1	522	885
1990	—	—	—

(図1) 炭鉱数・生産量及び従業員数の推移



出典:「夕張市の再生方策に関する検討委員会」資料(H27.10.29)

17

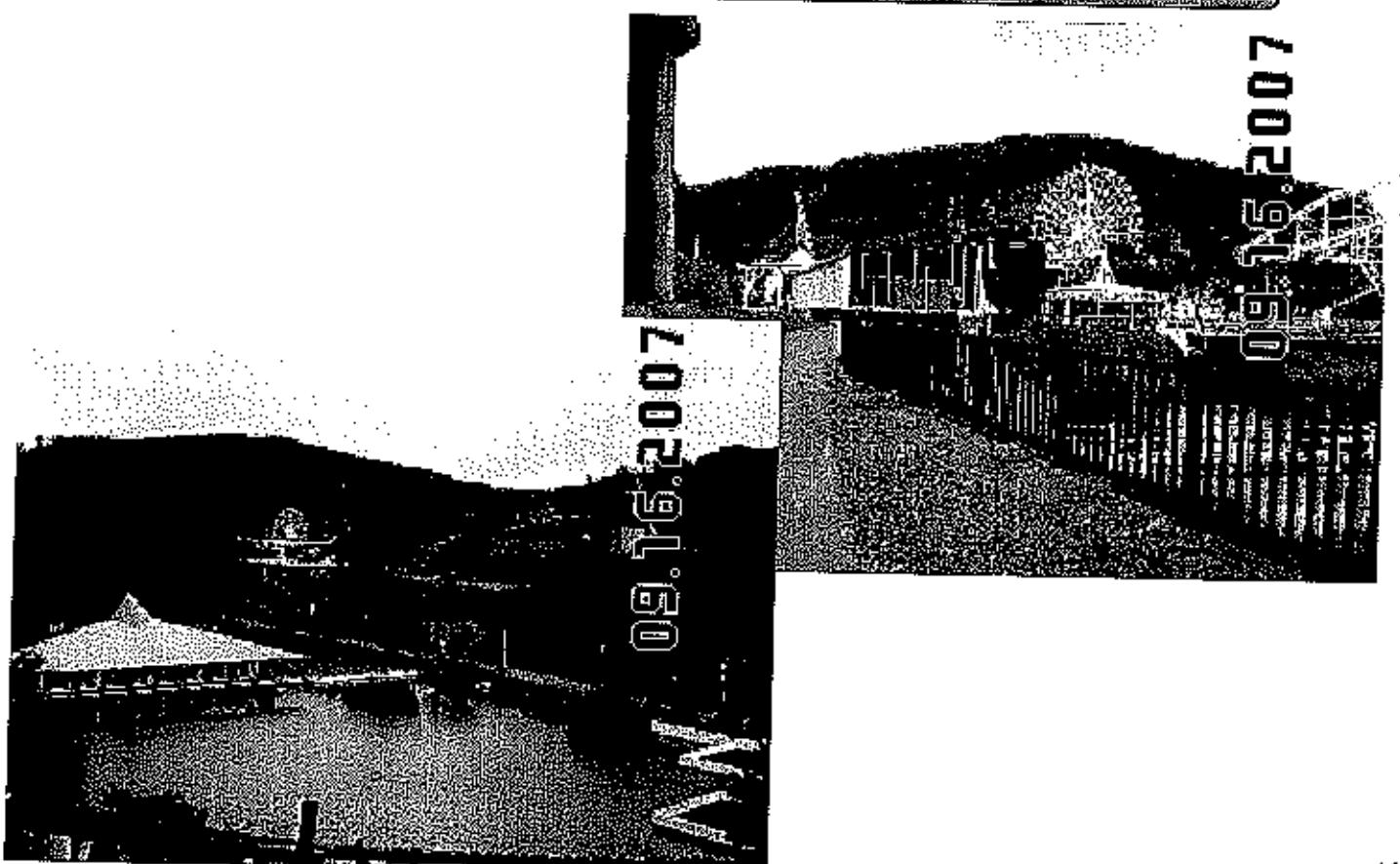
「炭鉱から観光へ」～観光施設整備に積極投資

年	整備内容
1980年	石炭博物館 SL館
1981年	炭鉱生活館
1983年	知られざる世界の動物館 アドベンチャーファミリー(遊園地施設)
1985年	めろん城(農産物処理加工施設)
1986年	ホテル・シーサロ
1988年	ロボット大科学館
1990年	幸福の黄色いハンカチ想いでひろば 第一回ゆうばり国際ファンタスティック映画祭開催
1991年	民間企業によりホテルマウントレースイ竣工
1994年	夕張鹿鳴館(旧炭鉱会社所有の迎賓館)観覧開始
1995年	ファミリースクールひまわり(廃校活用施設)
1996年	ユーパロの湯(夕張温泉 夕鹿の湯)

出典:「夕張市の再生方策に関する検討委員会」資料(H27.10.20)

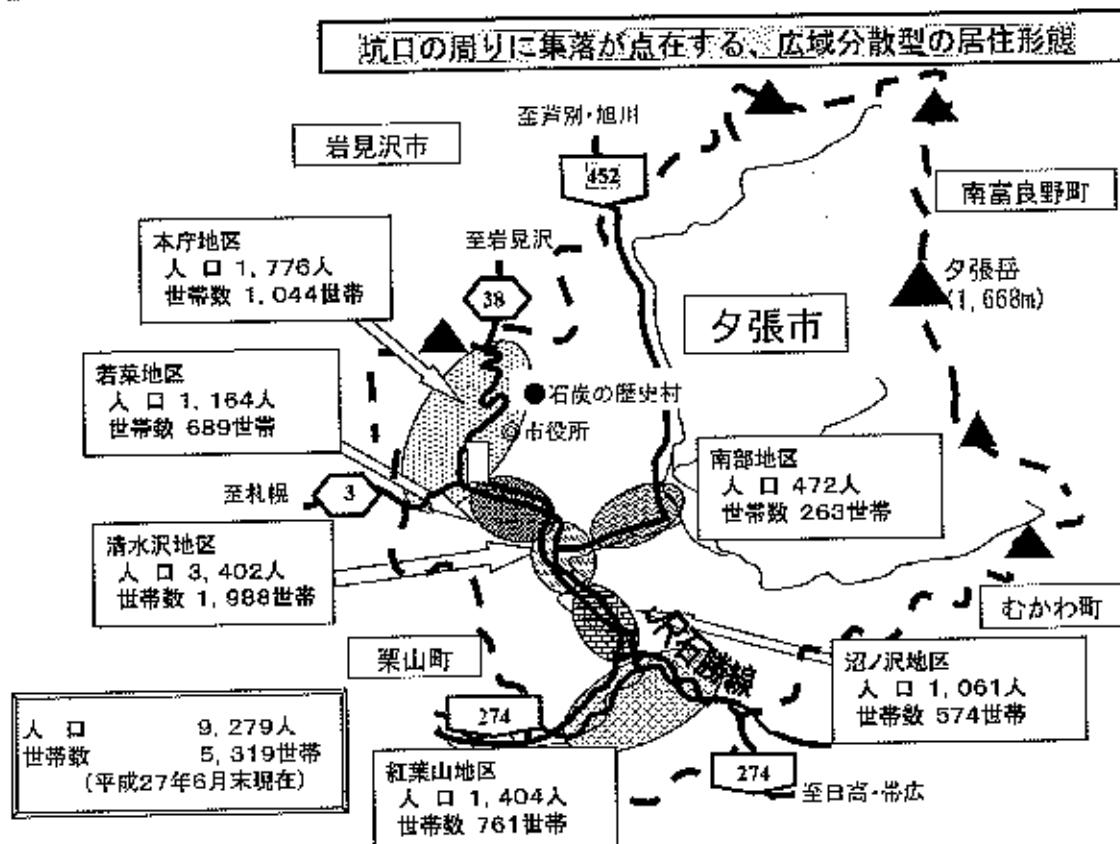
13

夕張市の観光施設



14

夕張市の地形と分散する「地区」



出典:「夕張市の再生方策に関する検討委員会」資料(H27.10.29)

15

破綻について夕張市の分析

＜多額の実質赤字を抱えるに至った要因＞
(夕張市財政再建計画(H19.3.6)より)

- 1 炭鉱閉山による人口減少に伴い歳入が大幅に減少
- 2 歳出規模の拡大
 - ① サービス水準の見直しが大きく立ち遅れたこと
 - ② 組織のスリム化が大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分であったこと
 - ③ 観光施設整備による公債費等の負担、三セクの運営への赤字補てんの増大等
- 3 不適正な財務処理
 - ・ 会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことで赤字決算の先送り

16

「情報提供」と「お上(かみ)」

出典:『論語一泰伯』

○子曰、民可使由之、不可使知之
「(民は之に)由らしむべし(、之に)知らしむべからず」

(本来の意味)

為政者は、民にいちいち政治を説明しなくともよいように、日頃から信頼を寄せてくれるような人格者になりなさい。

II 健全化法立法の経緯・内容

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月3日大田弘子座長)

2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”的整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”的検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”的制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

21

新しい地方財政再生制度研究会報告書(抜粋)その1

○第1回(H18.8.31)～第11回(H18.12.8)開催

平成18年12月8日

大田 弘子座長

II 現行制度の概要と課題

2. 課題

再建法における再建制度(準用再建)には、以下のような課題を指摘することができる。

- ①各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観点を念頭に置いた分かりやすい財政情報の開示がなされていないこと。また、財政指標及びその算定基礎の客觀性・正確性等を担保する手段が十分でないこと。
- ②再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。このため、本来早期に財政の健全化に取り組むことにより対処すべきものが、事態が深刻化し、結果的に長期間にわたる再建に陥ってしまいかねないこと。また、このことにより、最終的に住民に過大な負担を求めることになりかねないこと。

22

新しい地方財政再生制度研究会報告書(抜粋)その2

○第1回(H18.8.31)～第11回(H18.12.8)開催

③実質収支(赤字)比率(フロー指標)のみを再建団体の基準に使っているため、例えば実質公債費比率など他の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にならないこと。また、主として普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が考慮されていないこと。

④再建を促進するための仕組みが限定的であること。

(中 略)

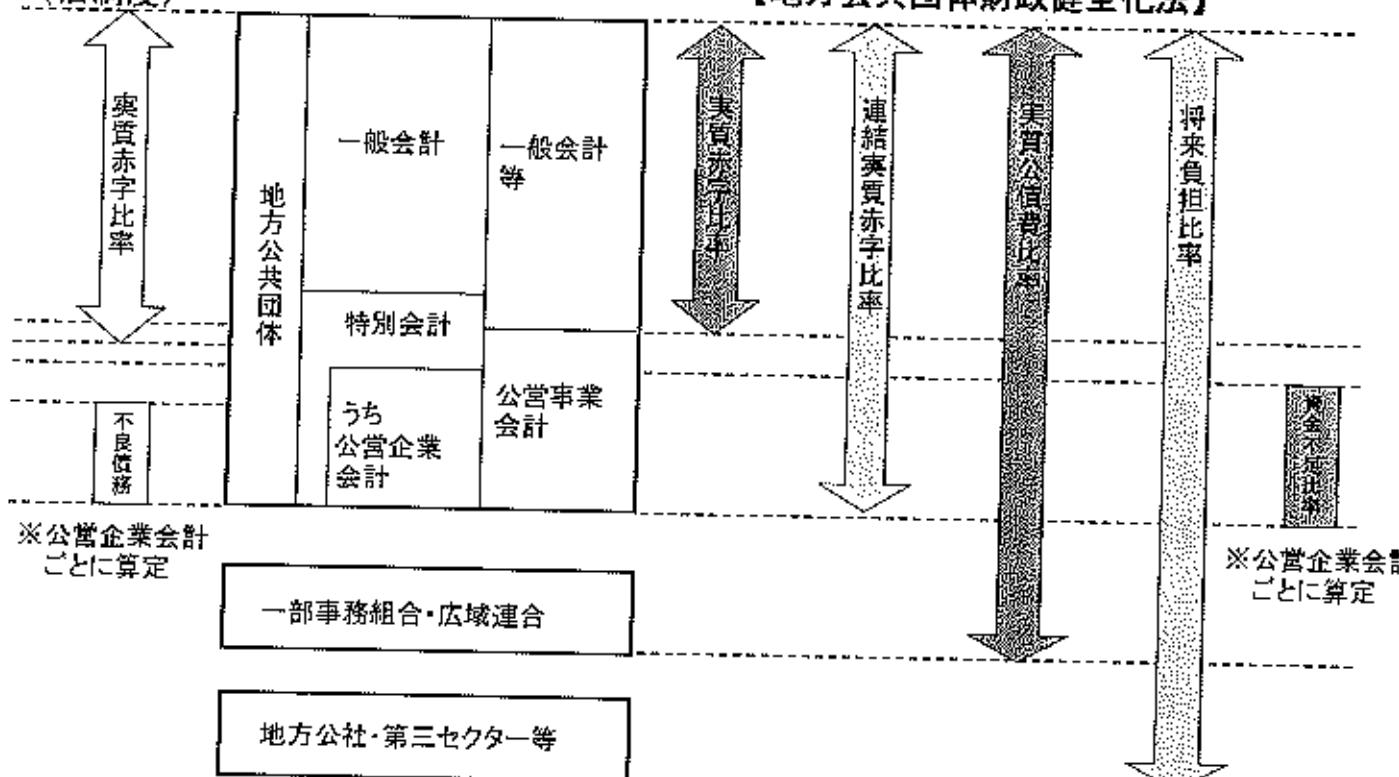
以上の課題を克服するとともに、地方公共団体の運営においては、何より住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが重要であることを踏まえ、透明なルールに基づく早期是正スキームを設け、それでも改善しない場合に再生スキームが適用される、2段階の新たな手続を構築する必要がある。

23

4つの指標...健全化判断比率

(旧制度)

【地方公共団体財政健全化法】



24

健全化判断比率等の算出式

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率 =

標準財政規模

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 = 線上充用額 + (支払総延額 + 事業総越額)

連結実質赤字額

連結実質赤字比率 =

標準財政規模

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、

実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

実質公債費比率 = $\frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）}}{\text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$

(3か年平均)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 满期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

25

将来負担額 = (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金の不足額

資金不足比率 =

事業の規模

・資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流动負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (線上充用額+支払総延額・事業総越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流动資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

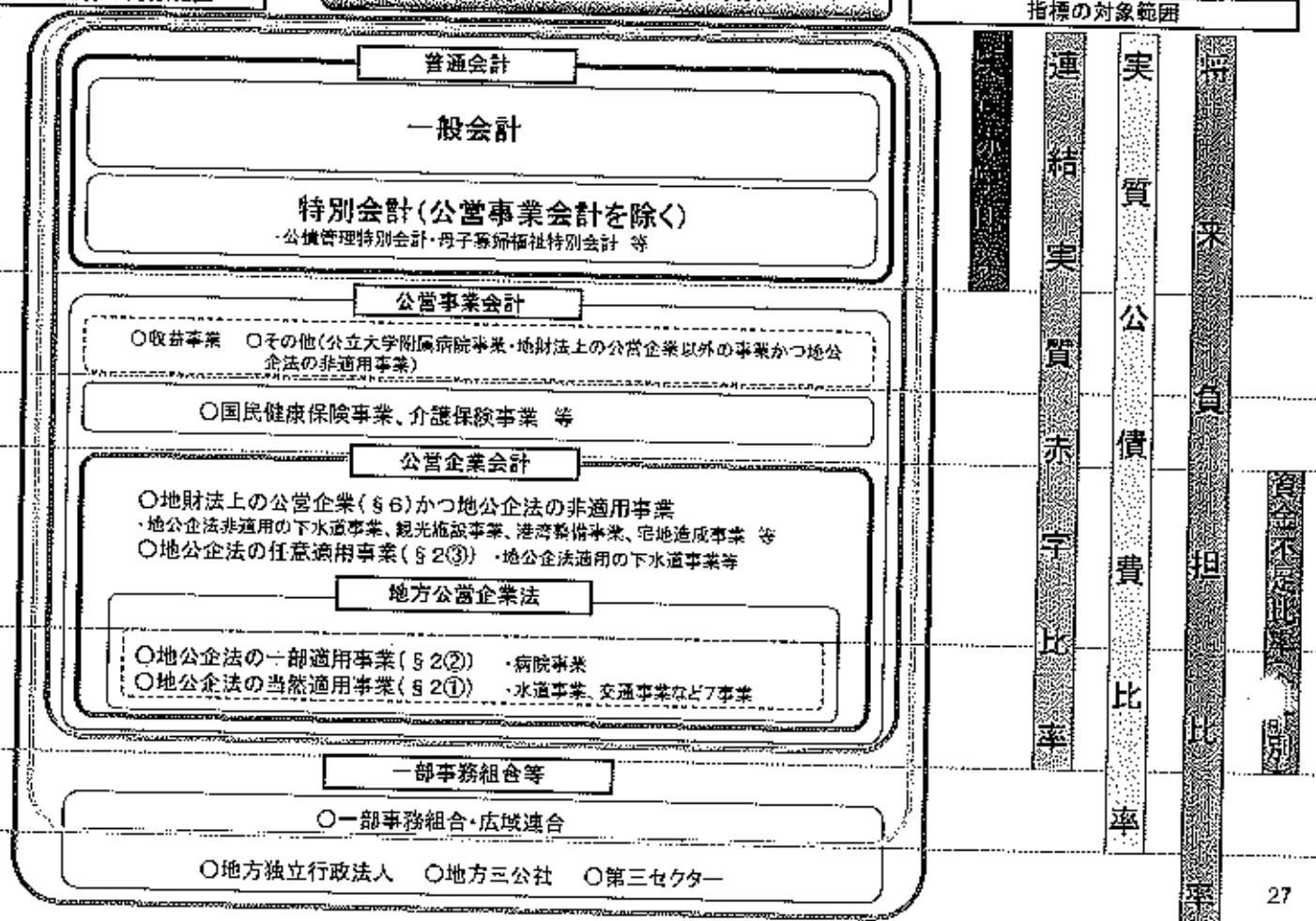
※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規査」(前述した資金規査)を示す資本及び負債の合計額とする。

26

健全化法の対象会計

旧法の指標の対象範囲	
実質赤字比率	連続実質赤字比率
対象外会計	実質公債費比率
(会計別) 不良債務	将来負担比率

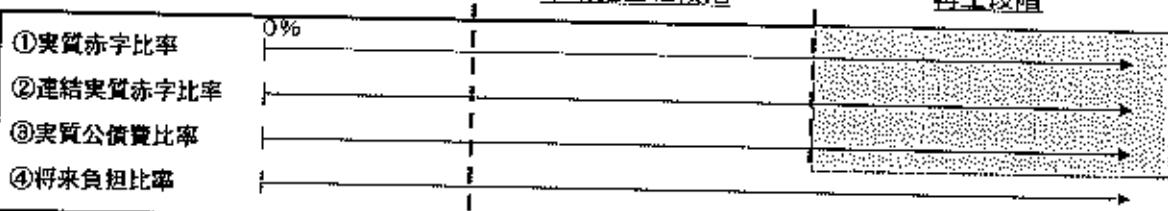


早期健全化: 再生よりも早期の自主改善を促す仕組み

(財政の早期健全化・再生)

$\alpha\%$ 早期健全化段階 $\beta\%$ 再生段階

財政悪化



早期健全化団体の計画目標

- ①は均衡する(0%)こと
- ②～④は α を下回ること

再生団体の計画目標

- ①は均衡する(0%)こと
- ②～④は α を下回ること

(参考)現行の再建制度

※現行の再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる

早期健全化団体

再生団体

準用再建団体

(公営企業の経営健全化)

$\gamma\%$

公営企業会計 ⑤資金不足比率

⑤

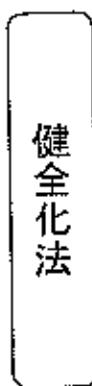
経営健全化団体

計画目標
⑤は γ を下回ること

28

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

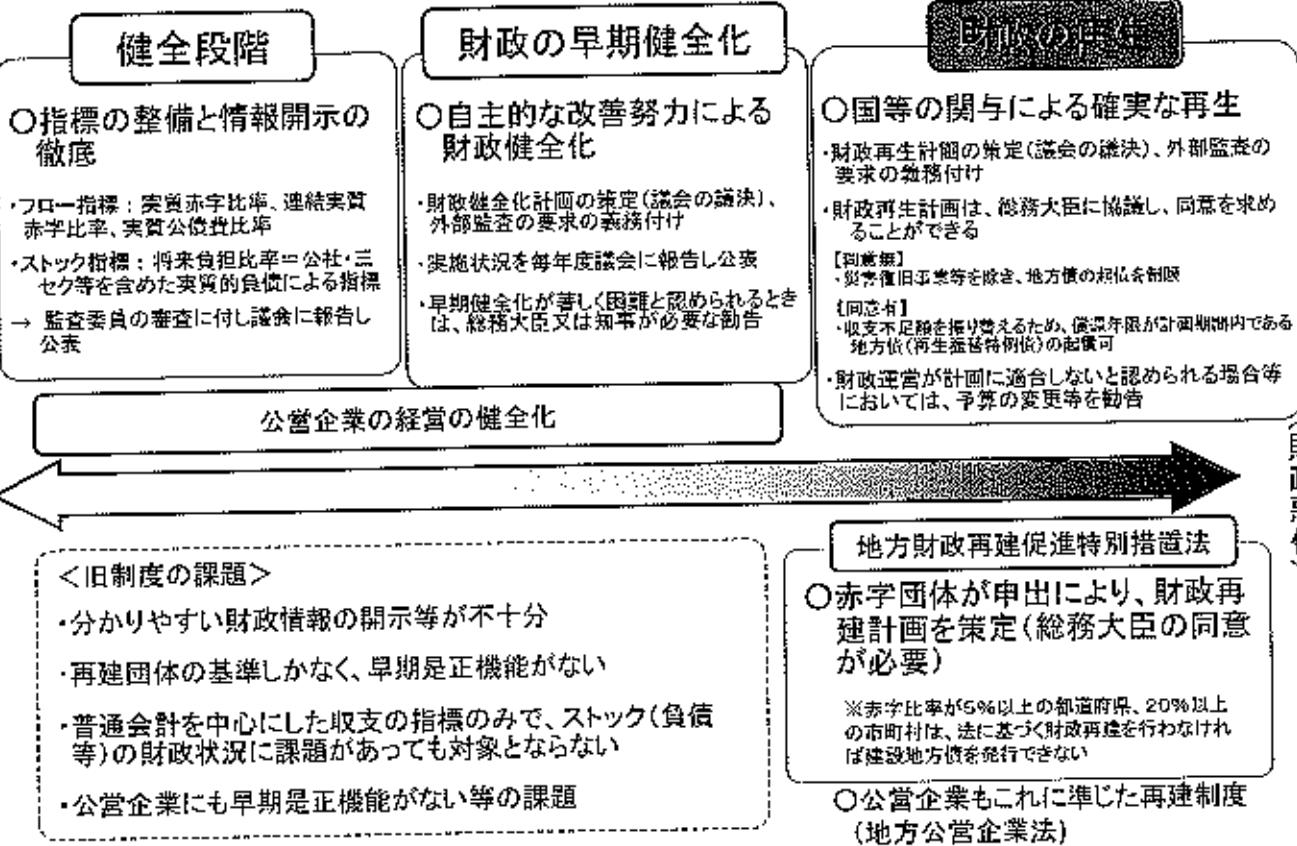
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



(健全財政)



(財政悪化)



健全化法の主な内容 ①

I 健全化判断比率の公表等

- 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。
 - ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続等

- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政健全化計画を定めている地方公共団体(財政健全化団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- また、これらについては、総務大臣・都道府県知事への報告、総務大臣・都道府県知事による公表が義務づけられている。

健全化法の主な内容 ②

3 国等の勧告

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

III 財政の再生

1 財政再生計画

- 再生判断比率(Ⅰ①～③)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- また、これらについては、総務大臣への報告、総務大臣による公表が義務づけられている。

3 地方債の起債の制限

- 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

31

健全化法の主な内容 ③

4 地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

- 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債(再生振替特例債)を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

- 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
- 経営健全化計画の策定手続については、Ⅱ 2 及び 3 と同様である。

V その他

1 外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となつた場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

32

健全化判断比率・資金不足比率に係る監査委員の審査

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ・ 意見の決定は、監査委員の合議
 - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け

(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(第22条)

2. 監査委員による審査の留意点

- 健全化判断比率及び資金不足比率についての客觀性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされている。
- 「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」等を活用した監査委員による審査等の実施。
- 「健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ」に基づき、監査事務局と財政部局が事務作業についての十分な共通理解を得た上で、審査等の実施時期を検討。

33

健全化判断比率等の評価に係る留意事項

- ✓ 早期健全化基準を下回れば問題がないということでは全くない。
- ✓ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については、赤字・資金不足があれば、解消すべき。
- ✓ 連結実質赤字比率の数値上問題がないとしても、赤字会計については対処が必要。
- ✓ 実質公債費比率、将来負担比率については、その要素の分析が重要。
- ✓ 将来負担比率については、同じ水準でもいかなる債務償還ペースかが財政運営に大きく影響。
- ✓ 資金不足比率については、一般会計からの繰り出しの状況も合わせた分析が重要。

健全化法の公認年次報告書

34

連結実質赤字比率の一例

連結実質赤字比率は0%であるが……

一般会計等の収支

一般会計等
2%

上水道事業会計

12%

公営事業会計の
収支

病院事業会計
8%

下水事業会計 3%

国保会計 3%

- ✓ 一般会計の実質収支は安定的か。
- ✓ 基金の取崩しによる収支改善など、特殊要因はないか。
- ✓ 資金不足額の存在する会計ごとの経営健全化の取組方針は具体化されているか。
- ✓ 一般会計等の今後の収支見通しと公営事業会計の今後の経営状況を総合的に予測した財政運営を行っているか。

35

将来負担額の構成比比較

A町

10

8

40

22

債務負担行為

3セク損失補償

町村全国平均

1

0.4

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

- ✓ 債務負担行為に基づく支出予定額等が全国平均より高い原因を分析の上、将来的な財政負担を想定した財政運営を行うことが重要。

36

健全化判断比率等の審査事務について ①

実際の審査においては、審査期間や人員の制限があり、資料も多い。
以下のような箇所を重点的にチェックするなど、審査の効率化を図ることも
必要。

- * 数値に誤りがあった場合に、比率自体の異動もあり得る大きな値(額)
指標の分母である「標準財政規模」に大きな修正があれば、全ての指標に影響する。
- * 前年度の数値との乖離(増減)が大きい箇所
- * 総務省や都道府県から、誤りが多いと注意喚起されている箇所
都市計画税に係る特定歳入見込額の算定 等
- * 他法人の決算書など、他者により既にその正確性が確認されている資料
ではなく、財政担当部局以外の者のチェックをなんら受けていない資料等

37

健全化判断比率等の審査事務について ②

どうすればチェック漏れのない確実な審査を行うことができるか？
以下のポイントに留意しつつ、地道な審査を行う必要がある。

- * 関係法令、算定様式・記載要領、チェックポイント等の理解が不可欠
ただし、細部にわたる理解は容易ではない。まずは全体像の把握から。
- * 総務省のQ&Aなどを常にチェックするなど情報に敏感になること
財政担当部局との連携が重要。
- * 前年度の数値や近隣団体の数値などと比較することで異常値を発見できる
ことがある。
- * 指標全体を見渡してチェックできる人材(担当)が必要。縦割りによる弊害
(ミス)を回避
- * 指標相互の関連に着眼するなど、様々な切り口からチェックする視点
将来負担比率が高いのに実質公債費比率が低い理由として、償還開始前であるため等の理由を
特定することができない場合、何らかの算定ミスがあるのではないか。

38

健全化判断比率等の審査事務について ③

健全化法に基づく指標の審査は、指標の客觀性・正確性を担保するため。
「意見書」には、指標の客觀性・正確性に関する事項を記載することが基本。

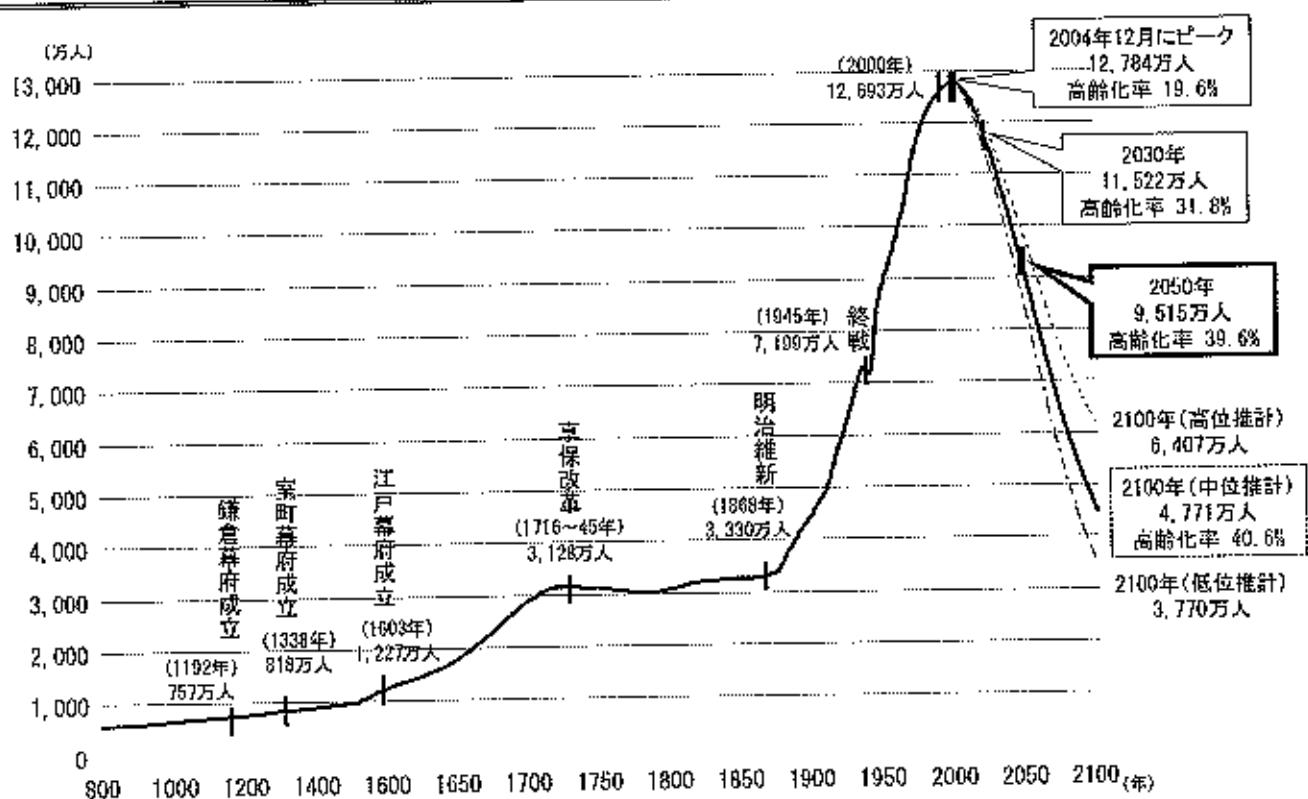
意見書に記載されることが想定される意見の例

- * 財政担当部局において客觀的事実に対する確実性や合理性に関する判断がなされた場合において、監査委員の立場からそれとは異なる判断を指摘する意見
 - ・債務負担行為支出予定額「一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額」
 - ・特定歳入見込額「将来負担額に充てることが確実と認められる額」等
 - * 債務負担行為の未設定等、適正な手続きに則っていないために、指標で捕捉すべきものが捕捉できない場合において、その速やかな是正を求める意見
 - * 財政担当部局からの算定結果の提出が遅く、十分な審査期間を確保できなかった場合において、次年度の早期提出を求める意見 等
- なお、意見は、監査委員として客觀的な見地から述べられるべきもの。
したがって、主觀に過ぎる意見を記載することは避けなければならない。

III 今求められる財政運営

わが国における総人口の長期的推移

- 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少

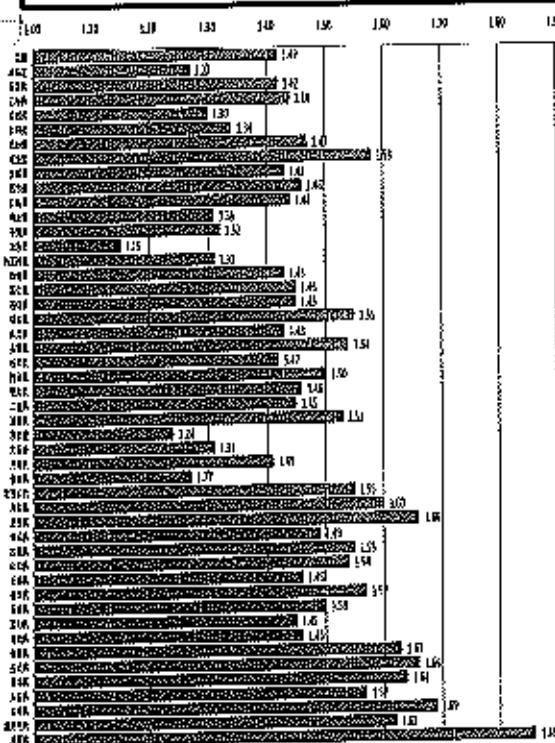


出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 摘要(平成23年2月21日国土議論会政策部会長期展望委員会)

42

都道府県別の出生率

- 合計特殊出生率の最低が1.15(東京都)、最高が1.86(沖縄県)。九州中国地方が高い傾向にある。
- まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上することが見込まれるとされている。2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07となると、2060年の人口は約1億200万人になることが予測されている。なお、現在において、出生率1.8以上の市町村は120団体である。



H26年出生率が高い順(都道府県)

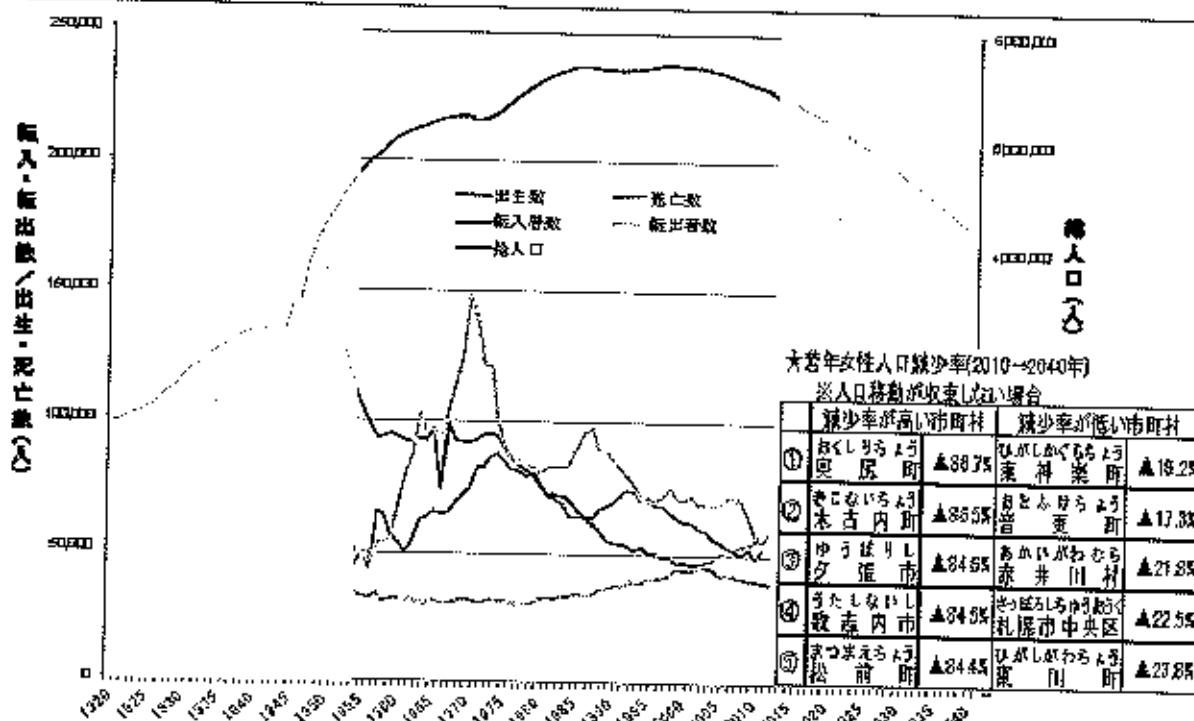
H20年～H24平均の出生率が高い市町村(30番目まで)

1	産経郡	伊仙町	2.81
2	沖縄県	久米島町	2.31
3	沖縄県	宮古島市	2.27
4	沖縄県	首里鹿村	2.20
5	長崎県	対馬市	2.18
6	鹿児島県	牧之原町	2.18
7	沖縄県	金武町	2.17
8	沖縄県	石垣市	2.16
9	長崎県	壹岐市	2.14
10	鹿児島県	天城町	2.12
11	鹿児島県	与論町	2.10
12	沖縄県	由布原町	2.09
13	熊本県	豊町	2.08
14	熊本県	あさぎり町	2.07
15	沖縄県	南大東村	2.07
16	沖縄県	糸良間村	2.07
17	鹿児島県	長島町	2.06
18	鹿児島県	越戸内町	2.05
19	桜島郡	柏原町	2.03
20	鹿児島県	喜界町	2.03
21	沖縄県	喜界町	2.03
22	鹿児島県	南種子町	2.03
23	鹿児島県	知名町	2.02
24	熊本県	山江村	2.00
25	鹿児島県	和泊町	2.00
26	鹿児島県	糸界町	2.00
27	鹿児島県	中種子町	2.00
28	沖縄県	糸満市	1.99
29	沖縄県	糸満市	1.99
30	沖縄県	沖縄市	1.97

43

北海道の人口(自然・社会増減)

- 北海道では転出超過の傾向が継続しているが、2000年頃からは自然減も加わり、人口が減少している。

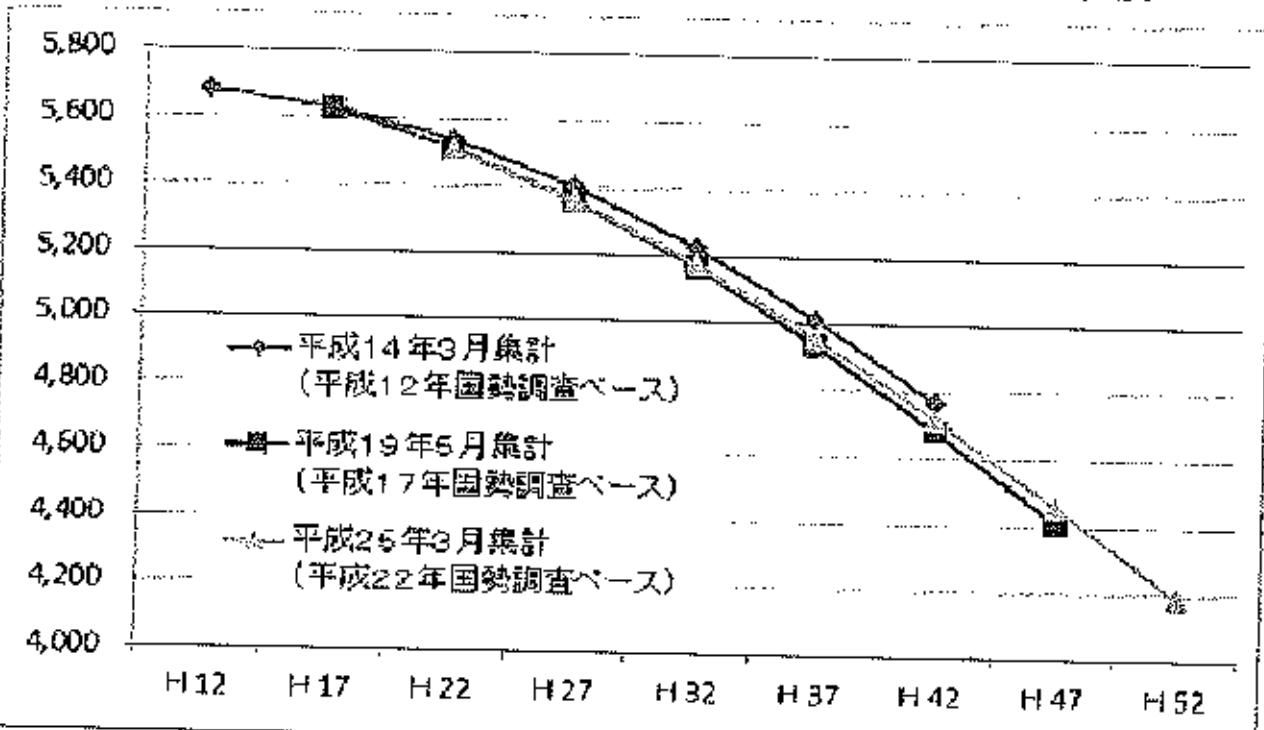


資料：総務省「国勢調査」「人口推計」「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

44

北海道の将来人口の推計

北海道の人口…今から約25年後(2040年)には420万人(3／4)程度に

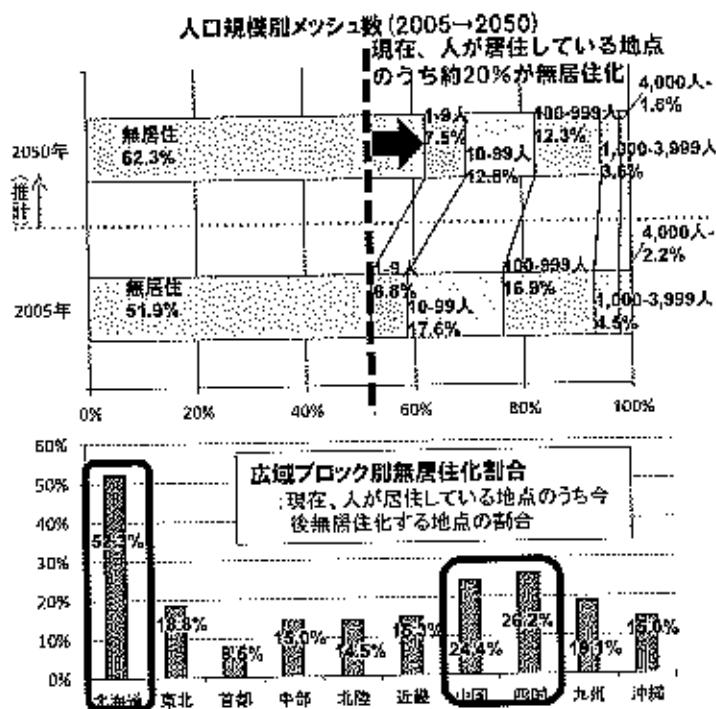
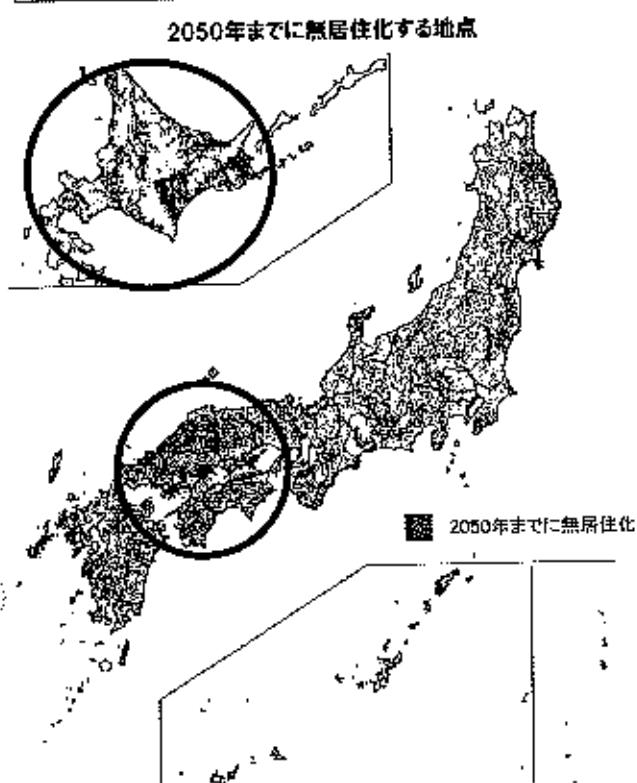


出典：北海道「夕張市の財政運営に関する調査」(H18.8.11)

45

居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

46

S45～H22の人口推移(美唄市と岩見沢市の比較)

美唄市(に該当する地域)の人口の推移

1970年(昭和45年)	47,369人
1975年(昭和50年)	38,416人
1980年(昭和55年)	38,552人
1985年(昭和60年)	37,414人
1990年(平成2年)	35,178人
1995年(平成7年)	33,434人
2000年(平成12年)	31,183人
2005年(平成17年)	29,083人
2010年(平成22年)	28,032人

総務省統計局 / 国勢調査

47,369人

↓
26,032人(▲45.0%)

2015年国調速報値
23,048人(▲50.6%)

岩見沢市(に相当する地域)の人口の推移

1970年	89,601人
1975年	89,369人
1980年	93,340人
1985年	95,862人
1990年	93,312人
1995年	97,042人
2000年	96,302人
2005年	93,677人
2010年	90,153人

89,601人

↓
90,153人(+ 0.6%)

総務省統計局 / 国勢調査

49

美唄市と岩見沢市の比較

「増田レポート」では

(人)

	2010年 総人口	2010年 若年女性人口	2040年 総人口	2040年 若年女性人口	若年女性 人口変化率
岩見沢市	90,145	9,504	57,166	4,298	△54.8%
美唄市	26,034	2,181	11,536	608	△72.1%

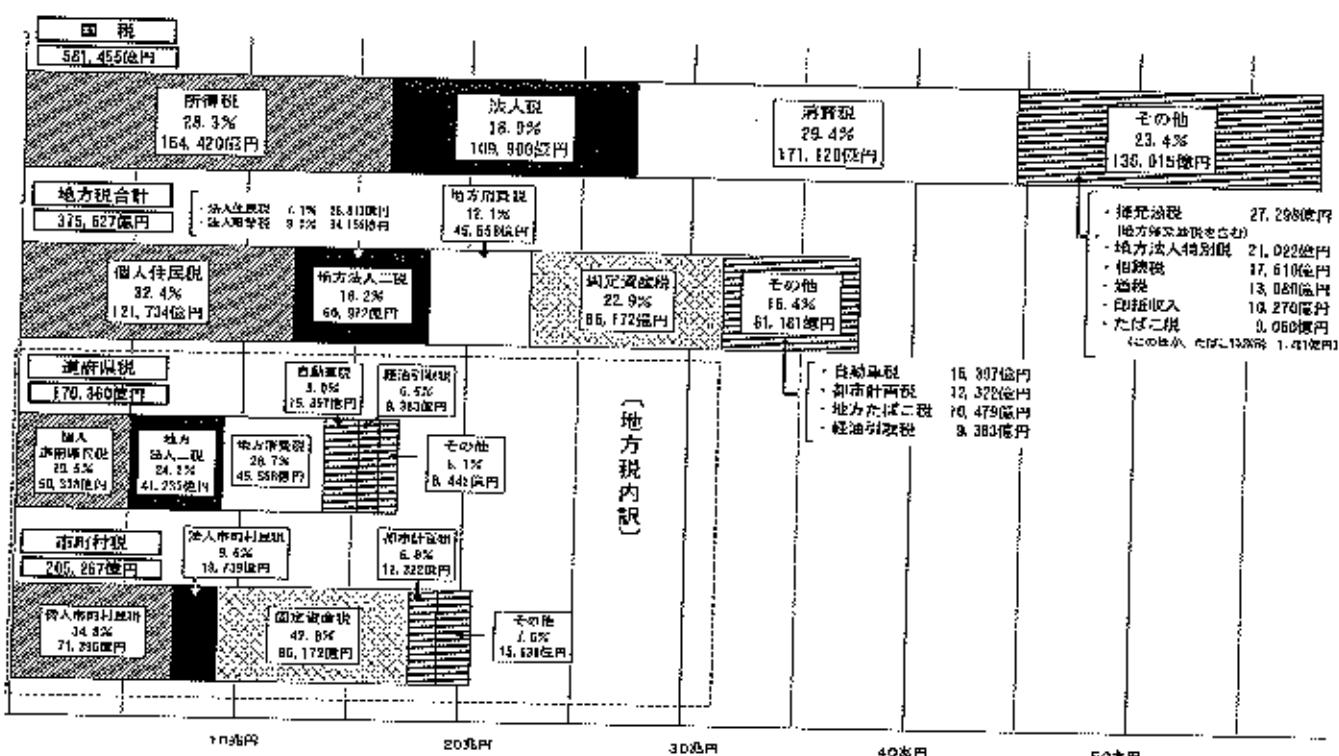
札幌への 所要時間(特 急)	通学定期代 (普通)	通学定期代 (特急)	通勤定期代 (普通)	通勤定期代 (特急)	
	6ヶ月 3ヶ月	6ヶ月 3ヶ月	6ヶ月 3ヶ月	6ヶ月 3ヶ月	
岩見沢市	24分				
美唄市	35分	85,560 45,160	170,430 87,380	167,000 93,300	290,420 155,010

(特急分) 84,870 123,420

通学定期は大学生の金額

50

国税・地方税の税収内訳(H27年度予算・地方財政計画額)



(注) 1 高齢者の火葬は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2 地方税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、扣留課出及び法定外税を含まない。
3 地方税は地方法人税を含む。法人税は地方法人税に計上を含まない。

51

夕張市の「地域再生に向けた取り組み」(抜粋)

市民の住民自治活動と行政との協働

市民が身近な地域課題に向けて自ら考え実践し、ネットワークを構築
～ゆうばり再生市民会議、ふれあいサロン、除雪ボランティア、環境美化活動など各町内会活動 等～

市民による各種施設の運営

市民団体（地縁団体やスポーツ連盟）による公共施設の管理運営
～市営球場や紅葉山パークゴルフ場、各地域における生活館 等～

地域の再生に向けたNPO等によるまちづくり

NPO等の法人設立が相次ぎ、市民レベルの活動が活発化
～ゆうばり観光協会（北の宿年希望の杜の指定管理、観光ガイド等）、ゆうばりファンタ（ゆうばり国際ファンタスティック映画祭、フィルムコミッション関係）、炭鉱の記憶推進事業団 等～

企業と行政の協働

企業支援として、行政と市民も連携
～しあわせの桜ともみじ夕張プロジェクト、市のホームページの運営支援、市民会館の修繕支援、老朽化した公共施設の解体支援、老朽職員住宅を改修した移住体験宿泊棟の運営、ゆうばり駅待合所の改修、ネーミングライツ手法を用いた鹿の谷公衆トイレの夏期再開、各種イベント、行事の開催 等～

出典：「夕張市の再生方策に関する検討委員会」資料(1427.10.29)

52

最　後　に

ご清聴ありがとうございました。

連絡先:E-mail:h.kasamatsu@hops.hokudai.ac.jp

Facebook:<https://www.facebook.com/hiroshi.kasamatsu>

※ 意見にわたる部分は個人の見解であり、講師が所属する組織の見解でないことを申し添えます。

54

参考：自治省（現 総務省）入省後

H4	青森県庁<1年間> ・県内市町村の行財政指導
H5～H7	国土庁防災局 ・着任日に奥尻地震、そして、阪神・淡路大震災
H8～H10	地方分権推進委員会事務局 ・第1次分権改革…国と地方は上下・主従の関係ではない。 機関委任事務の廃止、国の関与の見直し
H10～H15	石川県庁<5年間> ・情報政策課長…情報ハイウェイの整備 ・企画課長…「子どもすくすくプラン」の策定 ・財政課長…議会対策、マスコミ対策、知事対策
H15～H17	総務省行政評価局 ・少子化対策について政策評価
H17～H18	内閣府防災（旧国土庁防災局） ・新潟県中越地震

55

H18～H20	総務省自治財政局 ・夕張市（美唄市の隣の隣）の財政破綻の処理 ・自治体財政健全化法（三十数年ぶりの新法）の制定
H20～H23	滋賀県庁 ・総務部次長…財政・人事、議会との付き合い ・商工観光労働部長…景気対策・観光振興・雇用確保
H23～H24	消防庁長官付 ・東日本大震災対応…毎日、東京電力の報告を聞く 地方公務員共済組合連合会 ・資金運用部長…15.5兆円を運用し内外株・内外債の売買
H24～H25	大津市政策統括監 〃 副市長
H25～H27	沖縄振興開発金融公庫 ・総務部長…人事、融資制度の企画立案
H27～H29	北海道大学公共政策大学院教授
H29～	北海道大学公共政策学研究センター研究員 北地域総合整備財団（ふるさと財団）事務局長

56